

平成 29 年 9 月 1 日
消 費 者 庁

食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に対する
意見募集の結果について（概要）

消費者庁では、「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、御意見の趣旨又は理由が不明確なものや、本意見募集の対象となる事項以外の御意見などについては、取り上げておりません。

1. 意見募集期間：平成 29 年 3 月 27 日～同年 4 月 25 日
2. 意見提出方法：電子メール、ファックス又は郵送
3. 寄せられた意見総数：8,715 件（意見提出の方法により、複数の意見内容を含むものもまとめて 1 件としてカウントしている場合があります。）
4. 主な意見の概要と意見に対する考え方：別紙のとおり

目次

総論	1
22 食品群の取扱い	16
義務表示の対象	16
適用除外	24
インスタ加工	24
米トレーサビリティ法との整合性	24
酒類表示	25
重量割合上位1位の考え方	26
原材料表示	27
原料原産地の表示方法	29
表示方法	31
可能性表示	34
大括り表示	37
中間加工原材料の大括り表示	39
可能性表示及び大括り表示	39
使用実績・使用計画	41
根拠資料の保管等	48
使用実績の根拠	49
使用実績等の注意書きの記載方法	50

製造地表示	54
誤認防止策	60
おにぎりのり	62
業務用加工食品	63
経過措置の拡充	65
監視体制	68
普及・啓発	73
応答義務	76
国際整合性	76
表示方法の拡大	77
見やすい表示	78
産地名の意味を誤認させる用語	79
景品表示法	79
その他	80

主な意見の概要	意見に対する考え方
総論	
<p>改正案に賛成。(同意見 542 件) (理由は、以下のいずれか。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外国産原料を使用しているにもかかわらず国産原料を使用していると消費者に誤認を与えている実態の是正につながることを期待できるため。 2 現行制度では輸入原材料を使用して国内で加工された食品が国産原材料を使用していると消費者に誤認を与えかねないため。 3 国産と表示することによって、外国産との差別化を図ることができ、国産農畜水産物の消費拡大につながるため。 4 遺伝子組換えかどうか分かりやすくなるため。 5 国産と表示することによって、外国産との差別化を図ることができるため。 6 消費者にとって必要な情報が提供されるため。 7 消費者の商品選択において産地情報は重要であるため。 8 全ての加工食品の原料原産地表示は、全国の農業者の要望であり、食料自給率・自給力向上の大切さを消費者に訴える意味においても重要だと考えるため。 9 消費者に十分な情報を開示し、自主的かつ合理的な選択を可能とするため。 10 消費者にとって安全・安心の一要因となる情報が一定確保できるため。 11 表示の正確さはその製品の信用に結びつくため。 12 現行では、同じ加工食品でも表示義務のある製品とない製品があり、公平な商取引が行われなくなるという問題があるため。 13 今後、安全のための一層の改正を望むため。 14 外食等への義務表示拡大を期待するため。 15 産地の特定が難しい場合は、「輸入」などの表示でもあるほうがよいため。 16 本改正案では、消費者が混乱するなどと言われているが、関心のない人は見ないだけであり、それは現在の食品添加物の問題でも同じであるため。 	<p>御意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>今回の改正案で一步進んだことは、評価できる。 (同意見 5 件)</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>改定案が示されたことにより原料原産地表示の拡大が一步前進したことは、大いに評価できる。 今般の改定案に賛同するとともに、残された課題の解決に向け、今後の更なる検討を求める。 (同意見 149 件)</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>改正案には基本的に賛同する。 資材在庫処理等、メーカーにとっては負担が大きくなるため、移行期間を長めにとる等の措置を検討してほしい。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>加工食品製造業者からは反対意見が多く出そうだが、消費者の立場から見れば情報は多いに越したことがない。</p> <p>消費者の情報リテラシーを高め、賢い消費者を育てるためにも、原料原産地表示は必要。</p> <p>持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けた取組、努力を目に見えるものとするにつなげる原産地表示、ぜひ実現させてほしい。</p> <p>食品表示はきちんと原産地表示すべき。特に輸入品などは心配。(同意見1件)</p> <p>食品の原産地表示の義務化を進めてほしい。(同意見4件)</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>改正案に反対。(同意見96件) (理由は、以下のいずれか。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費者委員会や検討会での議論が不十分であるため。 2 非関税障壁となる可能性があるため。 3 国際社会の一員としてコーデックス等の国際基準との整合性を図る必要があり原料原産地表示の義務化は適切でない。 4 改正案の対応により原料仕入れ先が限定されたりすることで、かえって商品の価格が値上がりしてしまうおそれがあるため。 5 費用と労力の負担に加えて罰則が伴うものであり、事業者にとって過剰な規制であるため。 6 食品メーカー側から消費者に対して正しく判断できる情報が伝わっているのか疑問であり、ただ一方的に開示しただけでは意味をなさない制度であるため。 7 改正案は、包装の頻繁な変更など食品事業者に多大な負担を強いるにもかかわらず、消費者にとっても分かり難いものとなっており、効果が少ないため。 8 表示することありきの無理な制度拡大は、制度の質を低下させるため。 	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> <p>また、改正案を提示後、食品表示部会において、5回にわたり御議論いただき、答申をいただいております。</p>
<p>改正案に反対。(同意見85件) (理由は、以下のいずれか。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 例外表示の導入により、現実の表示レベルが後退し、混乱することが予想されるため。 2 例外表示は、実際の原料原産地と必ずしも同じであるとは限らず、消費者の誤認を招く可能性があるため。 3 改正案は、極論を言えば国産か輸入かの区別しできないものであり、これは消費者が求めている産地の情報だとは思えないため。 <p>可能性表示や大括り表示の考え方に消費者の立場は入っているのか。結局は誰のための表示なのか。</p>	<p>可能性表示や大括り表示、中間加工原材料の製造地表示を行うことで、原料原産地表示の実行可能性が確保され、今まで対象とされていなかった加工食品について、新たに原料原産地情報が提供されるため、消費者にとっては合理的に商品を選択できることとなり、メリットが大きいと考えています。なお、新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
改正案に反対。知る権利を声高に主張する一部の消費者の声で、行政が惑わされることのないようしっかりしてほしい。	消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。
改正案に反対。必要なものや業界から要望があるものを、事業者の実行可能性を丁寧に調査した上で品目を増やしていけばよい。	
現段階の複雑な改正案には反対。安全性に直結しない分野での一律的な表示の困難なものは、事業者による自主的な情報提供の推進を促進する施策を優先すべき。	
改正案は、「全ての加工食品」への原料原産地表示の実行性を重視したあまり、広範囲への例外表示が認められ、本来的な食品表示の機能が果たせなくなってしまうことが危惧されるため、再検討すべき。 (同意見 35 件)	消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。 また、改正案を提示後、食品表示部会において、5回にわたり御議論いただき答申をいただいております。
全ての加工食品に原料原産地表示を義務化する形での制度導入は到底適切とは思えず、専門家委員会に差し戻し、表示の優位順位を考慮した制度設計に見直すべき。(同意見 6 件)	
今回の改正案は、複雑で分かりにくく、消費者にとっても事業者にとっても、問題の多い制度となっている。今後、パブリックコメントの内容を踏まえて、本件を専門家委員会に差し戻した上で、食品表示を俯瞰し、表示の優先順位を考慮した制度設計に見直すべき。(同意見 17 件)	
製造事業者・卸売事業者が、小売業者等に対し、確実に正しい産地情報が伝達できるか、実行可能性について徹底的に検証してほしい。	
消費者への普及啓発が不十分であり、頻繁な包材の切り替えに伴う包材の無駄や、表示ミスによる食品ロスがかなり発生すると懸念されるため、改正案を再検討すべき。(同意見 3 件)	
原料原産地を商品選択に利用している消費者がどの程度いるか不明であり、メーカー側の負担増が商品価格に転嫁される可能性がある。また、輸入品については規制対象外となっており、誰にメリットがあるのか分からないため、改正案を再検討すべき。	
検討会での慎重な議論を継続すべき。(同意見 2 件) (理由)	
改正案には、表示制度検討開始時の大原則である、消費者にとって活用可能な、理解しやすいものになっているか否かの視点が欠けており、むしろ消費者にとって活用しにくいものになっているため。	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>改正案について、再検討すべき。(同意見1件) (理由) 事業者にとっては、コストをかけるだけのメリットがあるのかが不明であり、逆に意図的に情報を隠そうとする可能性がある。また、原料の国内生産者にとっては国産原料の利用機会が失われる可能性がある。さらに監視体制の煩雑さも懸念され、事業者のみならず行政への消費者不振につながりかねない。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> <p>また、改正案を提示後、食品表示部会において、5回にわたり御議論いただき答申をいただいております。</p>
<p>本当に全ての加工食品に表示が必要なのか再考すべき。 食品関連事業者が国産原料使用へ戻込みする可能性があること危惧している。 例外表示を認めることで、現在より実際の表示が後退し、混乱する。(同意見1件)</p>	
<p>「なぜ、全ての加工食品に原料原産地表示を義務化するのか」といったことや中小事業者の実行可能性といった点についてパブリックコメントを踏まえ、食品表示部会で再度議論すべき。(同意見3件)</p>	
<p>「22食品群＋4品目」の原料原産地表示や「豆腐・納豆のガイドライン」等の既存の基準による表示と新表示が混在する形になるが、これらの表示の違いについて消費者は理解できるのか、事業者は正しく実行可能であるかを再度検証すべき。(同意見4件)</p>	
<p>今回の改正案は、全体的に非常に分かりにくく混乱が予想されるため、根本的に見直すべき。 (同意見23件)</p>	
<p>改正案に反対。(同意見3件) (理由) 原料原産地表示の導入により、アレルギー表示など安全性に関わる表示がより見づらくなってしまうことが懸念されるため。</p>	<p>アレルギー表示など安全性に係る表示が見やすくなるよう、Q&Aで表示順を示します。</p>
<p>原材料の表示はより分かりやすくしていくべき。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>消費者にとって必要な情報内容や情報量と分かりやすさ、さらに事業者の負担増との適切なバランスを考慮して進めることが肝要であり、消費者、事業者双方の意見を十分聞いた上で検討を継続してほしい。</p>	
<p>今回の改正案は、消費者にとって更に分かりにくくなる。(同意見6件)</p>	
<p>一括表示は消費者が商品間で比較しやすい表示とすべきであり、現在の統一的な表示制度を維持すべき。 (同意見2件)</p>	
<p>消費者へ同じ製品でありながら、相当の値上げをしないとないように販売できないことを、改正案の普及と同じだけの時間と労力をかけて伝えて、再度この表示が必要かどうかの是非を確認してもらいたい。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>改正案を再検討すべき。 (理由) 素案をまとめた時に関係者からの聞き取りも行われず、具体的なデータに基づいての環境負荷の計算がされていないため。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>無理に全ての食品で表示を行うのではなく、対象品目をよく精査し、消費者にとって必要な情報を分かりやすく伝えられるように制度設計を見直すべき。</p>	
<p>「全ての加工食品」への表示は望んでおらず、あくまでも「正しい情報」が欲しいだけ。廃案を含め、再考してほしい。</p>	
<p>加工品においても原産国を明示するべき。</p>	<p>今回、全ての加工食品について、重量割合上位1位の原料の原産地を義務表示の対象とする食品表示基準の改正案を提案しています。</p>
<p>原産国表示は義務化してほしい。(同意見 130 件)</p>	
<p>引き続き、義務表示対象の拡大や、これまでの表示項目に対してもより詳しい表示となることを希望する。(同意見 13 件)</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>食品の原産地表示は大切であり、今回の方針は不十分だが、現状よりもベターである。ここから後退しないよう、できれば更に前進するようにしてほしい。</p>	
<p>一次生産者の立場からみて、「表示対象原材料の拡大」や「外食、インストア加工等への対応」といった幾つかの課題もある。 加工食品の原料原産地表示の拡大が、一步進んだことは評価できるが、残された課題の解決に向け、今後も検討するよう要望する。</p>	
<p>原料原産地の表示対象を原則、包装された全ての加工食品(輸入加工食品を除く)を対象にしたことは評価できる。せめて重量割合上位1位の原料原産地は全ての国を表示してもらえるように検討してほしい。</p>	
<p>国内、海外、遺伝子組換え、その割合なども細かく表示してほしい。</p>	
<p>原料原産地表示の義務対象が全ての加工食品に拡大されることは評価するが、多くの抜け道が残されていることは課題である。 対象原材料の将来的な拡充、例外を可能な限り封じ込められるための措置及び制度運用の担保となるトレーサビリティ制度や罰則規定、監視体制などの整備・強化を政府に求める。(同意見 17 件)</p>	
<p>加工食品の原料原産地の義務表示の対象が広がることはよいが、課題は多い。</p>	
<p>情報が氾濫している社会だからこそ、食品の安全性と消費者の選択権が守られるよう、食品表示を明確にしてほしい。</p>	
<p>選択したい消費者が選択できる環境を守ってほしい。</p>	
<p>商品の限られたスペースに全成分表示は難しくとも原産国表示はしてほしい。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
万人が「理解しやすい食品表示」を望み、選択できる目を持つ事が可能になる改正であってほしい。	御意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。
原料原産地表示の拡大を要請するとともに、輸入農産物にも栽培履歴や残留農薬の検査態勢の厳格化をしてほしい。	
原産地表示は企業から消費者への任意の情報提供にとどめ、政府はそれを支援するのが望ましい姿であるとする。	今後の課題とさせていただきます。
今回、重量割合上位1位の原材料を原産地表示とした規定は、共通ルールを進めるベースとなるものと評価しているが、加工食品の原料原産地表示の規制では、従前のダブルスタンダードからトリプルスタンダードとなり、加工食品の違いにより公平性・平等性に大きな問題のある複雑怪奇な法令となるため、一本化したシングルスタンダードとすべき。	原料原産地表示の対象である22食品群と4品目については、既に表示の適正化が図られており適正な表示で流通しているため、これらは現行制度を維持し、その他の加工食品について新たに原料原産地表示制度の対象とすることとしています。
原料原産地の表示を義務付けることが、輸入原材料を使用する事業者の負担を増やすとなれば、非関税障壁にはかならない。国内原料についても生鮮食品の「原産地」表示のように「県名」の表示を義務付ければ負担の差は少ないといえるが、「国産」表示でよいとなれば、輸入事業者の方が負担が大きい。	原材料が生鮮食品の場合にあつてはその原産地を、原材料が加工食品の場合にあつてはその製造地を表示することとしているため、海外から輸入された原材料が加工食品の場合に、生鮮原材料まで遡って原産地を表示することを義務付けるものではありません。
今回の改正案は、食品表示のことがある程度分かっていることが前提となっており、表示の勉強をしていない消費者は、混乱する。また、製造者の負担が大きくなり、産地偽装を誘発してしまう。メリットとデメリットを天秤にかけると、デメリットの方が大きい。	新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。また、新たな食品表示制度について、食品関連事業者への支援・指導等を積極的に行っていきます。
資料を何度も読んで勉強し、学習会も行ったが、表示方法があまりに複雑でよく分からない。このまま実施されると、誤解と混乱が生じる。	
消費者が勉強しないと意味が理解できない表示はそもそもおかしい。	
今回の改正案は、とても難しく消費者のことを考えていない。(同意見1件)	
原料原産地の義務表示の対象が、全ての加工食品に拡大されることはよいが、例外表示について違和感がある。消費者として全てありのままの表示を希望する。	消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。
改正案は、消費者にとっても事業者にとっても混乱を招く制度となっており、それは全ての加工食品を対象として議論を始めたことに起因している。(同意見3件)	
今回の改正案は、外国産か国産かよく分からない表示が付き、文字数が増えて老眼には、不親切な表示になる。国民のほとんどが理解していないことを、拙速に決める必要はない。	
今回の改正案は、事業者のコストが上がり、結果的に価格に上乗せされ消費者の負担が増える。(同意見1件)	

主な意見の概要	意見に対する考え方
今回の改正案は、今まで以上に事業者への問合せが増えるとともに、コスト増に係る負担が商品価格に反映される懸念がある。	消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。
新たに原料原産地を記載する場合は、証明書の発行や購入原料の産地集計などの事務負担が増える。	
食品表示法対応のため、既に改版を実施したのも、新たに改版が必要になり、二重の費用が発生する。費用は、人件費も含め1品目約数十万円かかる。トータル2億円前後のロスになる。	
原産国の風評によっては、当該国産の原料を使用している製品において不当な価値の低下を招く可能性がある。問題のない原料を使用している製品まで消費者の過剰反応の影響を受けてしまい、結果、食品ロスの増加につながるおそれがある。	
今回の改正案で、使用原材料が特定の原産国に集中したり、逆に避けたりすることが発生する可能性があり、そのため特定の原材料が品薄になったり、価格が上昇したりすることが懸念される。	
産地情報の確認など、アイテムが多いメーカーにとっては、非常に負担が増える。	
全ての食品を原料原産地表示の対象にする必要はなく、対象を絞るべき。	
企業として情報確保に努めても、意図しない産地偽装に陥る危険性が懸念される。	
全事業者が、複雑なこの改正案を正確に理解し、適切に実行に移せるかどうかは甚だ疑問。 (理由) 改正案では、表示困難な食品にまで「例外表示」をさせることで、制度が複雑で難解なものになった。複雑な制度は、事業者を徒に疲弊させるばかりでなく、表示ミスに伴い、表示改版や社告回収の多発を招くことにもなりかねない。また、意図しない表示違反が氾濫し、当該制度のみならず、日本の食品表示全体への信頼性が損なわれることを危惧する。	
小麦粉の原料原産地表示の義務化は適切でない。 (理由) 小麦粉は加工度が高く、品質は原料原産地で決まるものではない。品質維持のために、配合比率を変えており、原料原産地及び順位がその都度変わる。順位の変動を抑えるために、原産国割合を優先させると品質の低下を招き消費者の不利益となる。原料原産地を義務化している国はほとんどなく、国際基準との整合性を取る必要がある。	
原料原産地表示が正しい事を社内でチェックする必要がある、そのための手間が増えることは事業者にとって間接的なコスト増となり、負担。	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>最終品質を標準化するために、ロット間でブレンドして均質化することも行われている。このため原料原産地を固定して表示することは弊社製品の多くが困難である。</p> <p>各国からの輸入品が増えている現状では、原料原産地表示は、かなり困難であり、時期尚早。</p> <p>原料の品質ではなく、表示に合わせて仕入れをすることになるのではないかと。</p> <p>全ての加工食品を一律の規定により義務付けるのではなく、対象となる品目を追加する従来の方法が適切ではないかと。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>特色のある原材料表示を任意でしている商品でなくとも、原料原産地を包材に記載した場合は、包材の記載内容変更や休売なども考えねばならず費用負担が心配。</p> <p>食品事業者が表示切替のコストやコンプライアンスにこだわることで、国産原料使用へ戻込みする可能性がある。</p>	<p>今回の改正案は、国別重量順表示以外にも、可能性表示や大括り表示などの例外表示も一定の条件下で認められることになり、事業者の実行可能性を踏まえて検討したものです。</p>
<p>改正案に反対。 (理由)</p> <p>魚肉すり身に使用する魚が天然魚である場合、漁獲が一律ではなく不安定であり、また、複数種のすり身を混合して使用しているため、すり身の組合せ1ロットに対して表現を合わせる事は困難である。</p> <p>制度の議論のきっかけが「TPP 対策」であり、その時点で国産への誘導の意図が明らかである。そのような意図をもって表示制度を規定すること自体が既に国際ルール違反である。消費者が選択のため原料原産地を見るから、というのは後付けの理由に過ぎないことは議論の経緯から明らかである。平成 27 年の消費者意向調査で重要な「表示項目を見る理由」の設問をあえて削ったことから後付けの根拠であることが伺える。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>今回の原料原産地表示の規定については安易に急ぐことなく、国際的な動向を踏まえた上で制度設計すべき。</p>	
<p>契約していた産地の原料を調達できなかった場合、原料仕入れ先が産地偽装に走る危険性が高まる。</p>	<p>平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震の際は、食品表示基準に沿っていないものについて、衛生事項を除き運用上取締りの対象としないこととする対応を行っており、今後もこのような際は、同様の対応が考えられます。</p> <p>また、同様の事例としては、家畜の伝染性疾病の発生による輸入停止措置等が考えられますが、あらかじめ典型的にお示しすることは困難であると考えています。</p> <p>ただし、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではありません。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>改正案は複雑で、文字も増え、表示箇所も複数個所になるため、消費者にとっては利用価値が低い。 (同意見 1 件)</p>	<p>新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>事業者が表示方法を選択するため、同じ商品群で表示方法が異なり、表示を比較することで品質を確認することが困難。(同意見 32 件)</p>	
<p>改正案に反対も賛成もできない。 (理由) 監視体制が整備されていないため。 1 消費者庁には、収去の権限もなく、検査の機能もない。 2 原料原産地表示をトレーサビリティで監視することは困難。</p>	<p>原料原産地表示制度の運用に当たっては、国(消費者庁、農林水産省等)及び都道府県等が、事業者への立入検査等を通じて、適正な表示が行われているか表示の根拠となる書類等を実際に確認し、効果的かつ効率的な監視に努めることとしています。</p>
<p>現行で義務表示の対象となっている 22 食品群(+ 4 品目)については「品質の差異」の視点で義務表示対象となっているが、改正案で新たに義務表示の対象となる原材料が 50%未満の 22 食品群(+ 4 品目)については上記の視点を欠くものであり、整合性が無くなった。(同意見 1 件)</p>	<p>原料原産地表示の対象である 22 食品群と 4 品目については、既に表示の適正化が図られており適正な表示で流通しているため、これらは現行制度を維持し、その他の加工食品について新たに原料原産地表示制度の対象とすることとしています。</p>
<p>今回の改正案は、消費者にとっても事業者にとっても複雑で分かりにくい。消費者は理解に苦しみ誤認し、事業者は適正な表示が困難になり表示ミスをおかしかねない。いきなり義務化するのではなく、ガイドラインを示した上で、当面の間、試行期間を設けて運用し、その後問題点を整理し、義務化を図るという手順で行ってほしい。(同意見 2 件)</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。また、新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>全ての加工食品に原料原産地表示は必要ない。 (同意見 9 件) (理由は、以下のいずれか。) 1 表示欄の文字数の増加は、表示の見にくさにつながる。 2 産地の変更の都度、包材の表示変更が生じ、大変な労力を要する。</p>	
<p>「全ての加工食品」を対象とする点を見直した上で、現行制度を拡大し実施可能な食品から実施すべき。 (同意見 4 件) (理由) 全ての加工食品を対象とすることにより可能性表示や大括り表示等の曖昧な表示が必要となり、消費者にとって複雑で分かりにくく、消費者委員会食品表示部会の議論において、ほとんどの委員が懸念や問題を指摘する中、改正案を導入することは極めて難しい。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10 回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>いきなり全ての加工食品に原料原産地の義務表示を拡大するのではなく、数年単位での試行期間を設けたり、対象加工食品を絞ったりすることで、問題点の整理、ガイドラインの作成に取り掛かり、消費者の要求度の高い加工食品などから導入を図っていくべき。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>食品は何よりも安全の確保に集中すべきであり、義務化もここに注力すべきである。アレルギー物質の表示などもっと先に充実させることは他にある。付加価値の要素が強い原料原産地表示は一律に義務化する必要はなく、現行ルールで十分である。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>改正案では、菓子などにおいて糖類の製造地表示が必要となることになるが、消費者が求めている原産地表示とはかなりかけ離れたものになる。その商品の特長となる原材料の産地を表示すべき。</p>	
<p>加工度の高い原材料の製造地の情報は、消費者にとって必要な表示とは考えにくい。 商品への表示は、対象原材料が生鮮食品のものに限り、対象原材料が加工食品の場合は義務としないなどすべき。</p>	
<p>アレルゲンのように、健康や生命に関わる内容については必ず記載する必要があるが、原料原産地のようにならぬ内容については、表示を義務付ける必要はない。</p>	
<p>「通知」のような行政文書で示せるのは法令の「解説」の範囲であり、内閣府令の規定からは読み取れない独自の規定を通知で設けることはできない。</p>	<p>内閣府令の解釈については、Q&A等で示しています。</p>
<p>1 原産地の定義とはそもそも何か。 2 原産地には、農産物以外の中間加工原材料の製造地も含めるのか。 3 中間加工原材料の場合、原産地ではなく「原料加工地」としてはどうか。</p>	<p>原料原産地とは、原材料の産地のことです。中間加工原材料の製造地を含めて原料原産地であると考えています。</p>
<p>安全性に関わる表示が本来優先されるべきであるのに、原料原産地表示の義務化によって、一括表示内の記載事項が非常に分かりづらくなり、消費者にとっては、安全情報が知りたいのに一読しただけでは判別しづらい表示となる。</p>	<p>アレルギー表示など安全性に係る表示が見やすくなるよう、Q&Aで表示順を示します。</p>
<p>改正案が施行されると更に表示が分かり難く、アレルギー等の食品安全に関わる重要な情報が更に見にくくなる。</p>	
<p>表示の中に、情報が多すぎると「誤認」や「誤解」を招く。アレルゲンなどの情報が埋もれてしまう可能性もあり、今まで以上に見づらい表示は必要ない。</p>	
<p>法令等の改正は、事業者負担を強いることがないようにするため、個別の施行ではなく一括で施行すべき。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>原料が意図せず余った場合、当該商品の表示と合わなくても、一定割合以下なら使用可能としてほしい。 誤表示に関しては、意図的な虚偽表示と認められるものでない限り、当面は柔軟な運用をすることにより、大括り表示や中間加工原材料製造地表示をする必要がないようにすべき。</p>	<p>表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>表示拡大が生産振興に寄与することになり、事業者が国産原料を利用する機会を増やしていくことにつながるよう行政が支援・指導等進めてほしい。 (同意見 6 件)</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>生産者団体として、加工食品の原料原産地表示の拡大は、評価できると考えるが、幾つか課題もあり、直ちに改正案へ反映が難しい場合は、将来的な制度見直しの視点として、計画的かつ早急に検討するよう要望する。(同意見 12 件)</p>	
<p>国民のための目線で産地表示をしてほしい。</p>	
<p>消費者が自分で商品を選んで買うことは当然の権利であり、表示しなくてもよい原材料などない。加工食品に使われている原材料の産地の表示の基準を明確に厳しくしてほしい。(同意見 1 件)</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>消費者としては、商品の主役となる原材料(肉、魚、野菜)の産地が知りたい。役に立つ表示制度を望む。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。また、新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>複雑すぎて理解できない。 全ての加工食品に表示を義務化するメリットが分からない。 原料原産地表示を義務化している国はほとんどなく、国際基準と照らし合わせていかなものか。 (同意見 1 件)</p>	
<p>原産地を気にする消費者が、価格差を気にせず購入しているのかについては疑問がある。</p>	
<p>表示制度自体を再検討すべき。義務化するのであれば、曖昧な部分を全て排除し、十分な準備期間を設けるべき。 (理由) 消費者が原産国表示を見たときの印象は様々であるため。</p>	
<p>表示の優先順位を設定し、原料原産地表示はラベル表示の義務化から外してほしい。 国産など積極的に表示したい場合は事業者の強調表示に委ねるか、情報伝達を電話やホームページで確認する制度にしてほしい。</p>	
<p>例外表示がなるべく少なくなるような規程を工夫してほしい。</p>	<p>可能性表示や大括り表示は、これらの表示の根拠となる資料の保管等が条件となっており、また、実績等として利用される期間も限られるなど厳格な運用としています。</p>
<p>例外表示を認めた点は賛成であるが、あくまでの例外であるとする位置付けを明確にし、基本的には導入しないことを前提に要件を厳しく定めるべき。 (同意見 20 件)</p>	<p>食品表示基準の一部改正については、食品表示法に基づき、消費者庁が改正案を作成した後、消費者庁から消費者委員会に対する諮問に基づいて消費者委員会食品表示部会で審議されているほか、パブリックコメントの実施など、法令等に定められた手続により適切に行っています。</p>
<p>全ての加工食品に原料原産地表示を義務付けることは、農林水産業、食品製造業、消費者、全国民に多大な影響を及ぼす。このようなルールは国会の審議を経て導入すべき。</p>	
<p>ルールは国会の審議を経て導入すべきである。食品表示基準が内閣府令であるとはいえ、国会の審議を経ていない改正案をこのまま制度化してはならない。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>今回の改正案について重大な懸念がある。従来の表示に対して、今回、国内産商品は「国産」だけに、輸入食材について国名を表示せず「輸入」の表示に条件を緩和する方針になっている。これは遺伝子組換え食品の安全性が何ら配慮されずに輸入されるおそれが増し、放射能汚染のリスクを隠蔽することとなる。そのような食品表示基準の緩和は一体どれだけの国民の賛意を反映しているのか。</p>	<p>原料原産地表示制度は、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資することを目的とするものです。</p>
<p>安全性の担保は表示よりもチェック体制やメーカーの倫理に資するものであり、原料原産地表示の義務化よりも、それらをどう担保していくのかの視点で食品表示を検討すべき。</p>	
<p>以前、原産地と加工地が同一の場合でなければ〇〇産小麦粉、という記載をしてはいけないとある会社の方に言われたが、さらに以前には、もともとその表現は紛らわしいので他の言い方に修正しなければならないと指導されたこともある（その産地が原料生鮮品の産地なのか、加工地なのか判別できないので、そもそもそういう表現をしてはならない。加工品に産地を冠してはならない）。どこかでこのような表現が可能かどうか、使用方法が出されていたか確認したい。又は慣例として使用してよいのか。</p>	<p>今回の原料原産地表示制度は、原材料が加工食品である場合には、当該加工食品の製造地を表示することを基本としています。</p>
<p>もっと、誰にでも理解できるように、分かりやすくしてほしい。</p>	<p>新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。 また、新たな食品表示制度について、食品関連事業者への支援・指導等を積極的に行っていきます。</p>
<p>なるべく分かりやすく詳しく表示してもらいたい。</p>	
<p>パッケージには、中身に関する正確な情報のみを記載してほしい。</p>	
<p>改正案に基づく表示では一つの商品に対して複数の表示が行われるが、消費者がこれらの表示の意味を理解できないようであれば、周知・徹底を十分に行い、理解を深めたのちに実施すべき。</p>	
<p>業者間取引についても様々なものがあると思われるため、フローチャートでの診断や例示があるとよいと感じた。</p>	
<p>現在でも、メーカーによってはインターネット上で全ての原料の産地を公開しているし、問合せ窓口で必要な情報を提供してもらえれば充分である。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>一律に法律として義務化するのはやめ、ガイドラインとしてほしい。</p>	
<p>原材料の原産地表示等は強制力を伴わない民間企業のサービスの一環として消費者庁が奨励し、中小企業庁などと協力して小規模事業者が大規模事業者よりも不利にならないようにIT空間で情報開示を行政が支援するという方向付けが望ましいと考える。 (同意見1件)</p>	
<p>原産地を気にする消費者は、主に一般量販店を利用しているのか、又はこだわりを持った生協や通販会社利用が多いのか。量販店など販売者の意見が知りたい。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
原料原産地表示を義務化するのであれば、何かの表示を省略又は不要とすることも合わせて考えるべき。	消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。
固有記号制度と同じくまずは「応答義務」を課すことからスタートしてはどうか。一定期間観察後、きちんとしたレビューをし、表示を義務化するかしないか判断してもよいのではないか。	
加工食品での表示には、原産国表示は残してほしい。日本で加工したら、日本産となるのはおかしい。	中間加工原材料について、生鮮原材料まで遡って原産国を特定させることは困難であり、また、中間加工原材料についてもそれがどの地域、国で製造されたかの情報は、消費者の選択にとって有用な情報であると考えられるため、事業者の実行可能性を踏まえ、対象原材料が中間加工原材料である場合には、製造地表示を基本としています。
原則表示と例外表示を今より明確に分類し、また「国別重量順表示」が難しい場合について、もう少し明確にすべき。	「国別重量順表示」が困難な場合については、Q&Aで示します。
原料原産地表示の対象を全ての加工食品に拡大するのであれば、原料原産地が「(全ての加工食品)の販売をする際に表示されるべき事項」である根拠を、食品表示基準に明記すべき。(同意見1件)	改正案第3条第2項において、所要の規定を設けています。
原料原産地の記載が義務化されると、その都度記載内容を見直す必要があるため費用の負担も気になる。また状況に応じて休売を考える心配もある。	今回の改正案は、国別重量順表示以外にも、可能性表示や大括り表示などの例外表示も一定の条件下で認められることになり、事業者の実行可能性を踏まえて検討したものです。
個別品目ごとの実情に配慮した表示制度の検討が必要。	
試供品など不特定多数に譲渡する(販売を除く)加工食品に関しては、原材料名の表示は要しないと言うことで、この制度の対象外と考えてよいか。	今回の改正案においては、不特定又は多数の者に譲渡(販売を除く。)する場合は、原料原産地表示を要しないものとしています。
原料原産地表示を行う上では、正しい情報が川上から順次正しく伝達されることが前提であるべきであり、製造事業者及び卸売事業者の実行可能性を確保する意味からも、まずは川上の事業者に対する監視指導を徹底していただきたい。	原料原産地表示制度の運用に当たっては、国(消費者庁、農林水産省等)及び都道府県等が、事業者への立入検査等を通じて、適正な表示が行われているか表示の根拠となる書類等を実際に確認し、効果的かつ効率的な監視に努めることとしています。
複数の原産地の原材料を混ぜて使用している場合は、表示の正確性が問題となる。	
現行法のまま維持、又は少しずつ実現可能な食品から増やしていくべき。 「例外が7割となるような法律が果たして国民のためになるのか」を再考していただきたい。 現行法での調査ですら十分ではないのに、全加工食品で調査するのは人員予算共に足りません。	消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。
産地の表示に縛られて、消費者のためを考えての(価格、供給量等)自由な活動を阻害することにつながると思う。	原料原産地表示制度の運用に当たっては、国(消費者庁、農林水産省等)及び都道府県等が、事業者への立入検査等を通じて、適正な表示が行われているか表示の根拠となる書類等を実際に確認し、効果的かつ効率的な監視に努めることとしています。
例外表示について、消費者から意見を聞いてほしい。	
ラベル表示を義務付けることによって、メーカーは柔軟な原料調達を阻害される。	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>消費者の知る権利は重要であるが、一部の方が知りたいことを全て「表示」しているのは、表示スペースも不足し、表示内容が煩雑となり、本当に重要な表示事項が伝わらなくなるおそれがある。これらを解決するためには、「表示」よりも「食品の安全性」について広く国民に啓蒙していく活動が重要であると考えられる。</p> <p>食品の安全の実現には、メーカーだけ、販売者だけ、消費者だけを見た施策では実現できない部分が多いため、国が全体を見た舵取りをするべき。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>消費者として、商品を選ぶ目安になるため、産地名や原産国などはきちんと表示してほしい。</p> <p>消費者にも分かりやすく、製造者にとっても分かりやすい表示基準にするべき。</p> <p>全ての加工食品に対する複雑な表示方法が、消費者の意向に沿っているか考慮すべき。</p> <p>同一商品で様々な表示が考えられ、表示による比較が困難。</p> <p>消費者が消費者自身で判断できる表示にしてほしい。</p> <p>消費者は、食品の原材料産地や添加物の種類などを細かく知る権利がある。</p>	<p>今まで原料原産地表示の対象とされていなかった加工食品について、新たに原料原産地情報が提供されるため、消費者にとっては合理的に商品を選択できることとなり、メリットが大きいと考えています。さらに、新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>改正案によってなされる表示について施行前に十分な検証を行い、もしも消費者が必要とする情報ではない、又は有益なものとはならないのならば、全ての加工食品に一律に義務付けるという前提を改め、より消費者にとって有益な表示制度に抜本的に見直すべき。</p> <p>制度改正による食品の選択肢減少、事業者消費者双方のコスト増、それらが最小限にとどめられるよう配慮してほしい。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>食品表示に関する新制度の項目が段階的に毎年追加決定されている印象。製造所固有記号について整備できたので新制度に基づく基準で変更を検討していたが、原産地記載義務の改正案と施行日は未定のため、いつのタイミングで包材の版変更をすべきか正直困っている。</p> <p>早く府令を施行し、食品表示基準の経過措置のタイミングと合わせてほしい。</p> <p>制度の変更に当たっては、十分な準備が可能となるよう経過措置期間について、再度慎重に検討してほしい。</p>	<p>経過措置期間については、パブリックコメントを踏まえ、消費者委員会食品表示部会で御議論いただき、平成34年3月31日までとしました。</p>
<p>消費者への影響が非常に大きい基準改正でありながら、資料が公表されてからパブリックコメント締切りまでの期間が30日、最終の説明会から1週間というのは短すぎ、十分に検討する時間がない。また、12月から1月に行われた「中間とりまとめの説明会」及び「改正案の説明会」の議事録を公表すべき。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>食品原材料の原産地表示は、製品に占める重量が最も多い原材料について表示するとされているが、醤油の場合は製造過程で固形分の醤油粕が除去されるため、仕込原料の配合重量比率を基準に表示することが例外的に認められている。醤油の重量の70-80%は原料水で、食塩が15%前後、残りの5-10%程度が大豆と小麦由来する成分の重量となる。原材料表示では例えば「大豆、小麦、食塩」という順番になるが、製品中の重量割合として表示すると「食塩15% >>大豆と小麦の合計約10%」という実体とは乖離した含有比率になり、その結果、消費者の優良誤認を誘導する意図の有無にかかわらず、大豆の生産地ばかりが注目されることになってしまう。</p>	<p>適切に原材料名表示した上で、それに対応させて、原料原産地名を表示してください。</p>
<p>食品表示基準又は通達に、事業者の努力義務として、以下の2点を表示することを要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費者は国名を知りたいと望むことから、原料原産地表示は「国別重量順表示」での表記を原則とし、「大括り表示」、「大括り表示+可能性表示」はやむを得ないときの表記とすること。 2 事業者はコンプライアンスを遵守し、誠実な情報開示をすること。 (同意見1件) 	<p>大括り表示等の例外表示は、これらの表示の根拠となる資料の保管等が条件となっており、また、実績等として利用される期間も限られるなど厳格な運用としています。</p>
<p>制度が複雑であるため、消費者への周知と意見交換を十分に行うべき。 メーカーからの質問対応として、直通の専用電話窓口を設けることは当然であり、個別の質問会などきめ細かな対応が必要。業務時間内に電話が繋がらず聞くことも聞けないような状況では困る。</p>	<p>新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。 また、新たな食品表示制度について、食品関連事業者への支援・指導等を積極的に行っていきます。</p>
<p>改正案は複雑で分かりにくく、難解な制度であるため、消費者の理解と事業者の実行の可能性を踏まえた制度内容とし、制度を十分周知した後、実施すべきと考える。</p>	
<p>消費者にとって、商品を選びやすい、分かりやすい食品表示してほしい。(同意見8件)</p>	
<p>全加工食品に対しての原料原産地表示の義務化は本改正が初めてであり、その施行には多くのトラブルが予想される。まずは義務化ではなく、本内容をガイドラインとして事業者の表示を促しつつ問題点を修正した上で、必要なら義務化という順序を踏むべき。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>様々な業態(事業規模、食品の種類)の食品業者が、今回の改正で、どの程度の経済的、人的な負担を強いられるのかアセスメントを行った上での施行してほしい。</p>	
<p>ハードローによる規制だけでなく、ソフトロー等による規制ないし事業者の誘導を検討すべき。</p>	
<p>日本ののり産業の振興に結び付き日本のおにぎりの国際競争力を高め、消費者の選択に資する可能性はある。導入するならおにぎり方式であるべき。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
本制度が理解できるものなのか、消費者の選択に本当に資するのか、コストをかけ、税金をかけて実施すべきと理解できるものなのか確認してほしい。	消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。
本当に必要な表示の範囲や内容、表示の方法を精査すべき。(同意見1件)	
突発的に原料調達が困難となった場合、包材の改版を待っていては製造できなくなるため、このようなときは表示と合わない原料であっても使用を認めてほしい。	平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震の際は、食品表示基準に沿っていないものについて、衛生事項を除き運用上取締りの対象としないこととする対応を行っており、今後もこのような際は、同様の対応が考えられます。 また、同様の事例としては、家畜の伝染性疾病の発生による輸入停止措置等が考えられますが、あらかじめ典型的にお示しすることは困難であると考えています。 ただし、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではありません。
表示責任者としての食品関連事業者が判断の依り所として、コーデックスのどの個所を見れば分かるのか明記してほしい。	コーデックス規格(包装食品の表示に関するコーデックス一般規格)では、原料原産地表示に関する規定はないため、各国の裁量に委ねられている部分です。なお、外国の産品を差別的に取り扱うなどの不公平な制度でない限り、原料原産地表示の義務付けは問題ないと考えられます。 なお、WTO協定に基づき、原料原産地表示制度について、WTO事務局を通じて他の加盟国に順次通報しています。
業務用加工食品の製造者は外食事業者に原料原産地の情報伝達義務があるとされているが、その情報はどのように消費者に届くのか。	外食事業者向けの業務用加工食品については、食品表示基準第11条第1項の規定により、原料原産地名等の表示は要しないこととしています。
22 食品群の取扱い	
いわゆる22食品群への義務表示と新制度が混在すると混乱する。	
全ての加工食品に原料原産地表示を義務付けるのであれば、いわゆる22食品群を別のルールで表示する必要はないので廃止すべき。(同意見3件)	原料原産地表示の対象である22食品群と4品目については、既に国別重量順表示が義務付けられており、適正な表示がなされているため、現行の制度を維持しています。
原料原産地表示の対象となる26の加工食品の表示基準は変更せず、新たに原料原産地表示を義務付ける加工食品のみを今回の改正の対象とすべき。	
22食品群と4品目は現行どおり、とあるが本当に現行どおりでよいか。例えば【補足資料4】の<不適切な表示例>で「原料原産地名」の事項名をつけて表示する場合、原材料名も併記することとなっている(「原料原産地名：カナダ、アメリカ」は×で、○は「原料原産地名：カナダ、アメリカ(豚肉)」のように表示する。)が、22食品群であれば従前の「原料原産地名：カナダ、アメリカ」の書き方でよいか。	原料原産地表示の対象である22食品群と4品目については、現行の制度を維持しています。
義務表示の対象	
商品選択に、製造地及び原料原産地を重要視するため、可能な限り表示してほしい。(同意見1件)	御意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>義務表示の対象外となる「外食」、「ばら売り」、「インスタ加工品」、「試供品」、「表示面積おおむね 30 cm²以下の容器包装」については、今後表示対象にするべく検討を開始すべき。</p> <p>「原則」表示が義務対象とする「重量割合上位 1 位」について、重量割合上位 2 位以降の原材料にも表示を推奨していることから、今後少なくとも 3 位までを義務対象に含めるべく検討を開始すべき。</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>重量割合の高い順ばかりでなく、使用されているおにぎりのりや冠表示の原材料の産地も表示してほしい。</p>	
<p>今後の課題として対面販売は対象外などの中途半端な内容ではなく、販売の体系を問わず全てを対象とする更なる法整備をしてほしい。</p>	
<p>「外食」、「インスタ加工」、「容器包装に入れずに販売する場合」などへの義務拡大に向けた検討を速やかに開始すべき。(同意見 14 件)</p>	
<p>オープンストア方式で売られているものは店頭で原材料名及び原産地を表示してほしい。また、飲食店においても表示してほしい。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>外食事業所は表示対象外となっているが、レストラン等での原産地表示は重要な要素であり、外食事業所のメニューにも表示対象とすべき。</p>	
<p>外食、インスタ加工食品等についても義務対象にすべき。</p> <p>重量割合上位 3 位まで原産国表示すべき。(同意見 1 件)</p>	
<p>将来的に原料原産地表示の対象を使用した原材料に占める重量割合が最も高い原材料だけでなく、重量割合上位 2 位や 3 位までの原材料にも拡大すべき。(同意見 179 件)</p>	
<p>全ての加工食品に原料原産地表示を拡大したことは賛成。</p> <p>将来的に原料原産地表示の対象を使用した原材料に占める重量割合が最も高い原材料だけでなく、重量割合上位 2 位や 3 位までの原材料にも拡大すべき。(同意見 2280 件)</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>今後、対象を外食にも拡大するなど、制度の一層の充実、強化等を要望する。(同意見 2 件)</p>	
<p>将来的に、重量割合上位 2 位、3 位の原材料も表示対象としてほしい。また、全重量の 5 % 以上を占める原材料は全て表示してほしい。</p>	
<p>今後は外食やインスタ加工の食品についても、原料原産地を売り場において分かりやすく表示することを義務付けるべき。</p>	
<p>産地や製造地は全ての材料に関して表示してほしい。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
義務対象品目は重量割合上位3位まで、重量割合上位1位であれば添加物及び冠表示はその原材料も対象としてほしい。	今後の課題とさせていただきます。
消費者に対し、「字が小さくなるけどよいか」との問い掛けが必要。	
情報過多になり商品のサイズによっては表示しきれないものがあるのではないかと。	
一括表示部分の文字数が増加し、表示が更に過密になることで、今まで以上に見づらい表示になることのないよう、表示方法を検討すべき。	
表示対象は重量割合上位1位のもののみならず、2位、3位程度まで、又は、原料の重量割合を多い順に足した合計が一定の割合になるまでの原料についての記載をするなど、表示対象を拡大してほしい。	
外食、容器包装に入れずに販売する場合、インスタ加工についても、原料原産地表示を含め食品表示を広く義務付けることを検討すべき。(同意見1件)	
ハム、ウインナーなどは原産国の表示、チーズ、バターなどは使用されている牛乳の産地表示をしてほしい。	
食品添加物が重量割合上位1位の場合は、その産地も表示すべき。	
重量割合上位1位の原材料が、当該加工食品に占める割合が少ない場合、十分な情報が得られない。義務表示の対象とする原材料は、重量割合で一定割合を占める原材料とするべきだが、その数が多い場合は、表示スペースの関係上、表示が困難である。そこで、重量割合上位の原材料から順に当該加工食品の重量割合の一定割合(例えば50%)を占めるまでの原材料を対象とする方法又は上位3位までの原材料を対象とする方法のいずれかを選択できるとする方法を検討すべき。(同意見1件)	
表示対象が「原材料で一番多く含まれているもの」と定められているため消費者の求めている情報とずれがある。	
遺伝子組換え食品か否かを表示するルールにおいては、主要な原材料として、重量割合上位3位まで表示することとされている。原料原産地表示についても、消費者の選択の自由の確保促進の観点から重量割合上位3位まで表示すべき。	
国名を知りたいので、可能な限り3か国目以降も「その他」ではなく、国名の表示を求める。事業者に対し可能な限り国名を表示する努力義務を設けるべきである。(同意見1件)	
対象原材料が重量割合上位1位のものに限定されていたり、例外が設けられたり多くの抜け道が残されている。	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>重量割合上位1位ではなく、主たる生鮮原材料について原産地表示すべき。 (理由) 消費者の知りたい情報は商品の主たる原材料であるため。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>原産国表示は3か国と言わず全て列記すべき。</p>	
<p>外食事業者への業務用加工食品の販売についても表示義務の対象とすべき。</p>	
<p>複数の原材料を使用している場合は、原則として重量割合上位3位までの原産地表示を義務付けるべき。(同意見7件) (理由) 重量割合上位1位の原料は国産であるが、それと割合の近接している上位2位以下の原料は外国産という場合、実際には製品の重量割合からすると国内産よりも外国産のものが多く使用されているにもかかわらず、上位1位の原料の原産地しか表示されないことから、消費者は国産の原料が主に使用されていると誤認してしまうため。</p>	
<p>原料原産地表示は原則として重量割合上位3位までの原材料及び冠表示された原材料に義務付けるべき。(同意見3件)</p>	
<p>中間加工原料を分解して表示する場合の原料原産地表示の対象原材料の事例を明示してほしい。</p>	<p>表示例については、Q&Aで示します。</p>
<p>商品選択に際し、消費者に表示が提示されないもの(ファストフードの添付ソースやインスタ加工の持ち帰り総菜添付品)にも原料原産地の表示義務はあるか。</p>	<p>業務用を含め全ての加工食品が対象ですが、食品表示基準第5条において、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合(インスタ加工)は表示を要しないものと規定しています。また、外食は、同基準第1条において適用範囲外です。</p>
<p>業務用を含めた全ての加工食品が対象なのか。お弁当やテイクアウト商品、宅配ピザ等に添付される小容量タイプの小袋調味料も対象か。</p>	
<p>全ての加工食品が対象と言っているが、輸入品や外食は対象外である。</p>	
<p>義務表示の対象について、現行の26品目は、インスタ加工などにも表示しているが、これらはそのままそれ以外は義務表示対象外ということか。</p>	<p>原料原産地表示の対象である22食品群と4品目については、食品表示基準第5条において、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合(インスタ加工)は表示を要しないものと規定しています。</p>
<p>「重量割合が最も高くても原料原産地表示をしなくてもよい原料リスト」のようなものを作成し、原料原産地表示を免除する等、不必要な表示を省略できるようにしてもよい。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>食品の加工度や商品特性を表す原材料であるか否か等により、表示義務の対象となる食品群(原材料)の条件を設定すべき。</p>	
<p>消費者への過剰な情報提供及び製造者の表示変更に伴う作業負担やコストアップにつながるデメリットを考慮し、表示対象を再考してほしい。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料の原産地を表示するとなっているが、原材料に占める割合が50%を超えるものを表示対象とすべき。</p> <p>(理由)</p> <p>消費者は、原材料に占める割合が50%を下回る原材料の原産地は求めておらず、本来、消費者が求める原材料以外の産地が表示される。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料の原産地を表示するとなっているが、多くの食品で、異性化液糖、精製された砂糖、糖アルコール、デキストリン等、産地の違いが品質に影響を及ぼさない原料が対象原料になる。これらの原料の原産地表示は必要ない。</p> <p>(理由)</p> <p>原料原産地表示を正確に行うためには産地情報を管理する必要があり、そのため企業のコスト上昇につながり、最終的には販売価格の上昇という形で消費者の不利益となるため。</p>	
<p>製品に占める重量割合上位1位の原材料を義務表示の対象とすれば、消費者が本当に知りたい原料原産地が表示されない可能性がある。</p> <p>(例示)</p> <p>おつまみの「いかフライ」等は重量割合上位1位は衣の「小麦」だが、消費者が知りたい情報は、「いか」の原料原産地。</p>	
<p>商品の主役となる原材料の産地が知りたいのであって、重量割合上位1位の産地を知りたいわけではない。</p>	
<p>重量割合上位1位の原材料が対象だが、飲料の果糖ぶどう糖の原産地なんて知りたい情報ではない。</p>	
<p>原材料名の一番始めにくる原料が常時50%以上を占める場合のみ、原料原産地表示を義務付けるなどの方がよい。</p>	
<p>対象原材料に加工品を加えることに反対。</p>	
<p>全ての加工食品の産地が知りたいのではなく、産地によって品質やコストに差がある原料の原産地だけでよい。対象の食品を絞って、原産国を明記させるべき。</p>	
<p>現行制度でも、表示が義務化されている食品以外であっても、事業者が国産を強調するために、ルールに従って任意で原料原産地を表示することが出来るので、全ての加工食品に義務化する必要はない。</p>	
<p>一律に原料原産地表示の義務を課すことは、消費者・事業者双方にとってメリットはない。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「全ての加工食品」を義務表示対象としているが、その前提に固執することに反対。今回の議論の出発点である、消費者の選択に資する制度の在り方に立ち戻って制度を変更すべき。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>原料原産地表示の趣旨から、加工食品の原材料のうち、農畜水産物の中で一番多い原材料の原産地表示を行うことが消費者利益に資する。</p>	
<p>全ての加工食品を対象とすることの見直しを要望。従来の22食品群と4品目に追加という形で、表示が必要な食品群等を限定し、さらに従来どおり原材料の50%以上のものを表示対象としてほしい。</p>	
<p>小麦粉は加工度が高く、品質（グルテン蛋白の質と量、二次加工適性）とその安定性が最も重要な商品であり、その品質は原料原産地で決まるものではない。原料である小麦は、同一産地・銘柄であっても作柄やロットごと（船ごと）で必ずしも品質が一定ではないので、製粉会社では小麦粉品質維持のために、その都度、原料配合の比率や小麦粉同士の配合比率を変更し、製粉技術を駆使して安定した品質の小麦粉を生産している。したがって、原料原産地及びその順位がその都度変わることになる。また、国際的には原料原産地を義務化している国はほとんどなく、国際社会の一員としてコーデックス等の国際基準との整合性を取る必要がある、小麦粉の原料原産地表示の義務化は適切でないと考える。（同意見1件）</p>	
<p>調味料や果糖ブドウ糖液糖などの表示は意味がない。原料原産地表示の対象品目をきちんと整理すべき。</p>	
<p>原料原産地表示が必要となるのは、全ての加工食品ではなく、原料原産地を強調している食品（原料原産地がその製品において品質格差を生じる食品、原料原産地によって価格差が大きい食品等）である。表示対象を国内製造全ての加工食品にするのではなく、現在義務化されているものに追加し、原材料を冠表示に使用している食品、生鮮食品の割合が多い食品対象とすべき。</p>	
<p>重量割合上位1位が同率で2個ある場合の記載について、該当の複数1位の原料原産地を記すのではなく、メーカーの判断にて一つの原料を選択することが妥当と考える。 現行の一括表示においても、同率のものについては、メーカーの判断において記載順序を決めている。2個の原料原産地表示の組合せ数の資材が必要となり、現実的に管理できない。</p>	<p>重量割合上位1位の原材料が複数ある場合は、いずれの原材料にも原料原産地表示が必要です。</p>
<p>理論上同率で重量割合上位1位の原料が複数ある場合は、一番目に記載の原材料に対して記載すればよいことにしてほしい。</p>	
<p>「野菜ミックス」で3種の野菜が全て同率で重量割合上位1位の場合、全てに産地の表示が必要か。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>同じ構成の複合原材料を複数使用した場合など、そのまま表示した場合に消費者に分かりにくい表示となる場合については、必要に応じて元の原材料に分割して表示することもできるとされているが、この場合、原料原産地表示はどのような考え方で表示すればよいのか、具体例を示していただきたい。(食品表示基準Q&A加工-53に係る質問)</p>	<p>複合原材料を分割して表示した場合は、分割した原材料を含めて重量割合上位1位の原材料について原料原産地表示をすることとなります。</p>
<p>食品事業者に表示変更などに係るコスト負担を強いてまで、原料原産地表示を義務付けることが、消費者にとって本当に有益なのか否か、疑問。全ての加工食品を対象に原料原産地表示を義務化することの必要性などについて、改めて再検討してほしい。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> <p>また、改正案を提示後、食品表示部会において、5回にわたり御議論いただき答申をいただいております。</p>
<p>可能性表示や大括り表示は、消費者・事業者にとって”分かりやすい表示”となっているとは言い難い。制度の可否以前に、本制度が食品表示法の目的に合致しているか徹底的に議論してほしい。</p>	
<p>添加物のみが原材料の場合、添加物であっても原産地を知りたいという声は無かったのか。全ての加工食品に表示させるはずが、添加物のみが原材料の場合、例外となるが意見は交わされたのか。</p>	
<p>原料原産地表示の対象には、販売用添加物(一般・業務用)は含まれないのか。</p>	<p>添加物については原料原産地表示の対象外です。</p>
<p>単一の加工食品において、複数回、同じ原材料の表示があった場合の表示方法を補足資料又はQ&Aに記載してほしい。</p> <p>(例)</p> <p>Q：中身と衣の両方にパン粉を使用している冷凍食品のコロッケで、衣に含まれるパン粉が重量割合上位1位の場合、具に含まれるパン粉の製造国を記載する必要はありますか。</p> <p>A：具に含まれる製造国を記載する必要はありません。商品全体で複数回の同じ原材料の表示があっても、合算は行わないこととします。</p>	<p>衣、具などまとめ書きをしている場合であっても、食品全体の原材料単位で比較し、重量割合上位1位の原材料の原産地を表示する必要があります。</p> <p>この場合、例えば具に使用されたパン粉と衣に使用されたパン粉は、別々の原材料とみることとし、同じ原材料が衣、具ごとそれぞれに使用され、商品全体で見ると複数回の同じ原材料の表示があっても、当該原材料を合算して比較する必要はありません。</p>
<p>同一製品を構成する要素ごとに表示する場合の重量割合上位1位は、どのように判断するのか。</p>	
<p>「不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く)する場合」とは、景品や見本品なども該当すると解釈してよいか。</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>意図的に原料原産地表示のコントロールができるようになるので、食品表示基準において表示対象原料の明確な線引きが必要。</p> <p>例えば、ミックス粉(フランス産)、卵(国産)を使用した製品を作る場合、通常であれば「ミックス粉(小麦粉、砂糖)(フランス産)、卵」の順になるが、食品表示基準においては単に混合されたものは分けて書いてもよいとされており、その場合の配合順が変わることがある。つまり、上記表示が「卵、小麦粉、砂糖」となり原料原産地表示を入れると、「卵(国産)、小麦粉、砂糖」と表示できると思われる。</p>	<p>対象原材料が複合原材料である場合は、原則として、複合原材料の製造地を「〇〇製造」等と表示することとなります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
今回の改正案において、全ての加工食品を義務表示の対象とすることは喜ばしい。(同意見3件)	御意見ありがとうございます。
原料原産国表示の対象が、重量割合が最も高い原材料となることについて、消費者にとって大きな前進。	
「不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合」の具体例を示してほしい。	試供品の配布などが、具体例として挙げられます。
1位だけ、50%以上含まれるかにかかわらず、対象品目に当てはまるものは全て表示すべき。わずかでも入っている場合は必ず表示すべき。裏返せば表示しなくてよいなら何でもやっていいということになりかねない。	今回の改正案では、事業者の実行可能性を踏まえつつ、消費者の合理的な商品選択が可能となるよう表示することとしています。
22食品群と4品目の現行基準を拡大する方法で実施可能な食品から着実に実施すべきであり、パブリックコメントの実施結果も踏まえて議論していただきたい。	今後の検討においては、パブリックコメントの結果も参考にして議論することとしています。
Aは、国産60%（全体割合で約30%）、アメリカ40%（全体割合で約20%）、Bは、中国100%（全体割合で約5%）となった場合に一括表示は、「A、B」となり、原料原産地を表示すると、「A、B（中国）」ではなく、「A（国産）、B」となる。消費者の観点から原産地表示をするということにもかかわらず、これでよいのか。	御質問の表示は、「A（国産、アメリカ産）、B」となります。新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。
粉末調味料においては、食塩が最初に来る商品もあるが、必要か。	食塩が重量割合上位1位の原材料の場合は、食塩の原料原産地表示が必要です。
現在、原料原産地表示の対象になっているカット野菜ミックスで、キャベツとレッドキャベツのように同じ種類の野菜は、両方の原料原産地が必要と理解しているが、今後26対象品目でない一般の加工食品では、本当に一番多い重量の原材料だけに限るというルールに変更していただきたい。	原料原産地表示の対象である22食品群と4品目については、現行どおりとし、重量割合上位1位の原材料が50%未満の22食品群については、重量割合上位1位の原材料の原料原産地表示を行うこととなります。
冠表示の定義を整理して、冠原料については原料原産地表示を義務化すべき。(同意見3件)	冠表示については、追ってガイドライン等を示すことにより普及を図ることとしています。
冠表示のある食品は、その原産国表示もしてほしい。(同意見7件)	
「冠表示」については、早急にガイドラインの作成を要望する。(同意見1件)	
商品名に原材料の名称が冠として使用されているものの原産地については、消費者が商品を選択する上で必要な情報として、使用割合が少なくとも対象とすることを要望する。(同意見1件)	
特定の原材料の名称を商品名又は商品名の一部として使用する、いわゆる「冠表示」については、事業者自身はその原材料を当該食品のいわゆる売りとして名称をつけて販売する場合は、重量割合にかかわらず、当該原材料の原産地を表示すべき。 理由：冠表示がされている食品では、当該原材料が当該食品の特徴となっており、消費者が高い関心を持つため。	

主な意見の概要	意見に対する考え方
日替わり弁当のように、極めて短い期間で原材料(その配合割合を含む。)が変更されるものについては表示を省略することができることにしてはどうか。	一般的に日替わり弁当は、米飯が重量割合上位1位の原材料となっています。対象原材料の米飯については、米トレーサビリティ法により既に原料原産地表示が義務付けられていますので、食品表示基準の原料原産地表示の対象から除かれています。
表示対象を全ての加工食品にしたことは、国産農畜産物に信頼を寄せる消費者にとって意義のあることであるため、評価する。	御意見ありがとうございます。
適用除外	
中小事業者は、原料原産地表示の対象除外としてはどうか。	消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。
重量割合上位1位の原料が改正日以前の取引であった場合は、義務表示の対象から除くべき。	今後の課題とさせていただきます。
インスタ加工	
インスタ加工とする基準を明確に定めてほしい。	食品表示基準第5条において規定している「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」を「いわゆるインスタ加工」としています。
いわゆるインスタ商品は原料原産地表示を省略できるとあるが、原材料名を記載した場合でも原料原産地は省略できると解釈してよいか。	問題ありません。
米トレーサビリティ法との整合性	
お弁当の場合、米の産地以外にお米を除く原材料の重量割合上位1位にも原料原産地表示が必要か。	本改正案においては、他法令によって産地表示が義務付けられている場合は、対象から除かれることとなっていますので、表示が必要な食品の重量割合上位1位の原材料が、米トレーサビリティ法による表示の対象となっている場合には、本改正案に基づく原料原産地表示の必要はありません。
米トレーサビリティ法など他法令によって表示が義務付けられている場合は表示を要しないこととされている。米トレーサビリティ法の場合、電話やホームページに記載といった対応も可能であり、電話対応やホームページに記載という方法でも対象から除かれると理解しているが、その理解でよいか。	
米トレーサビリティ法では、施行日以前に取引された米を原料に用いた場合、産地情報の伝達は不要とされているため、施行日以前に購入した米を原料とする酒については、米の産地を表示していない場合がある。よって、重量割合上位1位が米であっても、同様に産地表示の対象外としてほしい。	食品表示基準の施行の際に製造所又は加工所で製造過程にある酒類については、従前の例によることができることとしました。

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>1 重量割合上位1位が「米飯」の場合は米トレーサビリティ法による表示がなされているので原料原産地表示の規定を適用しない、とある。米トレーサビリティ法では米の産地がどこかに記載されていればいいので、必ずしも一括表示の原材料名欄に書いてあるわけではない。それでも問題ないのか。</p> <p>2 1が問題ない、となると米を含む加工食品に関しては「商品に表示」されず、説明会等で「義務表示は商品に記載が基本である」とし、検討委員等から要望があった「電話やインターネットでの対応」を頑なに拒絶していたことと相反するのではないのか。米の産地が問合せ対応でよいのであれば、その他の原材料についても可能とすべきではないのか。</p>	<p>本改正案においては、他法令によって産地表示が義務付けられている場合は、対象から除かれることとなっていますので、表示が必要な食品の重量割合上位1位の原材料が、米トレーサビリティ法による表示の対象となっている場合には、本改正案に基づく原料原産地表示の必要はありません。</p> <p>2の御意見については、今後の課題とさせていただきます。</p>
酒類の表示	
<p>酒類についても、原材料名及び原産国名並びに原料原産地名を表示すべきであり、食品表示基準第5条を改正すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>食品表示基準と異なる取扱いを業界の自主基準として認めていることは、消費者利益を損ない、法の目的に反している。</p> <p>優先されるべきは消費者保護、消費者利益の確保、安全性の確保、情報の開示、業界の公平性ではないか。したがって、今回の原料原産地表示の義務に合わせて、食品表示基準5条における酒類の表示の特例をアレルギーのみにすべき。</p>	<p>酒類についても、原料原産地表示の対象としています。</p>
<p>長期間貯蔵している酒類については、原料原産地の情報伝達の対象外としてほしい。(同意見13件)</p> <p>(理由)</p> <p>長期貯蔵酒類は、帳簿等の保存期間を既に経過し、原料原産地を特定することが不可能。</p> <p>今後の仕込み等に基づき可能性表示することは、適切な伝達という観点から不適切である。</p> <p>米トレーサビリティ法では、施行日以前に製造された酒類は産地が特定されないため産地情報の伝達は不要とされるとともに、この酒類を将来的にブレンドする場合も、ブレンド後の酒類について同様に不要と取り扱われている。</p>	<p>食品表示基準の施行の際に製造所又は加工所で製造過程にある酒類で、重量割合上位1位の原材料の原料原産地名が不明な場合は、原料原産地名の表示は不要です。</p>
<p>原材料名表示が義務付けられていない酒類について、原材料名表示が必要になるのか。</p>	<p>重量割合上位1位の原材料の原料原産地名については、食品表示基準の別記様式一に従い記載する必要があるため、重量割合上位1位の原材料について原料原産地表示をすることとなります。</p>
<p>ウイスキーの原材料は、酒税法の定義に従い「穀類」と記載している。穀類には、大麦、とうもろこし、ライ麦などを使用しているが、現在の原材料表示を基に穀類(アメリカ、カナダ)と表示してよいか。</p>	<p>重量割合上位1位の原材料については、酒税法に規定している原材料名に従い、記載できます。</p>
<p>黒糖焼酎は、現行の黒糖の原料原産地と今回の原料原産地表示制度のどちらの制度が適用されるのか。</p>	<p>黒糖焼酎は、今回の原料原産地表示制度を適用します。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
重量割合上位1位の考え方	
<p>説明会(福岡会場)の質疑応答で、原料に含まれる添加物を差し引いて、表示順を決定するように指導されているとの意見が出たが、重量割合上位1位の原材料にもこの考え方を適用するのか。</p>	<p>食品表示基準では、原材料と添加物を明確に区分しています。原料原産地の表示対象は原材料に限り、添加物は表示対象ではありません。</p>
<p>サプリメントのようにそのほとんどが添加物で構成されている場合、添加物を先に表示しても差し支えないとされているが、この場合、後に表示している原材料の重量割合上位1位の原材料について原料原産地表示を行えばよいか。(食品表示基準Q&A加工-74に係る質問)</p>	<p>添加物表示が先に表示されている場合であっても、重量割合上位1位の原材料について原料原産地表示を行うこととなります。</p>
<p>濃縮果汁や分解表示した際の、使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料の考え方を示した、あらゆる場面を想定したQ&Aが必要。</p>	<p>考え方については、Q&Aで示します。</p>
<p>中間加工原材料である場合には、「中間加工原材料の製造国」か「中間加工原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の原産地」を表示することになっており、後者で表示した場合、その商品に占める重量の割合が必ずしも最も多いものにはならないこともあるが、問題ないか。 (例示) ハンバーグ(牛肉50%、豚肉35%、玉ねぎ、食塩、胡椒・・・)40%、白飯35%、・・・のような商品があった場合、「中間加工原材料の製造国」を表示する方法であれば、製品の40%を占め最も重い「ハンバーグ」について「ハンバーグ(国内製造)」などと表示することになる。一方、「中間加工原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の原産地」方法では、「ハンバーグ(牛肉(国産)、豚肉、・・・)」などと製品全体から見れば25%の牛肉について表示することになる。</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>個別の品目ごとに原材料名の表示方法の規定があるものについては、「個別の規定に基づき表示した原材料名に対応させて、その原産地を表示する。」とあるが、具体例を示してほしい。 (具体例) 1 乾燥スープにおいて、「うきみ・具」とまとめる重量割合上位1位になる場合、「うきみ・具」の括弧内の原材料それぞれに原料原産地の表示が必要か。 2 レトルトパウチ食品で、ハンバーグステーキにソースを加えた商品のソースが重量割合上位1位になる場合、「ソース」の括弧内の原材料それぞれに原料原産地の表示が必要か。ハンバーグステーキの原材料の中で重量割合が最も高い原材料(原材料名欄で最初に表示されるもの)に表示が必要か。</p>	<p>レトルトパウチ食品などでソースなどをまとめ書きしている場合であっても、食品全体の原材料単位で比較し、重量割合上位1位の原材料の原料原産地を表示する必要があります。 この場合、例えばハンバーグステーキに使用されている牛肉エキスとソースに使用されている牛肉エキスは別々の原材料とみることとし、同じ原材料がソース、ハンバーグステーキにそれぞれ使用され、商品全体で見ると複数回の同じ原材料の表示があっても、当該原材料を合算して比較する必要はありません。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>加工食品を組み合わせた食品において、それぞれを分けて原材料名表示している場合の原料原産地表示の重量割合上位1位はどのように判断するのか。</p>	<p>複数の加工食品A、Bが個別に包装されるなど、分けされ、それを組み合わせて構成されることにより1つの商品となる食品であって、構成ごとの加工食品A、Bに区分けして原材料表示をしている場合、構成要素となる加工食品A、Bの重量割合上位1位の原材料のうち、商品全体で見て重量割合が最も高い原材料について表示義務があります。</p> <p>なお、同じ原材料がA、Bそれぞれに使用されているなど、商品全体で見ると複数回の同じ原材料の表示があっても、合算は行わないこととします。</p> <p>ただし、お中元用の飲料詰め合わせなど、個別食品ごとに販売する可能性がある場合は、個別の構成要素である食品について独立して表示するのが原則であるため、構成要素ごとに重量割合上位1位の原材料について原料原産地表示をすることとなります。</p>
<p>「乳製品」など、複数の原料をまとめて記載している際に、個々の原料にて重量割合を考える場合、「乳製品」とまとめて記載している原料のうちの1つが重量割合上位1位だった場合は、どのように記載すればよいか。</p>	
<p>国別重量割合表示の考え方に関連し、「まとめ書き」による原材料の表示が行われる場合の、重量割合上位1位の原材料の特定方法について、整理すべき。</p> <p>「まとめ書き」を前提に重量をカウントするのか。括弧でまとめずに個別の重量をカウントするのか。</p>	<p>消費者に分かりやすくするなどの事由により、「野菜(〇〇、△△)」等、まとめ書きをしている場合、原材料単位で比較し、重量割合上位1位の原材料について原料原産地表示が必要です。</p>
<p>他社品になるが、風味原料(A、B、C、D)、デキストリン、という順番だが、A<デキストリンの場合、デキストリンの原産地表記なのか、風味原材料(A、B、C、D)の各々の原産地を示すのか明確にしてほしい。</p>	
<p>特定の原材料のまとめ表示を行った場合も重量の最も多いものが表示義務対象だが、その場合表示の1番目以外に表示がされることになり、事業者にも消費者にも分かりにくい。</p>	<p>新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>消費者が同種の原材料と認識しているものであって、複数種類の原材料を使用するような場合には、「野菜」などの文字の後ろに括弧を付して、まとめて表示することができるかとされているが、まとめて表示したものが重量割合上位1位になる場合、括弧の原材料それぞれに原料原産地表示が必要か。</p>	<p>対象原材料は使用した原材料単位で比較することとなりますので、原材料単位で比較して重量割合上位1位の原材料について原料原産地表示が必要です。</p>
原材料表示	
<p>改正案の第3条第2項では「原材料に占める割合」になっているが、別表15では「原材料及び添加物に占める割合」になっており、齟齬が生じている。原材料及び添加物に占める割合に統一すべき。</p>	<p>現在、原料原産地表示が義務付けされている、いわゆる「22食品群」については、「原材料及び添加物に占める割合」の50%以上との条件が付されていることから、現行を維持するために必要な規定となっています。</p> <p>また、新たな義務付けについては、重量割合上位1位の原材料としており、添加物を含めていません。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>単に重量割合が最も高い原材料の原産地を表示させるのではなく、食品である生地自体の重量と具材の重量とを比較すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>具材を入れて固めた寒天やこんにゃく製品は、原料の乾燥寒天やこんにゃく粉は製品重量の30分の1以下であるが、具材の重量は、みかんやさつま揚げなどの水分を含んだ固形物の場合、乾燥物や粉の重量を簡単に上回る。</p> <p>消費者はこれらの生地食品である寒天やこんにゃくの原産国を知りたいと思うが、投入原材料で重量割合を求めると生地は重量割合が最も高く（重量割合上位1位で）なくなり表示されないことになる。</p> <p>このため、粉等が水を含んで固まった寒天やこんにゃく、さらにゼリーやパンなどの生地食品は、具材をミックスすることで原産国表示を免れることになる。</p>	<p>原料の入手時には濃縮又は乾燥した形であっても、製造の際に還元される原材料について、内容物を誤認させないように注意しつつ、濃縮又は乾燥前の状態に換算した重量順で表示することができることとしています（食品表示基準Q&A加工-58）。乾燥寒天やこんにゃく粉などの場合は、乾燥前の状態に換算した重量で比較することが望ましいと考えます。</p>
<p>乾物食材を使用する場合、あらかじめボイル（湯戻し）する作業が基本的にあるが、調理釜とは違う釜であらかじめボイル（湯戻し）してから調理釜に入れる場合は、釜投入量＝湯戻しで膨潤した量で計算することになっている。</p> <p>ところが、乾物原料をそのまま釜に入れ、釜の中で調味料と一緒に膨潤と調理を一緒にする製法の場合は、釜投入量＝乾物重量で計算することになっている。</p> <p>これでは、乾燥原料を同じ量使用しても製法によって重量が変わり、原材料表示欄での表示位置が変わることになる。これを逆手にとれば、あらかじめボイル作業などで重量を上げることで、少量しか使わない乾物原料を多めに見せかけ、重量割合上位1位にすることが可能であり、事実わざとそのような行為によって表示していると思われる商品も多々ある。これは優良誤認につながる行為であり、乾物原料を使用する場合は、必ず乾物重量で計算することにするべき。</p>	
<p>原料原産地表示を義務化するのであれば、食品表示基準の原材料表示のルールを緩和してほしい。例えば、食品と食品添加物は明確に区分される事になったのだから、食品原材料のうち、重量割合上位3位以内かつ、配合量10%を超えるもの以外については、順不同でよいなど。</p>	<p>原材料名表示は、消費者が加工食品に使用されている原材料の多寡を適切に判断するため重量順の表示が必要です。</p>
<p>液体原料のみを使用している場合、重量換算する手間を省略し、容量比較で順位付けすることを認めてほしい。</p>	<p>原材料に占める重量割合の高いものから順に表示する必要があります。</p>
<p>使用割合が5%未満である対象原材料については、原産国表示から除くとしてほしい。</p>	<p>使用割合にかかわらず、重量割合上位1位の原材料について、原料原産地表示が必要です。</p>
<p>「乳」、「乳製品」のまとめ書き表示を継続できるようにしてほしい。</p>	<p>現行の原材料名の表示の方法等を変更するものではありません。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
加工食品の原材料の重量割合上位1位のみを義務表示対象にするのであれば、少なくとも重量割合上位1位の原材料には全原材料中の割合も同時に義務表示を課すべき。	今後の課題とさせていただきます。
義務表示対象となる加工食品の原料の範囲や内容、表示の対象を再検討すべき。 (理由) 原料原産地表示を担保するために原材料の確保や管理にコストが膨らみ、販売価格の上昇につながるのではと危惧するため。 また、産地の縛りから品質のよい原材料が使えないという可能性も考えられる。	消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。 また、改正案を提示後、食品表示部会において、5回にわたり御議論いただき答申をいただいております。
食品表示法によって義務付けられた複数の表示（原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示など）が重量割合上位1位の原材料に課せられる場合、どの表示から先に表示するのか、各々の表示の間は何でつなぐのか、考え方とその具体例を示してほしい。 (具体例) 1 アレルギー表示と遺伝子組換え表示が必要な原材料に原料原産地表示を行う場合。 2 重量割合上位1位が複合原材料であって、複合原材料の製造国表示と、括弧内に表示する原材料の表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示を行う場合。	アレルギー表示など安全性に係る表示が見やすくなるよう、Q&Aで表示順を示します。
表示又は印字可能文字数に限りがある場合、原材料又は使用実績の根拠の文書中の原材料名を省略することは可能か。(例：ナチュラルチーズ→チーズ)	原材料名の表示方法は、使用した原材料を、原材料に占める重量割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示することが原則です。 「チーズ」の用語は、最も一般的な名称と考えます。
原料原産地の表示方法	
改正案では、重量割合上位1位ということで、50%以下でも、ブランド産地の表示を入れることが可能になるが、消費者が誤解をする表示にならぬよう、法整備をしてほしい。 具体的には、何パーセントがその産地なのかと言う、客観的な事実が表示されるように、又はQRコードで調べられるようにしてほしい。	今後の課題とさせていただきます。
ガイドラインでは、国別重量順表示が困難な場合を、より明確かつ厳格に示すことで、表示の正確性を担保し、事業者の誤表示を避けるべき。	
わかめ20g、添付ドレッシング調味料20gの場合、わかめ(中国)、添付ドレッシング調味料(国内製造)になるかと思うが、添付ドレッシング調味料自体の原料が大豆(中国)になっていた場合、添付ドレッシング原料の全てが国内産だと誤認するのではないか。	新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。
複数解釈ができないように明確なルールにしてほしい。	

主な意見の概要	意見に対する考え方
全ての加工食品に表示を義務付ける改正案の枠組みを崩すことなく、できるだけ国別重量順の原則で表示するようにガイドラインを整備すべき。	御意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。
原料事情のため、1日違う産地の原料を使用する場合には、その都度表示変更をしなくてはならないか。	表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。
取引先が違うため、交互に「国産」「外国産」を使用する場合には、その都度表示変更をしなくてはならないか。	
原料の産地を急に変更する必要が生じた際は、どのような対応を行えばよいか。	
植物由来原料において、災害、天候、大規模疾病に不作の場合、表示内容が異なっても違反对象とすることを免除してほしい。	平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震の際は、食品表示基準に沿っていないものについて、衛生事項を除き運用上取締りの対象としないこととする対応を行っており、今後もこのような際は、同様の対応が考えられます。 また、同様の事例としては、家畜の伝染性疾病の発生による輸入停止措置等が考えられますが、あらかじめ典型的にお示しすることは困難であると考えています。 ただし、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではありません。
災害や事件が発生し、ある特定の国、地域から原材料の供給がストップした場合、東日本大震災の時のような原料原産地表示に関する特例措置を検討してほしい。また、やむを得ない理由で表示される原料原産地が変更となる場合は、自社ホームページや消費者庁のウェブページなどでその旨を周知すれば、表示の不備については許容するといった救済措置を検討してほしい。	
可能性表示の場合の「使用される可能性がある原産地を、・・・高い原産地から順に、」の部分を除いてほしい。	消費者の合理的な商品選択に資するため、一定期間の使用割合の高いもの順に表示することとしています。
原料原産地表示を一括表示欄の枠外に表示してよいか。	原料原産地名の欄に表示箇所を明示した上で枠外に表示することが可能です。
原料が2つ以上ある加工品の起源原料について表示したい場合、例えば、サトウキビとてん菜から作られる砂糖の場合、サトウキビとてん菜の2つの原料原産地を表示することになるのか。またその場合、さとうきびとてん菜の配合重量が不明の場合、順番は問われないか。	砂糖の起源作物(サトウキビ、てん菜)を表示する場合は、砂糖(サトウキビ(沖縄県)、てん菜)等と重量割合の高い原材料に原料原産地表示をする必要があります。
一括表示中の豚肉(アメリカ)に対し、原料原産地名についてはアメリカ(豚肉)とあるが、逆転しているのはなぜか。逆転しなければならないルールがあるのか。	原料原産地名の事項名を設けて表示する場合には、原料原産地名の後ろに括弧を付してアメリカ(豚肉)等と表示することとしています。
原料原産地名を枠外に表示した場合、消費期限、賞味期限のように、その都度印字は可能か。	問題ありません。
製造時には複数の種類のりんご果汁を混ぜて使用して(ふじ、津軽)、それぞれのりんご果汁の製造国が異なる場合は、一番多く使用しているりんご果汁の製造国でよいのか。	りんご果汁について、複数国の果汁を混ぜて使用している場合は、それぞれの国を重量順に表示する必要があります。
食品の原料原産地について、主原料が50%国内産を使用した物が国内産表示されているが残りも明らかにすべき。国内産の言葉の意味は、100%を指す。	原料原産地表示においては、対象原材料の50%が国内産である場合であっても、対象原材料を構成する残りの国も表示する必要があります。
国内産の生産物は、「国産」表示ではなく、県や市町村名を表示してほしい。	国産の生鮮原料を使用する場合は、「国産である旨」の表示が原則ですが、一般に知られている地名や都道府県名等で表示することも可能です。

主な意見の概要	意見に対する考え方
重量割合上位1位が添加物の場合、添加物を除いて重量割合上位1位の原材料の産地を表示するのか。その場合、重量の計算方法はどうか。	原材料と添加物は分けて表示することになっていきます。重量割合上位1位の原材料の原料原産地を表示してください。
原産国が2か国である場合においても、5%未満のものについては、「その他」の表示を認めてほしい。	2か国では、「その他」と表示することは認められません。
<p>使用する原料の原産地対象国がたくさんあり過ぎる場合や、限定が難しい場合は、豚肉（原産国非限定）といった簡易な表現が使えるような自由度を持たせるべき。また、特定の原産国、例えば国産豚肉を謳いたいということであれば、「国産（自社農場限定）」など、その特徴を入れ込んだ、ある程度自由な表現にすればよい。</p> <p>（理由） ウインナーソーセージの豚肉表示については、処理から出る連産肉も含まれる。この場合、豚肉だけ調べるのではなく、副産物も調べる必要があり、同じシリーズでも内容表示が変わってくるため。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p> <p>また、改正案を提示後、食品表示部会において、5回にわたり御議論いただき答申をいただいております。</p>
「原料原産地の分別管理を行っていない食品にあつては、原材料名に対応させて「原産地不分別」と表示すること」と表示すべき。	
原材料が1種のみであるものについては「原材料名」の表示は省略することが認められているが、原料原産地表示も省略できると考えてよいか。	原料原産地名の事項欄を設けて表示するか、又は原材料名の事項欄を省略せずに原料原産地表示をする必要があります。
おにぎりののりに限らず、他の水産物に関しても、産地を明確に表示してほしい。	<p>水産物の加工食品につきましては、現行の原料原産地表示制度において、「素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した魚介類」、「塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類」、「調味した魚介類及び海藻類」、「こんぶ巻」、「ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類」、「表面をあぶった魚介類」、「フライ種として衣をつけた魚介類」、「うなぎ加工品」及び「かつお削りぶし」の食品群又は個別品目について、原料原産地表示の対象としています。</p> <p>さらに、今般の改正案で、上記以外の水産加工品を含む、全ての加工食品を対象に、重量割合上位1位の原材料について、原料原産地表示の対象としています。</p>
<p>ポテトサラダの原料として、国産の生のじゃがいもとベルギー産の冷凍ダイスポテトを使用した場合は、生のじゃがいもの原料原産地表示だけでよいか。生のじゃがいもは生鮮食品、冷凍ダイスポテトは加工食品なので、具体例として「じゃがいも（国産）、マヨネーズ、冷凍ダイスポテト、きゅうり、人参、・・・」などの表示で問題ないか。</p>	<p>今回の改正は、原材料の表示方法を変更するものではありません。</p> <p>また、原料原産地表示は、原材料名に対応させて表示する必要があります。</p>
表示方法	
表示面積が限られている中で、表示に文字が多くなると、消費者は、かえって表示を見なくなる。	新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「輸入又は国産」といった表示方法は、消費者に誤認を与えない観点から、使用上のルールを厳格適用し消費者への周知が必要と考えます。</p>	<p>「可能性表示＋大括り表示」は、「可能性表示」と「大括り表示」の両方の条件を満たす場合に限り表示することができます。 新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>リワーク品を入れている商品の表示が難しくなってくる。リワーク品については原料肉を調べても、実績としては出てこない。 家畜伝染病などどこで発生するのか分からないので、輸入・国産表示にした方がよい。</p>	<p>表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。</p>
<p>原産地表示制度は新法の扱いで、経過措置内に旧法との混在になると考えられますが、アレルギー表示、一括表示の添加物の区分け、栄養成分表示は新法で、原産地表示は改定後の変更でないと混在になっても問題ないのか。</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>ミートボールで、豚肉と鶏肉を使用して、豚肉が一番多いときは、原材料の欄の記入は、食肉【豚肉（国産）、鶏肉】、～でよいのか。</p>	
<p>これだけ生活にインターネットが普及しているにもかかわらず、情報提供を商品表示のみにするメリットが全く感じられない。同様な産地伝達の例として、先の米トレサビリティ法は持続可能な制度として資材負担の軽減がなされている。これを退化させることはあってはならない。</p>	
<p>国産表記の定義付けを明確化するだけで表示の義務付けは必要ない。</p>	
<p>消費者が知りたい情報は、手にした商品に使われている原材料の原産地である。 関心の高い消費者が知りたい情報は、一部の原材料だけではなく全ての原材料に関する情報である。 商品ラベルによる表示制度は消費者にとっても中途半端で、IT空間を利用した情報開示が適当である。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>改正案では、原料原産地の記載方法等を事業者が選べる形になっているが、消費者が商品間で比較することができないため、現在のような統一的な表示制度を維持するべき。</p>	
<p>例外表示の代わりに、期限表示のように枠外に印字すれば、包材の変更コストは不要となるので、事業者の実行困難性が緩和される。(同意見2件)</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>突発的な事由により表示している原産地のものが仕入れられなくなった場合の対処法についても、考えられる事由分だけでも定めてほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>鳥インフルエンザ等の病気、異常気象や災害、安全性の問題による輸入停止等で、どの原材料も、突然仕入不可になったり、商品の品質維持のために複数国のものを混ぜることになったりする可能性がある。何かが起こった時に対処法を都度確認では、全国の多数の企業から一斉に消費者庁等へ確認の連絡が行くこととなり、電話が繋がらない等の問題も発生する。迅速な対応ができるように考えてほしい。</p>	<p>平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震の際は、食品表示基準に沿っていないものについて、衛生事項を除き運用上取締りの対象としないこととする対応を行っており、今後もこのような際は、同様の対応が考えられます。</p> <p>また、同様の事例としては、家畜の伝染性疾病の発生による輸入停止措置等が考えられますが、あらかじめ典型的にお示しすることは困難であると考えています。</p> <p>ただし、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではありません。</p>
<p>原材料名を枠外等に表示する場合、「原材料名」の中に記載されている名前と「原料原産地名」に記載されている名前は必ず合致しないとイケないのか。原材料名として、「全粉乳」と表示し、原料原産地名には全粉乳の原料生乳の産地を表示できるようにしてほしい。国産（全粉乳（生乳））と表示が可能か。</p>	<p>表示例については、Q&Aで示します。</p>
<p>輸入加工品について、原料原産地表示をした場合、原産国の表示を省略することは可能か。</p>	<p>任意で原料原産地を表示する場合であっても、輸入品については、当該商品の「原産国」を表示する必要があります。</p>
<p>みそ品質表示基準に従う「調合みそ」は現行の原材料表示方法に準拠した統一された分かりやすい表示が必要と考える。</p> <p>重量割合上位 1 位の原料となるみそが自社製造であっても、中間原料と捉え、製造地表示に統一することが妥当。みその地域特性を活かした情報提供が望ましい。</p>	<p>今回の改正は、原材料の表示方法を変更するものではありません。</p>
<p>「液卵黄」や「液卵白」は、食品衛生法により鶏卵からの一貫製造が義務化されているが、以下の表示方法で問題ないか。</p> <p>1 「生鮮の鶏卵」原料立ち上げの「液卵黄」商品： 原材料名：卵黄、原料原産地名：日本（鶏卵）</p> <p>2 割卵をしていない外部メーカーにて「液卵黄」を使用した商品のうち、「液卵黄」が重量割合上位 1 位の場合：卵黄、原料原産地名：国内製造（卵黄）（同意見 1 件）</p>	<p>また、原料原産地表示は、原材料名に対応させて表示する必要があります。</p>
<p>2 以上の原産地がある場合の書き方について、補足資料 5 ページには「カナダ、アメリカ、その他(豚肉)」と最後にのみ原材料名が書いてあるが、12 ページには「ドイツ（りんご）、ハンガリー（りんご）」と原産地ごとに原材料名が記載されている。どちらの記載方法でも問題ないのか、12 ページに準じて記載すべきか。</p>	<p>原産国名の後ろに括弧を付して対象原材料を表示することが原則ですが、表示された産地がどの原材料の産地であるのかが明確に分かるように表示されていれば、重量割合が最も低い当該原材料の原産地名の次に括弧を付して、当該対象原材料名を表示し、当該原産地名以外の原産地名について、当該対象原材料名を省略することができます。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
産地の記載方法について、表示可能な例として、「原料原産地名 豚肉 (カナダ、アメリカ)」を補足資料又はQ&Aに記載してほしい。	原料原産地名の事項欄には、原産地名を表示した上で、どの原材料の原産地か分かるように表示する必要があります。 なお、原料原産地名の事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができます。
可能性表示	
「その他」、「輸入」、「製造国」表示については、消費者が求める原産国表示ではなく、用語として使用することはやめるべき。また、「又は」についても、原則表示と見間違いしやすく、消費者が誤認する恐れがあることから、用語として使用することをやめるべき。(同意見2件)	新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。
可能性表示の意味を消費者が理解するのは困難。使用実績を表示するよりは、「原産国は可能性表示です」等の分かりやすい言葉を表示した方がよい。(同意見1件)	
可能性表示は、分かる範囲でできるだけ詳しく表示していると商品を選ぶ際の選択肢が増える。	一定期間の使用実績又は使用計画順に国名を表示することとなります。なお、国別重量順表示と同様、原産国が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができます。
可能性表示や中間原材料の原産地等は、一括表示欄外に記載すべき。 (理由) 一括表示欄内は、事実のみで構成されるべきであり、原産地表示は枠外記載で各事業者が自主的に記載すればよい。	原料原産地表示は、「可能性表示」をした場合における注意書きを除き、食品表示基準別記様式1により行うこととしています。
可能性表示をする際の「過去の使用実績」については、個別商品ごとの実績のみでなく、工場単位、包装単位の実績を記載することを認め、例示してほしい。	使用実績を共有できる類似商品等の考え方については、Q&Aで示します。
「可能性表示」、「大括り表示」の根拠は、個別商品ごとではなく、メーカーでの原料処理に基づいた商品群により根拠を示すことが必然であり、Q&Aにて明確にすべき。	
本制度には「原産地」、「原料原産地」、「中間加工原材料の製造地」、「原産国」という、一般的には「同義」と受け取られる可能性のある言葉が、個別の意味を持って使用されている。また、表記においても「、」と「又は」は区別されているが、消費者が手に取った商品の表示から情報を得ようとする際のルールとしては複雑すぎる。(同意見1件)	国別重量順表示は「、」でつなぐ方法で表示しています。可能性表示は、実績順等である旨の注意書きを付記した上で、使用する可能性のある産地を「又は」でつないで表示することとなります。
消費者の混乱を招く表示である「又は」の表示を廃止し、「、」の表示に統一すべき。	
可能性表示において、3か国以上の場合、例えば「アメリカ又はカナダ又はオーストラリア」と表示するようだが、なぜ「又は...又は...」と表示させるのか。「アメリカ、カナダ又はオーストラリア」でよいのではないか。くどくて見にくい表示方法は改めるべき。	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>問合せ先やインターネットアドレス、検索文字を大きく表示してもらうことの方が、よっぽど役に立つ。可能性表示しかできないものは、無理に表示する必要はない。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>可能性表示は、表示と原料原産地が一致していないことを前提としたものであり、実質的に消費者の需要に対応していない。正しい表示が担保できるものについて原料原産地表示を許可する制度が必要。</p>	
<p>可能性表示の「国産」表示の取扱いは、慎重に行うべき。</p>	
<p>過去の実績で表示が可能であるなら、メーカーの都合で表示が行われる。</p>	
<p>可能性表示を認めた場合、そもそも産地表示をする意味があるのか。</p>	
<p>可能性表示では、実際に自分が購入したいものが、本当はどこ産地なのか特定できない。</p>	
<p>可能性表示について、再検討すべき。(同意見 17 件) (理由) いくら過去の実績を書いても、手元の商品と違うことがあるのであれば、全く意味がなく、かえって情報が余計に分かりにくくなり混乱するため。</p>	
<p>可能性表示を認める限り、手元にある商品の表示と実際に使用された原材料とは一致しないケースは十分考えられ、これまでの「内容を正しく表示する」という一括表示の原則を曲げるものであり、食品表示制度そのものへの信頼を損なう。</p>	
<p>可能性表示について、弾力的な運用が可能となるよう配慮してほしい。</p>	
<p>一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示を付記する必要はない。使用実績や輸入プランなどは、事業者任せにすべき。(同意見 7 件)</p>	
<p>原料原産地表示は、産地を固定できる加工食品に限定し、使用した原材料の産地を国別重量順で表示するルールとしてほしい。</p>	
<p>可能性表示において、例えば「アメリカ又はカナダ」は、アメリカとカナダの両方の原料を使用し、原料事情等により使用量の割合が異なる場合に表示される。しかし、「豆腐・納豆の原料大豆原産地に関するガイドライン」では、同一農業地域(アメリカ、カナダの北米地域等)内で生産される場合に限定して、「アメリカまたはカナダ」等の記載が可能であり、つまりアメリカ産のみを使用している場合でも「アメリカまたはカナダ」との表示が可能である場合がある。これでは、同じ表示方法で違う意味が存在することとなり、消費者に混乱を招き適切ではない。</p>	<p>これまでガイドラインや自主基準により、原産地表示を行ってきたものであっても、今後は、食品表示基準に基づき原料原産地表示をする必要があります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>製造から1年間経過した新製品は全て包材の切り替えが必要となる。未消化の包材を廃棄することになる。1年経過後に包材在庫がある場合での使用を認めていただきたい。(同意見1件)</p> <p>(理由)</p> <p>包材在庫の余剰や季節商品の包材在庫を次年度に継続して使用できなくなり、初回製造1年経過後に全ての余剰在庫を廃棄することになるため。</p>	<p>表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。</p>
<p>可能性表示で「その他」と表示した場合、重量割合上位3位以下の原産地の順位が、実績の中で変動してもよいか。</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>一定期間で原産地に変動がある原材料について可能性表示が可能とあるが、現在、品目により枠外表示や打刻で対応すべきと回答されることがある。不可とされる場合の定義を明確にしてほしい。</p>	<p>可能性表示は、国別重量順表示が困難な場合に認められるものです。枠外表示や打刻で対応が可能であれば、国別重量順表示をしてください。</p>
<p>可能性表示は使用計画の順に基づき表示してであると安心である。</p>	<p>過去の産地別使用実績に基づく可能性表示を基本としますが、新商品又は原料調達先の変更が確実な場合などの過去の産地別使用実績が使用できない場合は、今後の産地別使用計画に基づく可能性表示とする必要があります。</p>
<p>実態ではなく適切な根拠に基づいた表示内容を用いることを認めてほしい。</p>	
<p>結果的には長期的に「前年実績による」表示を継続使用できる製品は限定的で、結果的に頻繁な改版は余儀なくされると思われる。</p>	<p>過去実績と実際に使用した産地に違いがある場合には、表示を変更することとなります。</p>
<p>可能性表示の場合のただし書を任意とし、情報が提供できる「お問合せ先」表示があれば可とすべき。</p>	<p>可能性表示を行う場合は、必ず注意書きを表示する必要があります。</p>
<p>「又は」でつなぐ可能性表示の表記は、消費者からみると混同されやすい。(同意見1件)</p>	<p>新たな食品表示制度については、消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>「国産又は●●国(5%未満)」と表示された食品で、「●●国産100%」である可能性もあることを、一体どれだけの人理解できるだろうか。国産が大半と思って購入した人にとって、大きな裏切りとならないか。</p>	
<p>国産原料と外国産原料が併用されるケースについて、「輸入又は国産」といった表示方法は、消費者に誤認を与えない観点から、使用に際してはルールを厳格に適用し消費者への周知を徹底すべき。</p>	
<p>A国とB国を原料とし、可能性表示をしている時、一時的にC国を用いざるを得ない場合、どのような表示が適切か。</p>	<p>C国を使用することとなった時点で、C国を含めた表示をする必要があります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>可能性表示の表示方法について、下記の場合の対応を答えてほしい。</p> <p>対象原材料の産地が現状及び過去3年以内及び使用計画1年の期間ではA国の1か国のみであるが、原料調達事情によっては将来的にB国の使用の可能性はある。この場合、現状のラベルではA国のみ表記となるが、今後B国の使用が発生した場合に備え、現状のA国表示のラベルに補足事項としてB国使用の可能性を表示しておくことは可能か。又は、使用の可能性としてはA国とB国の2か国であるが、どちらも輸入に限定されるため、国名の表示ではなく「輸入」の表示で対応可能か。(同意見1件)</p>	<p>A国のラベルに補足事項としてB国の使用可能性表示をすることはできません。また、「輸入(大括り)」表示については、3以上の外国の産地表示に関して表示しようとする時を含む1年で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難な場合に限り認められます。</p>
<p>大括り表示</p>	
<p>大括り表示は「産地が3以上の外国」の場合に可能となっているが、2か国以上でも認めていただきたい。3か国以上とする合理的な理由があるのならば明らかにしてほしい。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>「輸入」かどうかだけではなく、どこの国からの輸入か知りたい。</p> <p>割合が変わるのであれば「大豆(アメリカ、カナダ、ブラジル(順不同))」とすればよいと思う。</p> <p>(同意見2件)</p>	
<p>大括り表示について、再検討すべき。(同意見29件)(理由)</p> <p>大括り表示は、原産地を特定していないため。(輸入、国産)ではなく、(○国、○国、○県)と表示し、「年度により、使用実績の重量順位が変わる場合があります。」と枠外などに明記すべき。</p> <p>理由：消費者は、購入時において具体的な産地(国名、県名など)の情報を要求しているため。</p>	
<p>大括り表示の適用範囲を広げてほしい。</p> <p>理由：輸入原料で普段はA国から入手しているが、不作などによりA国以外からの入手が突発的に発生する場合がある。1年を通してA国産のみの年もあるし、B国産やC国産を使用することもある。過去実績や推定によって一概に言い表せないの、「輸入」で括りたい。</p>	<p>大括り表示は、3以上の外国の産地表示に関して、表示しようとする時を含む1年で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り認められる表示です。</p>
<p>重量割合上位1位の原材料産地が1か国又は2か国であっても、「輸入」と表示できるようにしてほしい。</p>	
<p>補足資料13ページ、問8の例3で想定しているケースでは、3か国でなく、2か国の時期があるが、1年を通して3か国以上ということの問題ないとの理解でよいか。また、1か国や輸入がない時期があってもよいか。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>加工食品の原材料がEUから輸入されたもの場合には、EU域内が関税等で一つの国のようにもなっていることもあり、原料原産地表示について国別表示を行うのが難しい場合がある。特定の地域内で大括り表示と同じ条件を満たす場合には、「輸入」に代わって、当該地域名での表示も容認してほしい。</p> <p>また、ヨーロッパ産、北米産、アジア産等、原料原産地に関する国別表示ができない場合でも、一定の地域が限定できる場合も考えられるが、どのような地域表現が許容されるか示してほしい。</p>	<p>表示例については、Q&Aで示します。</p>
<p>補足資料問8、例3(※)の場合を認めてほしい。</p> <p>クローブ切替時期では同様な場合が発生する可能性があるため逆にも認めてほしい。</p> <p>(※例3)</p> <p>国別重量順表示が可能な原料調達状況にあるものの、「大括り表示」を行うためだけに、意図的に、ごく短期間だけ複数国から原料調達を行い、産地の切替え・混合をするような場合。</p>	<p>大括り表示を行うためだけに、意図的に短期間に複数国から原料調達を行うことは認められません。</p>
<p>原材料として、基本的に国産を使用しているが、足りない場合には韓国、台湾、中国、オーストラリア、ニュージーランド等の輸入品を使用している。その都度表示を変更するのは困難であることから、この場合、「原材料名(国産又は輸入)」の大括り表示が可能か。</p>	<p>大括り表示と可能性表示の併用は、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績(新商品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画)からみて、大括り表示を行おうとした場合に、「輸入」と「国産」の表示の間で表示をしようとするときを含む1年で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、大括り表示が困難である場合に限り認められます。</p>
<p>3か国以上の使用実績に基づき 大括り「輸入」と表示する場合、期間を通じて均等に使用されたことを前提に1位以下の合計、又はいずれかが5%未満である際、「輸入(一部5%未満を含む)」などとする表示は必要か。</p>	<p>必要ありません。</p>
<p>「大括り(輸入)表示」に「年」又は「年度」など実績期間を表示する必要はないか。</p>	
<p>「その他」、「輸入」という用語はやめ、3か国目以降は「枠外」表示にして国名を枠外で表示したらどうか。</p> <p>「枠外」表示を柔軟にすることによって、「又は」という用語を使わなくてもいいようにすべき。</p>	
<p>「輸入」、「外国」という表記は、一括表示欄内に記載するのではなく、枠外に表示すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>具体的な国名でなく、消費者に正確な情報を伝達できないため。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>大括り表示において、国産又は輸入と並列で記載した場合、国産原料のみの場合であっても外国産が使用されたものとみなされ、安全性重視の消費者に敬遠されるおそれがある。</p> <p>国産食物生産者としては、できるだけ国産と外国産の並立表記は避けてほしい。(同意見1件)</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
中間加工原材料の大括り表示	
<p>中間加工原材料について製造地表示の他に「輸入」の表示を行えることを要望する。 外国の製造地が1以上の場合にも「輸入」と表示可能となることを要望する。</p>	<p>中間加工原材料の場合で、3以上の外国の製造地の原材料を使用し、国別重量順表示が困難な場合には、「外国製造」と表示することができます。なお、3未満の外国の製造地の原料を使用する場合は、「外国製造」と表示することはできません。</p>
可能性表示及び大括り表示	
<p>大括り表示＋可能性表示には反対であり、例外表示の代わりに、枠外に印字することを認めるべき。これによって包材変更のコストを回避できるのではないかと。</p>	<p>原料原産地名の欄に表示箇所を明示した上で枠外に表示することが可能です。</p>
<p>可能性表示、大括り表示、大括り表示＋可能性表示等を認めるとしても、その要件は客観的かつ具体的に定めて限定すべきである。(同意見5件)</p>	<p>可能性表示や大括り表示は、これらの表示の根拠となる資料の保管等が条件となっており、また、実績等として利用される期間も限定するなど厳格な運用としています。</p>
<p>消費者は国名を知りたいと望むことから、原料原産地表示は「国別重量順表示」での表記を原則とし、「大括り表示」、「大括り表示＋可能性表示」はやむを得ないときの表記とすること。(同意見2件)</p>	<p>原料原産地表示は、国別重量順表示が原則です。 ①可能性表示は、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績等からみて、国別重量順表示を行おうとした場合に、表示しようとする時を含む1年で重量順位の変動や産地の切替えが行われる見込みで国別重量順表示が困難な場合に、②大括り表示は、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績等からみて、国別重量順表示を行おうとした場合に、3以上の外国の産地表示に関して、表示しようとする時を含む1年で重量順位の変動や産地の切替えが行われる見込みで国別重量順表示が困難な場合に、これらの表示を行うことができます。</p>
<p>可能性表示及び大括り表示について、国別重量順表示が困難と認められない場合の具体例を提示してほしい。(同意見1件)</p>	
<p>可能性表示、大括り表示、大括り表示＋可能性表示については食品表示基準第9条第1項第6号及び第13号に抵触するのではないかと。(表示禁止事項・第6号：産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような用語、第13号：その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示)</p>	<p>原料原産地表示は、産地名の意味及びその他内容物を誤認させる用語及び表示ではないため、食品表示基準第9条第1項第6号及び第13号のいずれの規定にも抵触しません。</p>
<p>事業者の実行可能性の観点からは、例外的に「可能性表示」、「大括り表示」を容認するルールを設けることも、限定的に使われる前提でやむを得ないものと考えます。ただし、国産原料と外国産原料が併用されるケースについて、「輸入又は国産」といった表示方法は、消費者に誤認を与えない観点から、使用に際してはルールを厳格に適用し、消費者への周知を徹底すべき。(同意見5件)</p>	<p>可能性表示や大括り表示は、これらの表示の根拠となる資料の保管等が条件となっており、また、実績等として利用される期間も限定するなど厳格な運用としています。 新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>使用割合が極めて少ない場合以外でも、「可能性表示」、「大括り表示」において使用割合の表示を望む。</p>	
<p>可能性表示、大括り表示について、外国の産地の場合は国名を全て表示してほしい。</p>	
<p>(理由) 改正案では、3か国以上の場合、4か国、5か国、6か国あっても、どの国のものなのか消費者には分からず、知りたい情報が得られない。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「可能性表示」において、可能性のある産地について「その他」や「等」の使用を認めてほしい。又は、「大括り表示」において、「2以上の外国の産地表示を「輸入」と括って表示できる」ことのいずれかを認めてほしい。(同意見2件)</p> <p>(理由)</p> <p>農産物等の場合、仮に現状が2か国以下であっても生産量や品質、相場等によって、これまで、あるいは過去3年間使用していなかった国からの緊急的な輸入が起り得るため。</p>	<p>可能性表示においても原産国が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができます。</p>
<p>可能性表示や大括り表示は意味がない。(同意見46件)</p> <p>(理由は、以下のいずれか。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文字数の増加につながり、表示が見にくくなる。 2 原産地を急ぎよ変更する場合、包材に表示している内容を変更しなければならない可能性が考えられ、その場合は大変な労力を必要とし、場合によっては包材若しくは原材料の廃棄にもつながりかねない。また、その結果はおのずと価格の上昇に向かうことになる。 3 例外表示の代わりに、枠外に印字することを認めるべき。 4 消費者の自主的かつ合理的な選択は確保されない。 5 3以上の外国の産地表示を「輸入」と「国産」を「又は」でつなぐと、結局どこの原産地か全く分からない。 6 大括り表示については、「表示が困難な場合」とされているが、原材料を購入している製造者が、原産地を把握できないわけがないため。 7 将来の計画では正確性が担保されないため。 8 表示全体の信頼性が低下する。 9 消費者にとってわかりにくいいため、表示に工夫が必要。 	<p>可能性表示は、国別重量順表示が困難である場合にのみ認められる表示で、過去の使用実績等から見て使用する予定の国を「A国又はB国」と「又は」でつなげる表示方法です。この表示が付された商品には、「A国」又は「B国」のみの原料が使用されており、「A国」と「B国」以外の国の原料は使用されませんので、どこの産地のものかの特定がおおむね可能です。</p> <p>また、大括り表示は、過去の一定期間等において、3以上の外国の産地を「輸入」と括って表示する方法です。この表示が付された商品には、3以上の外国の産地のものが使用されており、その多いものの順番を特定することができないということが分かります。</p> <p>さらに、大括り表示+可能性表示は、3以上の外国の産地を「輸入」と括って表示した上で、国産と外国の産地の多いものの順番が特定できない場合にのみ認められる表示で、過去の使用実績等からみて使用する予定の国を「国産又は輸入」と「又は」でつなげる表示方法です。この表示が付された商品は、過去の使用実績等からみて多い方が先に表示されます。</p> <p>このように、可能性表示や大括り表示を行うことで、原料原産地表示の実行可能性が確保され、今まで原料原産地表示の対象とされていなかった加工食品について、新たに原料原産地情報が提供されるため、消費者にとっては合理的に商品を選択できることとなり、メリットが大きいと考えます。</p> <p>なお、新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>「可能性表示」及び「大括り表示」を認めるために、消費者の疑問が解消されないばかりか、むしろ疑問を膨らませ不安を煽る可能性もある。</p> <p>消費者に対して多くの啓発を要する表示では、全ての消費者に「自発的かつ合理的に食品を選択する機会確保」という目的を達することはできないと考える。(同意見3件)</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「国産又は輸入」、「国内製造又は外国製造」等の表示に反対。</p> <p>「大豆（日本、アメリカ、カナダ、ブラジル（順不同）」と表示するほうがまし。</p> <p>国名が分かれば遺伝子組換えかどうか推察できる。</p> <p>（同意見2件）</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>「大括り表示」及び「可能性表示」について、反対。</p> <p>原産国の変動が大きい食品については、製造所固有記号制度に準じて、消費者庁長官への届出によって、容器包装には原産国変動商品等として特定の記号を表示しつつ、当該記号によって、別途、ホームページ等で実際の原材料の原産国を情報提供する方法を導入すべき。（同意見6件）</p>	
<p>可能性表示や大括り表示等を認める要件について、3年以内の過去実績を用いる方法はトレーサビリティが法制度化されていない現況下では難易度が高く、実行不可能となるケースが出るものと思われるので、例外措置なども検討してほしい。</p>	
<p>乳由来原料のような、天候不順の影響を受けやすく国内産が安定供給できない原材料は、世界各国の原料をそのときの供給事情に合わせて確保している。</p> <p>現状のように国内産乳由来原料の供給不安が続くと、「国産」という原産地表示をするリスクが高くなるため、大括り表示で「輸入」と表示することを優先させ、輸入原料中心に購入することも検討せざるを得ないため、本制度を施行することで逆に国産離れの動きになりかねない。</p>	
<p>可能性表示、大括り表示が本当に消費者にとって分かりやすい表示なのか。消費者の選択に資することは大切なことではあるが、正しい知識を全ての消費者又は食品関連事業者へ周知することはとても難しい。</p>	
<p>使用実績・使用計画</p>	
<p>可能性表示の根拠となる使用実績を製造年から遡って“3年以内”とした理由は何か。</p>	<p>消費者への情報提供と事業者の実行可能性を踏まえ、可能な限り直近の実績を使用することとしました。</p>
<p>補足資料に「年号について「平成〇年度」と表示し、特段の説明がない場合は4月～3月」とある。決算期や事業年度は各社各様に自由に決めているものであり、事業年度が4月～3月でない事業者が相当数に上る。過去実績の把握そのものが実行困難である上、3月末を期末とする事業者のみ文字数を少なくできるルールは全く不公平である。（同意見1件）</p>	<p>農作物ごとに設けられている年度等、4月から3月以外の期間で運用される場合は、範囲が分かるようにその旨の注意書きを行う必要があります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>みそは醸造物で熟成期間を要し、商品によって熟成期間は様々である。</p> <p>「可能性表示」、「大括り表示」における「一定期間」の基礎となる「製造年」の概念は、最終パッケージングの段階にこだわらず、原料を使い分ける仕込みの段階とする考え方が当然であり、Q&Aにて明確にすべき。</p>	<p>醸造期間を要するような食品において「最終パッケージングの段階」を起点にしても「原料を使い分ける仕込みの段階」を起点にしても、その商品に使用された原材料の産地という観点からすると同じであり、また、表示根拠とする実績も同じになると考えられます。</p> <p>この場合、何を起点としたのか分かるように書類を保存した上で、消費者に誤認がないような注意書きにしてください。</p>
<p>今後一定期間における産地別使用計画について「製造の開始日から1年以内の予定」となっているが、新商品でなくて今販売中の商品であっても、今までは外国産2か国、来年は3か国使用予定というケースもある。その場合可能性表示や大括り表示をしているのか。(同意見2件)</p>	<p>新商品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の産地別使用計画に基づく可能性表示等が可能です。</p>
<p>使用実績について、類似品の過去の使用実績を用いた表示を認めてほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>新商品・リニューアル品の場合は使用実績がないため。</p>	<p>使用実績を共有できる類似商品等の考え方については、Q&Aで示します。</p>
<p>同一配合の商品で規格が異なる商品がある場合、規格ごとに原材料の産地実績を把握しなければならないか。同一配合をまとめて実績としてもよいのか。</p>	
<p>使用状況・実績を参照する商品と表示を行う商品が完全に同一のものではなく、類似性(同一配合で荷姿が異なる場合や、調味料等の軽微な配合調整の場合)を有する場合にも実績表示は可能か。</p>	
<p>通常商品と同じ中身で違う商品名の商品も、通常商品の使用実績で原料原産地表示をさせてほしい。</p>	
<p>類似品の実績が使用できる商品の範囲を明確にしてほしい。</p>	
<p>新商品の場合、類似品や原材料の製造者における使用実績があるため、この使用実績をもとに例外表示を行うことも可能とすべき。(同意見1件)</p>	
<p>対象原料自体は従来から使用しているものを使用して新たな製品を作ろうとする際に、過去の実績に基づく表示を行えるか。</p>	
<p>新商品の重量割合上位1位の原材料が、既存商品のそれと同じもの場合、既存商品の実績をもとにした原産地表示及び枠外注記(○年度実績による)を使用して問題ないか。</p>	
<p>商品単位での使用実績に限らず、工場又は事業者全体での使用実績に基づき国別重量順を決定することも認めてほしい。(同意見1件)</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>製造者の実行可能性を考慮した場合、こういった対象範囲に対して使用実績や使用計画を考えればよいのが曖昧である。</p> <p>単一商品、同等仕様の商品群、同じ原料を使用する商品全体といった、使用実績や使用計画の範囲として考えてよい例をガイドライン等で明確にしてほしい。</p>	<p>使用実績を共有できる類似商品等の考え方については、Q&Aで示します。</p>
<p>過去の実績は、工場としてまとめたの取扱い実績ではなく、商品ごとの使用実績であると認識している。ただ、類似の商品（ハンバーグ）を多数製造しており、商品ごとに使用実績を管理するのは大変煩雑な作業になる。こういった場合、同じカテゴリー（たとえば一括表示の名称が同じ商品）の使用実績については、商品ごとではなくカテゴリーごとでの実績を認めてほしい。</p>	
<p>今回の改正案は全ての原材料が想定どおり、安定的に供給される前提でしか作られていない。生鮮原料については、計画どおり安定供給などということは、昨今の異常気象などを考えると非常に難しく困難であることを理解すべき。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>業務用食品は、より量的・価格的に優位な原料を使用して製造するケースが多く原料の調達先は流動的であるため、使用実績も使用計画も固定することは非常に難しい。</p>	
<p>過去実績、使用計画による表示は問題があるのではないか。</p>	
<p>産地表示の使用実績表記は不要。 (理由) 事業者としては、使用実績を表記した場合、数年ごとに包材を変更するためコストがかかる。また、包材1ロットが何年分にもなる商品があり、廃棄ロスが多く発生する。</p>	
<p>可能性表示等による実績把握について、産地の使用実績を監視する労力を考えると負担が大きい。</p>	
<p>一定期間での使用実績等の条件をなくし、表示以外の産地のものを使用していないことのみを条件に、可能性表示、大括り表示も基本表示として認めてほしい。</p>	
<p>実績・計画の設定期間の弾力化と、その根拠を製品ではなくウェブサイト等で情報提供するなどの手段も可能とする事を希望。</p>	
<p>容器への実績及び計画の表示義務を無くし、包装容器の表示代替として、根拠データ及び計画書の保持の義務と、ホームページなどでの情報開示を義務とすることにしてほしい。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>可能性表示及び大括り表示における使用実績の期間を5年以内とし、また製造年から1年間のみは不可という条件の削除を希望する。</p> <p>1 主原料となる農産品や農産品加工品の賞味期限が1～3年のも多く、遡りが3年間以内であると複数年の農産品収穫(クロープ)に該当しない場合がある。</p> <p>2 ロングラン製品においては、表示の変更を行わずに長期間販売することがある。改正案の内容では2年に1回の改版が必須となり、材料廃棄ロスやその他費用面の負担が大きい。</p> <p>(同意見1件)</p>	<p>消費者への情報提供と事業者の実行可能性を踏まえ、可能な限り直近の実績を使用することとしました。</p>
<p>使用実績は期間限定せず、食品事業者が何らかの根拠を以って対応する方式にすべき。</p>	
<p>使用実績の要件で、一律の期間を設けることは見直してほしい。(同意見40件)</p> <p>(理由)</p> <p>製造期間や貯蔵期間が様々である食品について、一律の期間を設けることは非合理的であり、食品の特性をよく知る事業者が柔軟に根拠となる使用実績の期間を決めた方が合理的である。</p>	
<p>使用計画は、新商品の場合か過去実績から原料調達先の変更が確実な場合に限定されているが、既存の製品でも継続して使用できるようにしてほしい。内容に相違が無い場合は、ただし書も、「●●の産地は、製造年の使用計画の順に基づき表示」等を可能にしてほしい。</p>	<p>可能性表示については、過去の産地別使用実績に基づく可能性表示を基本とします。</p>
<p>可能性表示及び大括り表示における使用実績の期間を延長してほしい。(同意見1件)</p>	
<p>可能性表示の根拠となる使用実績の要件「3年以内で1年以上の実績」、「ただし根拠が1年の場合、3年前の1年は不可」は、「3年」とする根拠が不明であり、また事業者のコストを不要に増大させるため、再検討してほしい。(同意見1件)</p>	
<p>可能性表示で、「製造年から遡って3年以内の中で1年以上の実績」というのは分かるが、「製造年から3年前の1年は不可」の理由が不明。</p>	<p>可能性表示や大括り表示の根拠となる一定期間の範囲のうち、「使用実績の根拠を1年とする場合、製造年から3年前の1年は不可」とすることについては、見直し、製造年から3年前の1年も可とします。</p>
<p>可能性表示及び大括り表示における使用実績の期間については、3年前単年も許可してほしい。</p> <p>(同意見11件)</p> <p>(理由)</p> <p>その過去データの蓄積・管理と包装フィルムの改版タイミングを考えると、運用が困難な局面が想定されるため。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>可能性表示について、実績の場合では最低3年前、計画については計画から2年間は認めてほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>現在の改正案では、実績を根拠にする場合は2年に1度改版が必要となり、計画においては1年以内の計画期間と定められており、計画を根拠にした場合は毎年改版作業が発生するため。</p>	<p>可能性表示や大括り表示の根拠となる一定期間の範囲のうち、「使用実績の根拠を1年とする場合、製造年から3年前の1年は不可」とすることについては、見直し、製造年から3年前の1年も可とします。</p>
<p>使用実績については「3年以上前の情報は使用不可」、使用計画については「開始日から1年以内」という期間の限定を廃止してほしい。(同意見13件)</p>	
<p>可能性表示や大括り表示を認める要件として3年以内の過去実績を用いる方法は複雑で難易度が高く、事業者の実行可能性と表示の有用性について再度検討が必要。(同意見5件)</p>	
<p>「合理的な」使用計画に基づき表示できるとされているが、合理的なという部分を明文化してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>開発途上の産地を使用計画に入れて表示した場合、開発途上である故、確実に使えるものになるかどうか分からないため。</p>	<p>合理的な説明ができない場合とは、以下のようなことが考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然災害や家畜の伝染性疾病の発生、港湾スト等による船舶輸送の停止など突発的な事由に起因し、食料の安定供給に著しい影響を及ぼすおそれがないもので、自社や取引先の都合による計画と異なる調達を行なうなど、当初の使用計画とかけ離れたもの。 2 元々の計画の調達先、契約先が架空のものであり、結果として表示産地のものが入荷していない。 3 その他計画の根拠が不明確なもの。(使用計画の期間の記載がないものや使用予定の国の記載が曖昧なもの。)
<p>使用計画に求められる合理性として、政情不安、災害等以外にも様々な突発的な状況を総括して「合理的な説明ができる場合」と理解できる文言にしたい。</p>	
<p>「表示をしようとする時を含む1年で重量順位の変動や～」とある。1つの商品が世に出るには発案から製造・出荷まで1年かかるものもある(日配の惣菜のように表示作成時＝販売時にはならない)。表示作成時には「A国、B国」の計画で進めていたものが、容器包装が出来たあとに「C国、D国」に切り替えることになった場合、表示をしようとした時の計画は「A国、B国」なのだから、「C国、D国」の原料を使用した商品であっても表示は「原料原産地名：A国、B国」でよいか。(同意見1件)</p>	<p>表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。過去実績に基づく表示から使用計画に基づく表示に変更があった場合は、新たな使用計画に基づいた表示に変更する必要があります。</p>
<p>可能性又は大括表示にあつて過去実績から変動が生じた場合、変更に応じて直ちに表示を変更しなければならぬか。</p>	
<p>海外産乳調整品は価格変動が激しく、使用実績にかかわらず予告なく国産に変更になる可能性がある場合の表記例はどのように考えればよいか。</p>	
<p>過去の使用実績とは、購買入札の実績又は製造工場へ在庫し、実際に製造に供し、供し終わった実績のどちらで、記載するのか。なお、直近までの実績を表示することになると、包材印刷には1か月以上を要するため、包材の印刷が間に合わないため、印字以外の代替案を設定するべき。</p>	<p>過去の使用実績とは、表示を行おうとする商品について、過去の一定期間における当該商品の製造に実際に使用された原料の使用実績となります。</p> <p>また、印字以外の表示方法としては、原料原産地表示欄において「欄外下部に記載」等と記載し、シール等の貼付により表示することが可能です。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
使用実績の期間は、複数年の実績なのか、それとも前年度実績なのか。また、複数年の実績の場合は何年になるのか。	過去の産地別使用実績は、製造年から遡って3年以内の中での1年以上の期間を任意に決められます。
使用実績を取る期間について、同じ1年間でも区切る期間によって割合が変わってくる可能性があるため、区切る期間の考え方を明確にしてほしい。	
可能性表示及び大括り表示における使用計画の期間を延長してほしい（2年以内）。（同意見24件）	可能性表示等の根拠となる使用計画の期間を1年以内としているものであり、当該計画の途中又は終了時後に、新たな使用計画に基づく表示への移行を制限するものではありません。
使用計画に基づく実績の記載は、1年以内毎回包装を変更する必要がある、現実的ではない。	
可能性表示及び大括り表示における使用計画の期間を延長してほしい（3年以内）。	
一定期間のみ生産される季節商材がある。この場合、所定年の季節の生産実績をもって「年」又は「年度」の実績と捉えてよいか。	問題ありません。
業務用加工食品を複合原材料として「食品表示基準Q&A・加工-53」に合致する場合で、分解表記された原材料が原材料の1位となる場合、産地表示は実績ではなく、原料供給者からの証明書で代用可能としてほしい。	証明書において証明されている内容と、実際に使用された原料との関係により判断されることとなります。
過去の実績から「A国又はB国又はその他」と表示した場合、結果として実績がない国のみの産地原料を使用した場合、違反とはならないと考えてよいか。	実績に基づく表示内容が実態と大きく乖離すると判明した時点において、新たに、使用計画に基づいた表示に変更する必要があります。
商品が同一でも工場によって使用する原料が異なる場合があるが、「可能性表示」、「大括り表示」等における原料原産地の過去実績等の計上は、会社全体の商品ごとでよいか。（同意見1件）	
使用計画又は使用実績の根拠として、一定期間中の「工場間変動」も認めてほしい。	
A工場とB工場で包材を一にする商品はA、B両工場情報を共有し両者の実績に基づいて原料原産地表示（以下、表示）することができるとなっているが、同じ玉を使用し異なる包材を用いて「B工場を製造所とする商品」であっても、両者が共有する実績に基づく表示を行ってよいか。また、A工場に対してB工場の生産量が極端に少ないと、使用国はA工場の実績に影響を受けるがこの場合、B工場で全く使用されていない原産国が表示されることになっても大括り表示してよいか。	複数の工場において同一の製品を製造している場合の過去実績等の考え方については、Q&Aで示します。
同一の商品とは固有記号が適応できる「同一の包材を共有する」との理解でよいか。	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>実績表示を行う場合には過去の使用状況・実績を参照することとされているが、使用状況・実績を参照する商品と表示を行う商品が完全に同一のもの（同一配合で荷姿が異なる場合）を有する場合にも実績表示は可能か。例えば 10kg 入りの液全卵の「鶏卵」の産地別使用実績を、5 kg の液全卵にも転用可能か。また、同一商品（液全卵 10kg）を全国数カ所で製造しているが、原料卵（鶏卵）の事情は各工場で異なり、今年 A 工場で「ブラジル又は日本」の原料卵を液全卵 10kg とした場合、翌年 A 工場、（実績有り）と B 工場（前年実績無し）で液全卵 10kg で「ブラジル又は日本」の原料を使用した場合、B 工場で A 工場の実績を元に可能性表示する事は可能か。</p>	<p>複数の工場において同一の製品を製造している場合の過去実績等の考え方については、Q&Aで示します。</p>
<p>工場が追加になる可能性がある場合は、使用計画も加味して表示を作成してよいのか。</p>	
<p>可能性表示の使用実績の年数を直近の3年以内の中で1年以上の実績とし、注意書きをすることに反対。（理由） 包装資材の無駄やコストアップが大きな負担となるため。</p>	<p>可能性表示等を行う場合は、消費者の誤認を防止するため、一定期間における使用実績又は使用計画における対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示した旨の注意書きを付記する必要があります。</p>
<p>商品（ギフト品などを含む）によっては、印刷包材が1年以上使用する場合があり、昨年の実績での産地表示をおこなうと、包材に無駄が生じる。</p>	<p>表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。</p>
<p>前々年・前年度の使用実績順を表示している商品で、年度末に使用実績を見直した結果修正が必要となった場合、パッケージ作成に数か月を要する。その数か月の間は旧パッケージを使用してもよいのか。</p>	<p>表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。</p>
<p>使用計画に基づいて可能性表示をする場合、製造から1年を経過した場合であっても余剰包材在庫の在庫消化までの期間における使用を認めてほしい。（同意見3件）</p>	<p>表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。 可能性表示等の根拠となる使用計画の期間を1年以内としているものであり、当該計画の途中又は終了時後に、新たな使用計画に基づく表示への移行を制限するものではありません。</p>
<p>今後の産地別使用計画に基づく可能性表示をして、計画期間を過ぎた後にも販売を続ける場合、元の計画期間を実績として使用したいが、期間1年に満たないため、実績として使用できない。2年目は包材を変更して今度の計画として販売するということか。計画の内容が変更されていないのであれば、そのただし書きを表示している商品について継続的に販売できるとしてほしい。また、使用計画の年を限定せずに、「〇〇の産地は、賞味期限の1年後までの使用計画の順に基づき表示」等の表示は可能か。</p>	<p>表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。 参考資料でお示しした注意書きの例以外を認めないという趣旨ではありません。 注意書きの例については、Q&Aで示します。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>可能性表示をする場合の使用計画注意書きとして下記のような表現を検討しているが、この表現であれば計画の内容に変更がない限り、計画期間（1年間）後も引き続き同じ容器包装を使用して構わないか。</p> <p>1 ○○の産地は賞味期限の○年前の使用計画順です。</p> <p>2 ○○の産地は商品製造時の使用計画順です。</p>	<p>表示の内容と商品の内容は一致している必要があります。</p> <p>参考資料でお示しした注意書きの例以外を認めないという趣旨ではありません。</p> <p>注意書きの例については、Q&Aで示します。</p>
<p>今後一定期間における原産地別使用計画は、「当該計画に基づく製造の開始日から1年以内の予定」とされているが、使用計画期間の表示ではなく、使用計画立案時の記載を可能とし、計画内容に変更がなければ表示の変更を不要とする運用としてほしい。</p>	<p>可能性表示等の根拠となる使用計画は、当該計画に基づく製造の開始日から1年以内の予定となります。</p> <p>参考資料でお示しした注意書きの例以外を認めないという趣旨ではありません。</p> <p>注意書きの例については、Q&Aで示します。</p>
<p>計画期間を1年以内の予定という制限をしないか、「前年の使用計画により～」といった注意書きが可能なように、通知等に盛り込んでほしい。</p>	<p>今後、Q&A等を作成する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>賞味期限が長いものについて、いつの時期の使用実績であるか分かるようにする必要があるとされているが、どの程度を賞味期限が長いとするかガイドライン等で明確にしてもらいたい。</p> <p>また、賞味期限を1年以上に設定している場合、消費者が購入する時点において使用実績が3年以上前のものになる場合がある。使用実績は製造年より3年以内とされているが、製造日が分からない商品において、こういった状況が消費者に誤解を与える可能性がある。</p>	<p>今後、Q&A等を作成する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>平成29年に製造する商品に使用する中間加工品（平成28年製造）の原産国を表示したい。</p> <p>メーカーが示した過去実績の期間が平成26年だった場合、平成29年に製造する最終製品にも、平成26年の使用実績として表示していいのか。</p>	<p>対象原材料が中間加工原材料である場合、原則として、当該中間加工原材料の製造地を「○○製造」と表示することとなります。</p>
<p>製造年から遡って3年以内の実績が1年に満たない場合、今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示は可能か。</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>発酵食品については、仕込みから容器詰めまで、年単位を要する場合がある。こうした場合の「製造年の考え方」、「使用実績の根拠の考え方」、「使用実績に基づく注意書きの例」を明示してほしい（例えば、ウイスキーだと、10年以上の熟成や、3年前、5年前、10年前などに仕込んだ複数の原酒をブレンドすることがある。）。</p>	<p>仕込みから容器詰めまで時間を要するような食品において、「最終パッケージングの段階」を起点にしても「原料を使い分ける仕込みの段階」を起点にしても、その商品に使用された原材料の産地という観点からすると同じであり、また、表示根拠とする実績も同じになると考えられます。</p> <p>この場合、何を起点としたのか分かるように書類を保存した上で、消費者に誤認がないような注意書きにしてください。</p>
根拠資料の保管等	
<p>膨大な資料保管が予測されるので、それを一覧表等にした使用の提示でもよいようにしてほしい。</p>	<p>根拠資料の一つとして、一覧表等分かりやすい資料も考えられますが、製造者が自ら作成した一覧表等に加えて、一覧表等を作成した根拠資料の保管も必要であると考えています。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
使用実績に関わる資料は電子媒体でも可としてほしい。	製造工場等への立入検査等の際に、根拠書類を提示できる体制が整っていれば、問題ないと考えています。
スーパーが表示責任者となる場合、現状の流通実態では川上からの伝票などにほとんど原料原産地名が記録として記入されていない。 この場合、根拠書類の保管の義務があるとされる者が食品関連事業者であれば、実態としては記録の保管は不可能。 小分け商品の原料原産地については、その裏付けとなる記録がない場合がほとんどであり、表示責任者としての役割を果たせない。	本改正案においては、現在の22食品群等の運用と同様に、業務用加工食品について、最終製品への原料原産地表示に必要な情報の伝達が義務付けられることとなります。
事業者にとっては、原料原産地を表示することの根拠データを記録、保管せねばならず負担が大きくなると思われ、商品価格に影響する。	消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。
酒類は、賞味期限を省略することができるかとされているが、産地証明の根拠資料はいつまで保管するのか。	賞味期限の表示を省略しているものについては、根拠資料等の保管期間は製造をしてから5年間とすることとします。
A株式会社へ委託製造し、「販売者：B株式会社＋製造所固有記号」の表示を行った商品について、この場合の根拠資料の保管は、実際に商品を製造しているA株式会社が行うという解釈でよいか。	製造工場等への立入検査等の際に、根拠書類を提示できる体制を、委託者、受託者お互いの合意のもと整えていただきたいと思います。 なお、B株式会社が表示責任者となりますので、表示された内容について把握しておく必要があります。
資料の保管方法については簡素で実行可能な方法を再度検討すべき。 (理由) 多岐にわたる商品についての原料の仕入帳表の保管は難易度が高く、特に現場レベルでの帳票の保管は実行困難。また、原料が頻繁に変更になる際は最終製品とのひも付けは難易度が高い。	「可能性表示」や「大括り表示」等ができる条件の1つとして、一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料、同期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料等の保管が必要と考えています。 保管方法については、求めに応じて提示できるよう事業規模等に応じて工夫をお願いします。
根拠資料は、原料メーカーが定期的に発行する産地証明書でよいか。実績の違いが許容されるのか。	根拠資料として、事業者が定めた期間中、原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料、同期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料等が必要と考えています。御意見の産地証明書の内容について、足りない部分があるとすれば、事業者において、補う必要があると考えます。
資料の保管方法等については、卸売・製造事業者等に問合せ確認できれば問題ないと思われるので、簡素で実行可能な方法を検討してほしい。	根拠資料について、必ずしも全ての根拠書類について文書で備え付けておく必要はないと考えていますが、立入検査等の際に、文書等に打ち出して、すぐに確認できるなど、文書を備え付けているのと同様の対応ができることが必要であると考えます。
使用実績の根拠	
スナック菓子などのフレーバー変更による新商品の表示について、原料原産地表示の対象となる同一原材料を類似の既存商品にて使用している場合、当該類似品における使用実績を用いることは可能か。	使用実績を共有にできる類似商品等の考え方については、Q&Aで示します。

主な意見の概要	意見に対する考え方
ある加工食品について、原料原産地表示の義務対象になる原材料を、当該加工食品の原材料としての使用した実績は未だないが、別の加工食品の原材料として使用した実績がある場合、当該実績を「使用実績」として、これに基づき当該加工食品の原料原産地表示を行っても問題ないか。	使用実績を共有にできる類似商品等の考え方については、Q&Aで示します。
使用実績等の注意書きの記載方法	
原料原産地の可能性表示及び大括り表示の根拠を一括表示欄の枠外に表示してよいか。	注意書きの表示は、改正案第3第2項において、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示することと規定しているため、一括表示欄の枠外の近接した位置に表示する必要があります。
「一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨」を別記様式の枠外下部に表示したとしても、「容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること」というルールに反しないという理解でよいか。	注意書きの表示は、改正案第3第2項において、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示することと規定しているため、一括表示欄の枠外の近接した位置に表示する必要があります。
使用実績に基づく注意書きについて、どこに表記をするかの規定はあるか。また、一括表示の枠外の近接に表示できない場合、別の表記箇所にも表記可能か。	注意書きの表示は、改正案第3第2項において、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示することと規定しているため、一括表示欄の枠外の近接した位置に表示する必要があります。
過去の使用実績の表示は、西暦でもよいのか。 (同意見1件)	西暦での表示も可能です。
使用計画を用いる場合の記載として、「賞味期限日時点の使用計画の順」等、具体的な年を記載しない事例を認めてほしい。	
注意書きのある包材の使用期間について、「なお、産地別使用計画に変更が無い場合は、同じ包材を引き続き使用できます。」を補足資料又はQ&Aに記載してほしい。	
過去一定期間における産地別使用実績可能性表示の注意書きについて、「※〇〇の産地は製造年から3年前の1年以上の使用実績」の表示を認めてほしい。 (理由) 平成27年など年度を記載すると、産地が変わらなくてもその都度表示変更をしないといけなくなり包材費用がかかりすぎるため。前年の使用実績も同様に実績が変わってしまった場合、包材を変更しないといけなくなり、費用も包材作成時間もかかるため。	参考資料でお示しした注意書きの例以外を認めないという趣旨ではありません。 注意書きの例については、Q&Aで示します。
注意書きの例として具体的な計画年で記載する方法の他に、毎年ごとの使用計画を考慮して「〇〇の産地は製造年の使用計画に基づき表示」のような記載例も認めてほしい。	
「〇〇の産地は、過去の使用実績」との表示を認めてほしい。	
実績・計画の設定期間の弾力化とその根拠を製品ではなく、ウェブサイト等で情報提供する手段を認めてほしい。	消費者への情報提供と事業者の実行可能性を踏まえ、可能な限り、直近の実績を使用することとしました。また、ウェブサイト等で情報提供する手段については、今後の課題とさせていただきます。

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>使用計画に基づいて表示する場合の注意書きについて、使用計画の年（年度）を限定せずに、</p> <p>1 ○○の産地は賞味期限の○年前／後の使用計画順です。</p> <p>2 ○○の産地は商品製造時の使用計画順です。</p> <p>等の表示は可能か。</p> <p>又は、類似商品（リニューアル品）の実績を記載することでの対応は可能か。</p>	<p>参考資料でお示しした注意書きの例以外を認めないという趣旨ではありません。</p> <p>注意書きの例については、Q&Aで示します。</p>
<p>「来年（度）の使用計画の順」や「再来年（度）までの使用計画の順」の表現も認めてほしい。</p>	
<p>可能性表示の使用計画に基づく注意書きの文例が、過去の使用実績の文例に比べ、非常に長い、短い文例はないか。</p>	
<p>使用実績に基づく注意書きは、あくまで事例とし、幅のある表現を認めるべき。</p>	
<p>過去の使用実績等の使用条件について、「前年の使用実績順」の表記を推奨する文言を補足資料又はQ&Aに記載してほしい。</p>	
<p>将来の使用計画に基づく可能性表示において、使用計画の期間の表示例を、「考え方」においてなるべく多く例示してほしい。</p>	
<p>示されている注意書きはあくまでも事例と理解しているが、例えば「○○の産地は、過去3年間（又は過去2年間）の使用実績順」なども一例として明確に例示の中に示してほしい。（同意見3件）</p>	
<p>過去の実績に基づく可能性表示において、実績の期間の表示例を、「考え方」においてなるべく多く例示してほしい。</p>	
<p>過去一定期間の実績の注意書きでは、具体的な年月ではなく“前年”や“○年前”といった表示形式が認められているので、今後の計画の場合も、同様の形式を認めてほしい。</p>	
<p>「・・・年仕入れ実績による」との注意書き表示をした場合、ほぼ2年に1回の頻度で包材改版が必要となり、大幅なコスト・作業負担増となる。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>年号を表示しないような、もう少し柔軟性を持たせた表示例を検討してほしい。</p> <p>消費者委員会における消費者庁の説明では、メーカーにヒアリングを行っているとのことだが、終始、資材の使用期限の話になっており、資材の発注頻度と表示変更の頻度を混同しているように感じた。商品の表示は、資材発注するたびに変更しているわけではなく、5年近く同じ内容で資材の刷り増しを行っている商品もある。表示変更の周期は商品特性によって大きく異なり、毎年のように表示変更が必要になるような商品は限られる。</p> <p>また、食品産業センターの委員からも指摘があったように、表示を切り替える際には、変更前に複数の取引先に各々変更理由の了解を得なくてはならず、商品に表示する内容の確認作業だけでなく、取引先への案内や規格書の作成・修正などの作業もあるため、労力面の負担も非常に大きい。</p>	
<p>「平成〇〇年の使用実績順」、「平成〇〇年からの2年間の使用実績順」、「平成〇〇年〇月から平成〇〇年までの使用実績順」などでは、特に一括表示内の変更の必要がなくても注意書きを変更するために2、3年でラベルを更新しなくてはならない。したがって、表示内容の変更が無い場合にラベルをそのまま使用し続けるためには、現状では「賞味期限の〇年前の使用実績順」を使わざるを得ないが、この表現は分かりにくい。例えば、賞味期限平成31年3月(賞味期間2年)の製品に対して「賞味期限の3年前の使用実績順」となると、平成28年の1月から12月の間を指すのか、それとも平成28年3月を含む前後1年間を指すのか、消費者によって違う理解をするおそれがある。</p> <p>「賞味期限の3年前の使用実績順」という表示が、賞味期限の3年前の月が属する年の使用実績順と言う意味で使えるようにしてほしい。若しくは煩雑な表現になるが、「賞味期限の2年前の前の月が属する年の使用実績順」という表現を認めてほしい。</p>	<p>参考資料でお示しした注意書きの例以外を認めないという趣旨ではありません。</p> <p>注意書きの例については、Q&Aで示します。</p>
<p>可能性表示の際（※りんご果汁の製造地は、平成27年の使用実績順）</p> <ol style="list-style-type: none"> 「※」は必須表記か。 枠外の近接に記載する、その他（例 販売者）の表記と記載の順番のルールはあるか。 	<p>「※」は必須ではありません。記載順のルールはありませんが、消費者が分かりやすい表示とする必要があります。</p>
<p>食用塩の表示に関する公正競争規約では、原料塩について既に可能性表示を認めており、毎年の使用実績を確認して注意書きなしで表示を認めている。注意書きについては、自社ホームページ等での使用実績の情報開示等を行うことを条件として記載しなくてもよい方向が望ましいと考えるが、記載が原則としても特に表示可能面積が小さい場合については、記載を免除できる旨の基準を検討してほしい。</p>	<p>公正競争規約については、食品表示基準改正により変更が必要であれば規約の改正が行われるものと考えます。表示可能面積が30㎤以下の場合には、原料原産地の表示が省略可能です。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>事業者が「計画に基づく表示」から「実績に基づく表示」に変更する際には、原料表示の実績が「計画」どおりであれば、そのままの表示を一定期間（実績に基づく表示の3年程度）継続可としてほしい。</p>	<p>計画と実績は期間の考え方も違うことから、実績による表示を行うのであれば実績に基づく表示である旨の表示を行ってください。</p>
<p>年号について「〇〇年度」の場合は4月～3月とあるが、事業者にとっての年度と合致しない場合がある。その場合特段の説明をしなければいけないのは更なる負担になる。</p>	<p>参考資料でお示しした注意書きの例以外を認めないという趣旨ではありません。 なお、「年度」とのみ表記した場合には、「4月～3月」の期間を示すものと考えています。</p>
<p>可能性表示における使用実績や計画に基づく注意書きは撤廃するか、年数制限を除外すべき。 (同意見1件) (理由) ラベル改版は、製造の2～4か月前から準備する。製造計画は向こう1年間と限定されているため、実質8～10か月間の実績しか手元に無い状態で産地表示ラベルを作成しなくてはならず、新製品に関しては実績集計として1年以上を確保できない制度上の矛盾が、使用実績年を記載した現行製品に関しては最大でも1年10か月間しか使用できない制限が生じることになる。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>可能性表示する場合の使用実績に基づく期間使用割合の高いものから順に表示した旨の注意書きのうち、対象期間の情報については容器包装表示に限定せず、問合せの際に該当期間を回答する方法やウェブサイトなどによる公開方法も認めてほしい。</p>	
<p>可能性表示における使用実績や計画に基づく注意書きは任意表示とすべき。 (理由) 事業者からすれば、実績や計画の集計と毎年のラベル改版に多大な労力が発生するため、国際競争力の低下を招くだけでなく、商品価格に転嫁しなければならない。</p>	
<p>過去の使用実績等に基づく表示であることの「注意書き」の表示義務をなくしてほしい。</p>	
<p>使用実績に基づく表示であることを原料原産地表示と共に容器包装に注意書きする必要があることについて、具体的な根拠を示す必要があることより、変更が無い場合であっても定期的な改版が予想され、生産コストの増大、輸入品との競争力低下、売価アップによる消費者負担の増加につながる。</p>	
<p>包材の廃棄が増加して環境への対応又は経済的損失が大きく、「注意書き」の表示は止めるべきである。消費者に対して分かりやすくするための表記であるためには、計画されている「普及・啓発」活動において周知を図り、「監視体制」による運用の確認をすべきである。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
可能性表示若しくは大括り表示の根拠で、過去3年間の1年以上の実績とあるが、平成27年5月以降平成28年7月までの実績だった場合、どのように表示すべきか（平成27年度の実績若しくは平成28年度の実績又は厳密に何月から何月まで）。	「〇〇の産地は、平成27年5月から平成28年7月までの使用実績順」等と表示してください。
可能性表示及び大括り表示の場合、使用実績又は使用計画に基づいた原産地表示が可能となっているが、これを製品に表示するには、使用実績等確定、包材の改版・印刷等に相当の期間を要する。製品ごとの包材切替えには少なくとも相当の移行期間が必要であることを十分に理解し、実行可能性を確保してほしい。また、併せてその旨をQ&A等で明示してほしい。（同意見1件）	経過措置期間については、パブリックコメントを踏まえ、消費者委員会食品表示部会で御議論いただき、平成34年3月31日までとしました。
生鮮原料は、毎シーズンの作柄により、急遽新たな産地の原材料を調達せざるを得ない。この実績に厳密に対応しようとする、ほぼ毎年のように改版をしなければならなくなる可能性がある。	国別重量順表示以外にも、可能性表示や大括り表示などの例外表示も一定の条件下で認められることになり、事業者の実行可能性を踏まえて検討したものです。
製造地表示	
国産品は国内で製造されているので、その原材料は明らかではなく、「国内製造」ではなく「国内工場製」という用語と併せてその原料原産地も表示すべき。	中間加工原材料について、生鮮原材料まで遡って原産国を特定させることは困難であり、また、中間加工原材料についてもそれがどの地域、国で製造されたかの情報は、消費者の選択にとって有用な情報であると考えられるため、事業者の実行可能性を踏まえ、対象原材料が中間加工原材料である場合には、製造地表示を基本とすることとしています。
中間加工原料が複数の国を経て加工・製造される場合は、誤認を防ぐために原料原産地を枠外記載とし、枠外の指定場所に「本品はA国で漁獲された〇〇をB国で□□し、C国で△△した後に国内にて●●したものです。」等のように文章にて記載することは可能か。	対象原材料が中間加工原材料である場合は、原則として、当該中間加工原材料の製造地を「〇〇製造」と表示する必要があります。なお、「〇〇製造」と表示した上で、枠外の任意の場所に、「本品はA国で漁獲された〇〇をB国で□□し、C国で△△した後に国内にて●●したものです。」等のように、詳細な説明を表示することは差し支えありません。
原料原産地情報だけを知りたいのではない。例えば、アメリカ産原料を中国で処理したものを国内のメーカーが最終製品に仕上げたら今回の制度で「中国工場」で一次加工された原料」とされるのか。	対象原材料が中間加工原材料である場合は、原則として、当該中間加工原材料の製造地を「〇〇製造」と表示する必要があります。
生鮮に近い原料、例えばその原料が生鮮品1品からなる加工品（例：小麦粉、きな粉等）については、製造地ではなくその1品の原料原産地を記載すべきとする方が、消費者のニーズに合っており、法律本来の趣旨にかなうのではないか。	消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。
製造地表示を認めると、原料原産地表示の拡大にはならない。	
中間加工原材料の原料の原産地が判明している場合は、製造地と原産地の両方の表示をすべき。（同意見9件）	

主な意見の概要	意見に対する考え方	
<p>中間加工品の生鮮原料が判明している場合には、中間加工品の生鮮原料の原産地を表示することを原則とし、判明しない場合についてのみ中間加工原材料の製造地(「〇〇製造」)を表示することができる、とすべき。(同意見 53 件)</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>	
<p>中間加工原材料が国内製造の場合は、その生鮮原材料の原産地の表示を義務化すべき。</p>		
<p>中間加工原材料の原料原産地が判明している場合は、原料原産地表示を原則にし、不明な場合のみ製造地を表示することができる、とすべき。(同意見 62 件) (理由) 「国内製造」と表示する場合は、国産原料を使用していると誤認を招く可能性があり、当該表示方法を採用できるケースについては限定されるべき。</p>		
<p>加工食品に使用した複合原材料である中間加工原材料に係る原料原産地の表示を行う場合の方法は、その製造地の表示に限るものと定めてほしい。</p>		
<p>今回の目的は、T P P 導入に対する国内原料の使用促進と捉えています。輸入原料を国内加工する小麦粉の事例と同様、ソテーオニオンなども中国産玉ねぎを使用しての国内加工のケースが高まる可能性あり。本来の目的からすると国内加工表示は疑問である。</p>		
<p>製造地を表示する際、「製造」の文字を省略可としてほしい。(同意見 1 件) (理由) 表示面積の関係上、文字数を可能な限り減らしたいため。</p>		
<p>中間加工原材料の製造地表示をやめ、原産地表示ができるものに限って表示をすべき。</p>		
<p>消費者は、原料原産地表示を求めており、中間原材料の製造国の情報を求めてはいない。(同意見 40 件)</p>		
<p>中間加工原材料の製造地では、原材料の産地の情報を得にくい。</p>		
<p>加工度の高い中間加工原材料(例：果糖ブドウ糖液糖)への製造地表示の義務付けは不要。(同意見 1 件)</p>		
<p>中間加工原材料の製造地表示は表示の対象外とすべき。(同意見 8 件) (理由は、以下のいずれか。) 1 事業者は、避けたい原産国を意図的に「国内製造」として見せることが可能であり、消費者の表示制度への信頼低下や不安を増長することにつながるため。 2 消費者の選択に役立たないだけでなく、誤解を招くため。</p>		
<p>中間加工原材料の製造地表示は原材料の原産地を知りたいというニーズに応えておらず、「国産」と勘違いする可能性がある。(同意見 1 件)</p>		<p>新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>製造地と原料原産地が混ざった表示では、正しく理解できない。 (例：「みかん（国産）、りんご（ドイツ製造）」)</p>	<p>新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>製造地表示は、消費者の誤認とならない厳密なルールとすべき。(同意見1件) (理由)</p>	
<p>加工食品の場合、全ての加工を1か所で行わず、例えば北米産の農水産物を中国で加工し、国内でパッケージなどを行い最終製品とする商品も当たり前のようにある。</p>	
<p>輸入農産物でも、一旦国内加工すれば国内製造と表示でき、国内産と誤認する可能性が高い。</p>	
<p>製造地表示は、消費者の誤認を招く可能性が高いため、消費者の理解が得られるのか再度徹底的に検証する必要。(同意見4件)</p>	
<p>中間加工原材料の製造地表示の表示が記載されていると、その食べものの道のりが分かりやすい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>食品表示法の「製造」「加工」の概念から表示対象となる製造地を定義しているところ、「原産国を表示する」と変更してほしい。 (理由) 国際貿易上、原産国の伝達は国際ルールに基づいて必ず行われており、「本質的な変更」の有無による判断よりも「実質的な変更」の有無に基づく原産国名を表示する方が遥かに容易で間違いのない表示を行えるものとするため。</p>	<p>輸入食品については、現行と同様原産国名を表示することとしています。なお、新たな原料原産地表示制度では、国内で製造又は加工された全ての加工食品について、原料原産地表示を義務付けています。</p>
<p>濃縮又は乾燥前の状態に換算した重量順で表示することができる。同種の果汁原料で、輸入した濃縮果汁と国内製造のストレート果汁を使って製品を製造した場合、濃縮果汁は還元した重量で順位を考慮し、その生鮮原材料の原産地を記載することでよいか。</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>同じ原料を使用している、「清涼飲料水」と「果汁入り飲料」の場合では原材料名の記載方法が異なる。 「果汁入り飲料」でぶどう果汁とりんご果汁を使用している場合でも、一括表示/原材料名では果実（ぶどう、りんご）と表示され、原料原産地表示で原料の産地が記入される場合はまだ分かると思うが、加工食品なので製造地を表示した場合、消費者は分かりづらい。</p>	<p>食品表示基準別表第4に従い生鮮原材料名で表示している場合であって、生鮮原材料の産地まで遡れない場合は、原料原産地名の事項欄を設けて、例えば「ドイツ製造（りんご果汁）」等と表示する必要があります。</p>
<p>生鮮原料の産地まで遡れない場合は、中間加工原材料の原産地の記載を行い、原料名の記載は個別の品質表示基準等で認められている生鮮原材料の表示を用いてもよいか。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>最終商品で原料原産国を国内製造と表示する業務用加工食品（例：国内製造の業務用加工食品の小麦粉）は、項目名として「製造者」を表示していた場合、「原産国名：国産」の表示を省略可としてほしい。 （同意見1件） （理由） 「製造者」を表示していれば国内製造であることが明確に分かり、「製造者」の表示が「原産国名：国産」という表示の代替表示となるため。</p>	<p>加工食品で「製造」に該当しない単なる切断、小分け等を行い製品となる業務用加工食品の場合、事項名「製造者」の表示をもって当該製品の製造地と見なすことはできません。</p>
<p>みそ加工品、即席みそ汁の商品では、原材料表示に「米みそ」等と自社製造であっても、中間品の形にて記載している。現行表示に沿う形での「製造地表示」の許容を明確にしていきたい。一般的な名称となり得る中間品原料を自社で製造し加工原料として使用している場合は分かりやすい表示を目指すためにも製造地表示にて統一すべき。</p>	<p>今回の改正は、原材料の表示方法を変更するものではありません。 また、原料原産地表示は、原材料名に対応させて表示する必要があります。</p>
<p>「新たな原料原産地表示制度に係る考え方」16の解説19ページの1に「・・・（「〇〇加工」との表現は使用できません。）」と記載されています。加工食品にはミックスカット野菜のように製造行為ではなく「加工行為」とされるものもあります。このような加工行為のみとされる加工食品（加工者表示）であっても「〇〇加工」との表現は使用できず、「〇〇製造」と表示するということか。</p>	<p>ミックスカット野菜を原料に使用した野菜サラダなどの原材料名表示は、「レタス、キャベツ」等と野菜の名称を表示することとなります。</p>
<p>魚肉中にグチ、タラ等のすり身を使用し、原材料表示をまとめて「魚肉」としている場合（グチすり身の割合が最も大きい）、「魚肉（外国製造）」とした場合の（外国製造）は“グチとタラ、その他全てのすり身が“外国製造”という事を表しているという認識でよいか。それともグチすり身が輸入であれば、タラ等のすり身原産国は問わないのか。 グチすり身とタラすり身（いずれも輸入）を使用した場合、「魚肉（グチ（輸入）、タラ）」「魚肉（グチ、タラ）（外国製造）」どちらでもよいか。</p>	<p>考え方については、Q&Aで示します。</p>
<p>補足資料問17では、「国内製造」についての考え方が示されており、その4で「殺菌、着色、着香などについては、商品の内容について実質的な変更をもたらす行為に該当しない場合があり、具体的な判断は個別に行う必要があります。」と記載されている。具体的な判断が個別に行われてしまえば、その理由が定かでないまま「国内製造」とされてしまうのではないのか。なお、現行の食品表示基準Q&A総則-15の表では「基本的には上記以外の行為を「製造」と考えます。」とある。これとの整合性はどうか。「製造」についてのより明確な判断基準の提示をQ&Aで示してほしい。（同意見1件）</p>	<p>「製造」の考え方は、食品表示基準Q&A（総則-15）に示している以外の行為を指します。 なお、（総則-15）のコーングリッツはコーンを少し砕いたものの例であり、一般的なコーングリッツは製造に該当するため「国内製造」と表示する必要があります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「新たな原料原産地表示制度に係る考え方（補足資料）」の項目 17 にて示された「国内製造」とならない行為と、食品表示基準Q&Aの（総則-15）にて示された加工行為の関連性について整理してほしい。</p> <p>例えば原材料の「コーングリッツ」について、食品表示基準Q&A（総則-15）の「破碎」に該当する行為を国内で行い、当該原材料を製品中重量上位1位で使用した場合、「コーングリッツ（国内製造）」の表示は可能か。</p>	<p>「製造」の考え方は、食品表示基準Q&A（総則-15）に示している以外の行為を指します。</p> <p>なお、（総則-15）のコーングリッツはコーンを少し砕いたものの例であり、一般的なコーングリッツは製造に該当するため「国内製造」と表示する必要があります。</p>
<p>食品表示法では製造と加工の定義が整理されていますが、原料原産地表示を行う上では更に詳細に、かつ具体的に区分の判断基準をQ&Aやガイドラインで示す必要がある。また、低加工食品では製造地表示をすべきか、産地表示をすべきか（製造品なのか生鮮品なのか）判断が分かれる場合も生じるため、製造者（使用者）の判断に委ねること等を明文化してほしい。</p>	
<p>中間加工原材料の定義については曖昧すぎて偽装が出来る可能性が大いにあるのではないか。</p>	<p>原料原産地表示制度の運用に当たっては、国（消費者庁、農林水産省等）及び都道府県等が、事業者への立入検査等を通じて、適正な表示が行われているか表示の根拠となる書類等を実際に確認し、効果的かつ効率的な監視に務めることとしています。</p>
<p>誤認防止対策として「〇〇最終製造」としてはどうか。（同意見1件）</p>	
<p>簡易加工等（刺身は生鮮品だが、盛り合わせは加工食品に該当する等）についても、生鮮品同様の産地表示をしてはどうか。また、直売所等小売店のバックヤードで製造された加工食品の表示義務の扱いについて整理すべき。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>今回の改正で中間加工原材料の原産地について特殊な表示方法を導入する以上、事業者において中間加工原材料に該当するのか否かを判断できるように、より明確な定義を設けるべきである。</p> <p>少なくとも、二種類以上の原材料からなる原材料（複合原材料）と、単一の原材料に手を加えて製造される原材料（小麦粉等）のいずれをも含むものであることが明確化されることが必要と考える。</p>	<p>対象原材料が加工食品である場合は中間加工原材料です。</p>
<p>中間加工原材料の定義を明確にするべき。</p>	
<p>中間加工原材料の原産地を遡り、かつ原材料原産地名の項を立てて表示する場合について</p> <p>配合率1位が中間加工原材料（A）で、2位以下に生鮮原材料（B）を使用しており、Aの生鮮（起源）原材料がBと同じもの場合、いずれの原産地を示しているのか分かりにくい。</p> <p>（例） 原材料名：りんご果汁、りんご、砂糖、・・・ 原料原産地名：ドイツ（りんご）</p>	<p>表示された産地が生鮮原材料の産地であるか中間加工原材料の製造地であるかが分かるように表示をする必要があります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>単一の原材料（添加物を除く）から構成され、かつ、 （２）原材料名称から中身を容易に想起できる中間加工品にあっては、中間加工品の原材料名に直接原料の原産地を対応して表示を行えるか。</p>	<p>表示された産地が生鮮原材料の産地であるか中間加工原材料の製造地であるかが分かるように表示をする必要があります。</p>
<p>自社で加工するもの（ピーナッツのペースト化、マカロニ茹であげなど）については中間加工品の範疇とされるのか。</p>	<p>原料原産地表示は、適切に原材料名表示した上で、それに対応したさせて、原料原産地名を表示してください。</p>
<p>中間加工原材料に使用している原材料の産地が判明している場合は、中間加工原材料内の重量割合上位1位の原産地のみ表示し、重量割合上位2位以下は表示しなくても構わないのか。</p>	<p>中間加工原材料を使用している場合は製造地表示が原則ですが、中間加工原材料の生鮮食品の産地が判明している場合は、重量割合上位1位の生鮮食品の産地を表示することができます。 また、重量割合上位1位の原材料だけでなく、重量割合上位2位、3位等の原材料についても、原料原産地を表示することが望ましいと考えます。</p>
<p>複合原材料で主原料が明確になっているもの（鶏から揚げ等）は複合原材料の表記は省略できることになっているが、鶏から揚げの鶏肉について原産国を表示したい場合、「鶏から揚げ（鶏肉（アメリカ）」、「鶏から揚げ（鶏肉（アメリカ）、小麦粉、植物油、・・・）」のどちらも可能か。</p>	<p>複合原材料で主原料が明確になっているもの（鶏から揚げ等）であっても、複合原材料中の特定の原材料のみを表示することはできません。したがって、「鶏から揚げ（鶏肉（アメリカ）、小麦粉、植物油、・・・）」という表示になります。</p>
<p>加工食品の「たけのこ水煮」（中国産の筍を中国で製造）の場合、「たけのこ（中国製造）」ではなく「たけのこ水煮（中国製造）」のように当該原材料が中間加工原料であることは分かる原材料名で記載すべきか。 また、上記で、生鮮原材料のたけのこの原産地が判明しているため、「たけのこ（中国産）」ではなく、「たけのこ水煮（たけのこ（中国産）」と記載すべきか。</p>	<p>原材料名に生鮮食品の名称を表示している場合は生鮮食品の産地を、加工食品の名称を表示している場合は加工食品の製造地を表示する必要があります。</p>
<p>通常中間加工原材料名を生鮮原材料名と同じ原材料名で表示している加工食品の場合でも「○○製造」と表示することはできないということか。 生鮮原材料と加工原料と同一の名称で表示してきた原材料名について、今後は厳格に加工食品の場合は加工原料であることが分かるように、例えば「加工○○」、「○○加工品」のように生鮮原材料と同一でない原材料名とした方がよいのか。（同意見1件）</p>	
<p>輸入された冷凍の魚肉すり身は、中間加工原材料との認識でよいか。</p>	<p>魚肉のすり身については、魚以外の原料の使用の有無等の違いにより、生鮮食品となる場合と加工食品となる場合があります。</p>
<p>外国産の冷凍すり身は中間加工原料か。 海外の冷凍すり身を使用したものは「魚肉（輸入）」「魚肉（外国製造）」どちらが正しいのか。 また、冷凍魚肉すり身が中間加工原料であった場合は、生鮮の外国産タラを購入して自社で魚肉すり身にしたものと外国産冷凍すり身（タラ、イトヨリ他）を混合して原材料名を「魚肉」として表示している場合、表示は「魚肉（輸入、外国製造）」になるか。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「製造」ではなく「加工」された加工食品も、原則製造地表示又は加工地表示も可とする方が明瞭である。</p>	<p>加工食品を原料にする場合は製造地の表示が原則になりますが、加工食品を加工したものを原料とする場合は元の加工食品の製造地を表示することが原則になります。例えば、ロースハムを原料としてハムカツを製造する場合、ロースハムをスライスしたものを原料とした場合であっても、「ロースハムスライス（〇〇製造）」ではなく、スライスする前のロースハムの製造地である「ロースハム（〇〇製造）」を表示することとなります。</p>
誤認防止策	
<p>可能性表示における重量割合の低い原産地の割合表示義務化の廃止。 5%未満の対象原材料の原産地は（ ）書きで表示、記載しなくてよいこととする。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>重量割合が低い産地の原料について、5%未満というしぼりは使用実績を監視する労力を考えると負担が大きすぎる。5%未満と明確に数値化することをやめるか、5%未満表示そのものをやめてほしい。</p>	
<p>5%未満の原料原産地に「5%未満」を表示するのは、負担が過大であり止めてほしい。 誤認防止や国産振興のためには、「国産主体」、「一部国産」、「国産 10%未満」のような分かりやすい表示にすべき。</p>	
<p>可能性表示の場合でも、表示順番が実績からの多い順であることが消費者に理解されていれば、順番が2位以下であることで量が少ないことが分かる情報で充分であり、5%未満の追加表示案は廃止してほしい。</p>	
<p>誤認防止策として一定期間で5%未満である場合その旨記載することについて、反対。(同意見17件) (理由は、以下のいずれか。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原料の調達は、病気・天災・気候状況など、常に不安定な要素を持っており、常に5%以下を確保すると原産地を特定するのが不可能となる。 2 ルールを守ろうとすると消費者の選択を狭める「大括り表示」や「製造地表示」に誘導することになる。 	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>使用割合が極めて少ない原材料の原産地表示による消費者の誤認防止の必要性や、故意に誤認を誘発するような行為の防止対策の必要性については理解するが、可能性表示等に対する「5%未満である旨」表示は、事業者の実行可能性の面からは、運用できない施策である。</p>	
<p>誤認防止策は、事業者によっては悪用される可能性のあるルールである。(同意見1件)</p>	
<p>「国別重量順表示」、「大括り表示」にも使用割合を表示してほしい。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「国別重量順表示」、「大括り表示」においても、使用割合が極めて少ない国を表示するときは、極めて少ないと分かる表示にすることを要望する。 (同意見 7 件)</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>使用割合が 10%程度以下の原産国は全て「等」、「その他」と表示すべき。 (理由) 少量の割合でも、「〇〇、国産」と表示されていると国産が一定程度使用されている印象を与えるため。</p>	
<p>一定期間使用割合が 5%未満である旨を表示することに関して、(5%未満)の他、(おおむね5%)や(5%前後)又は、(10%未満)との表示を認めてほしい。</p>	
<p>表示に合わせて仕入先を限定・排除することになるのではないかと。</p>	<p>原材料の使用実態に合わせて表示していただくことを想定しています。</p>
<p>可能性表示の場合、「その他」の国の使用割合が 5%未満の場合、そもそも国名を記載していないので誤認を与えるものではないと考え、「5%未満」の表示は不要だと考えてよいか。</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>使用量が極めて少ないとされる「5%未満」の原材料は、原料原産地表示制度の対象外としてほしい (「5%未満」には、対象原材料中の割合と対象加工食品中の割合の両方を含む)。</p>	<p>誤認防止策として、可能性表示においては対象原材料(重量割合上位 1 位の原材料)に占める重量の割合が 5%未満の原産地について、「A国又はB国(5%未満)」と表示する必要があります。</p>
<p>可能性表示を含まない、国別重量順表示及び大括り表示においては、原料原産地の順序が明確になっているため、誤認防止策である「5%未満」の表記は必要ない。 また、非常に分かりにくいルールため、表記が必要ない場合も Q&A にて明確にすべき。</p>	<p>5%未満である旨の表示は、可能性表示を行う場合に必要となる表示事項です。なお、国別重量順表示の場合であっても、事実に基づき(5%未満)の表示をすることは差し支えありません。</p>
<p>5%の使用は年間を通じての使用量からの算出なのか、配合内での使用量なのか。</p>	<p>事業者が定めた 1 年以上の一定期間を根拠として可能性表示をした場合に、一定期間における使用量から算出することとなります。</p>
<p>可能性表示に「5%未満」の表示はふさわしくない。 (同意見 10 件) (理由) 具体的な数字を出すと、消費者はその数字を絶対的な事実と誤解する可能性がある。</p>	<p>「可能性表示」では、過去の実績等に基づいて表示するため、使用量の極めて少ない産地について、消費者が誤認しないよう、使用割合が 5%未満の産地の後に括弧を付して「5%未満」等と表示する必要があります。</p>
<p>重量割合が 5%未満の物に(5%未満)の表示が義務付けられることに賛成。 さらに、全ての原料原産地表示に対してこの 5%未満ルールを適用すべき。(同意見 7 件)</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>A国 50%、B国 40%、C国 4.5%、D国 4.5%、E国 1%使用の過去実績で可能性表示する場合、</p> <p>1 「A国又はB国又はその他」と表示できるが、その他の国は合算すると5%以上になるので「その他(5%未満)」と表示しなくてよい、という理解でよいか。</p> <p>2 もし、その他の合算で5%未満の場合は、それを表示するのか。つまり「A国又はB国又はその他(5%未満)」と表示するのか。「その他」と表示する時点で「使用割合が極めて少ない対象原材料の原産地についての誤認」があるとは思えないので、「その他」については「(5%未満)」の表示は必要ないとする。</p> <p>3 全ての国を表示する場合は5%未満のC、D、E国全てに「(5%未満)」を表示しないとイケないのか。</p> <p>つまり、「A国又はB国又はC国(5%未満)又はD国(5%未満)又はE国(5%未満)」のように表示するのか。(同意見1件)</p>	<p>問題ありません。</p>
おにぎりのり	
<p>おにぎりは表示スペースが少ないため、のりの原料原産地表示について一括表示枠外での表示も認めるように修正すべき。</p>	<p>原料原産地名の欄に表示箇所を明示した上で枠外に表示することが可能です。</p>
<p>おにぎりののりが、個別に原料原産地の対象として義務付けられたことは高く評価する。</p> <p>将来的に、巻き寿司等を含め、表示対象範囲を拡大してほしい。(同意見3012件)</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>おにぎりに使用する「のり」は、一般的に干しのりや焼きのりであり加工食品と考えられるが、おにぎりに使用するのりについては、「のり(国産)」とのりの原そうの原産地を記載する事が求められている。原材料表示の基本として中間加工原材料を仕入れた際は、中間加工原材料を表示することが決められている(食品表示基準Q&A加工-52)にもかかわらず、「のり(国産)」と記載する事は、法的な矛盾を生むとともに、消費者に原産地(製造地)と原料原産地を誤解させる表示になる。のりだけを特別に表示する必要があるのか再度検討してほしい。</p>	<p>「原そう」という用語は、一般的に使用されておらず、また、干しのりや焼きのりに使用されている名称も、海に生息している状態のもの名称も「のり」であるため、「のり」が最も一般的な名称と考えています。さらに、のりについては、原そうと干のりの原産国は同一であることから、原そうの原産地を表示することとしています。</p>
<p>おにぎり「梅干・鮭」の2個入りの場合で、たくあん2枚と一緒に包装したものと、たくあんが入っていないものでは、海苔の産地表示の有無が変わるという認識でよいか。</p>	<p>おにぎりとおかず(たくあん)と一緒に容器包装に入れたものは原料原産地表示の対象外です。</p>
<p>「おにぎり」と「付合せ」(例：おにぎり2個とたくあん3切れ)と一緒に包装した場合も対象外と考えてよいか。Q&A等にて盛り込んでほしい。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
「おにぎり」の定義を明確にしてほしい。	「おにぎり」は、コンビニエンスストア等で「のりが販売時には既に巻かれているもの」や「食べる前に自ら巻くような形態で売られているもの」など、消費者が一般的におにぎりとして認識するものを想定していません。
「おにぎりののり」について、おにぎりの定義も曖昧で、のりがひいきされているため、義務化に反対。	おにぎりののりの原料原産地は、のり生産者の意向も強く、消費者の商品選択の上で重要な情報と考えられ、表示義務付けの実行可能性があると見込まれることから、義務表示の対象としています。
おにぎりののりに係る原料原産地表示は、重量割合の最も高い原材料に係る原産地情報を優先するという、食品表示基準の基本的な考え方に反した恣意的なルールとなることから導入すべきでない。	
おにぎりののりを原料原産地表示の対象に追加する件に反対する。ガイドラインなどでの推奨程度におさめてほしい。(同意見1件)	
おにぎりののりを対象にする理由が不明確であり、義務表示ではなく自主的な情報提供を推進すべき。	
巻き寿司ののりが対象外であることに対し、疑問や懸念を抱く消費者による食品関連事業者への問合せの増加が想定される。消費者や事業者が納得できる理由を明確にする必要がある。	
「おにぎりののり」が突然義務化になることについて違和感がある。そもそも原料原産地表示が個別に検討されることに限界がある、という理由で「全ての加工食品に義務化」という発想になったのに、おにぎりののりが個別で義務化できるのであれば、他の加工食品も必要に応じて個別に義務化することができる。	
「おにぎり」だけ、主原料でないのりの産地表示をする制度については、非常に違和感がある。特色のある原料として自主性に任せればよく、他の全体に関わる基準の明確化などに力を入れていくべき。	
おにぎりの表示について、米トレーサビリティ法の対象である米飯が、原材料表示の反対面や側面に海苔用フィルムやシールへの印刷で「国産米使用」という表示がされていけば、のりの原産国表示のみを変更すればよいか。	重量割合上位1位の原材料が米トレーサビリティ法の対象原材料である場合には、既に米トレーサビリティ法に基づき産地表示が行われているため、新たに、おにぎりののりの原料原産地を表示する必要があります。
業務用加工食品	
外食事業者への業務用加工食品の販売に対しても、原料原産地情報の伝達を義務化すべき。 (理由) 消費者からの問合せに応えることができないおそれがあるため。	今後の課題とさせていただきます。
業務用加工食品を外食事業者へ納品する際には、原料原産地の表示義務の対象外となっているが、これは、店舗利用者、購買者からその商品の主たる原材料の原産地を訊かれた際に、答えることができなくてよい、又はしなくてよいという整理でよいか。	外食事業者に対して販売する業務用加工食品については、外食を原料原産地表示の対象としていないことから、義務付けしていません。

主な意見の概要	意見に対する考え方
商品の設計時には一般消費者の購入は意図していませんが、取扱い業者の意向で業務用加工食品が一般消費者でも購入できる状態で販売されることがある。これらについては業務用加工食品としての取扱い(伝票や規格書への記載)として認め、販売店の責任で消費者に伝達できるようにしてほしい。	
樽詰め容器は業務用加工食品と考えているが、ごく一部の小売店舗で一般消費者が購入できる実態があり、これについては、ウェブサイトや商品パンフレット等を渡すことで補完しようと考えているがよいのか。(同意見2件)	加工食品が一般消費者に販売される場合には、一般用加工食品の原料原産地表示義務が課せられることとなります。
事業者が「事業者間取引専用」としたものは、例えネット上で一般消費者が買えたとしても「業務用」の扱いにしてほしい。(同意見1件)	
「業務用加工食品を業務用スーパーなどで一般消費者向けに販売した場合は、食品表示基準違反になる。」について、生産メーカーの責任は問われないと判断してよいのか。また、その際の満たすべき条件は明確になっているのか。	加工食品が一般消費者に販売される場合には、一般用加工食品の原料原産地表示義務が課せられることとなります。 なお、事業者に不適正な表示が認められた場合には、「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」に基づき、確認された内容に応じて、指示又は指導を行っていくこととしています。
どういった場合に業務用加工食品に原料原産地が必要になるのか、事例が全く記載されていない。事例を挙げて分かりやすく説明してほしい。(同意見1件)	表示例については、Q&Aで示します。 なお、輸入品以外の加工食品で、「製造」に該当しないような単なる切断、小分け等を行い最終製品となる業務用加工食品については、最終製品において原料原産地表示義務の対象となる原材料の産地の表示が必要となります。
「新たな原料原産地表示制度に係る考え方」における業務用加工食品・業務用生鮮食品の説明が極めて分かり難い。事例を設けて分かりやすくしてほしい。	制度の周知に当たっては、関係省庁と連携し、パンフレット等を活用して分かりやすい説明となるよう努めてまいります。
業務用加工食品の原材料の産地表示を取引先に任意で伝達する際に、規格書等へ「中国他」のような表現を使うことは問題ないか。なお、この表現は加工食品の重量割合上位2位以下の原料に対して記載することがあってもよいのか。	業務用加工食品の原料原産地情報を任意で伝達する場合、その方法に特段の制限はありません。
業務用加工食品についても一般加工食品と同様に、経過措置期間終了まで製造・加工・輸入されるものの表示については従前の例によることができるとしてほしい。	経過措置期間終了後においては、一般用加工食品の製造に当たって、原料原産地表示が義務付けられることとなります。したがって、当該一般用加工食品の原料として使用される業務用加工食品にあつては、経過措置期間終了時点において、必要な表示等が行われている必要があります。
業務用加工食品においても、流通ベースではなく、一般加工食品同様の製造日ベースとしてほしい。	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>全ての業務用加工食品について、製造地のみならず生鮮原料の原産地の伝達を義務付けるべき。 また、外食事業者への業務用加工食品の販売に対しても表示義務の対象に加えるべき。(同意見 67 件)</p>	<p>今回の改正案においては、義務となる最終製品の原料原産地表示の正確性を確保するため、①最終製品において製造地表示義務の対象原材料となる業務用加工食品については、当該業務用加工食品の原産国名、②輸入品以外の加工食品で、「製造」に該当しないような単なる切断、小分け等を行い製品となる業務用加工食品については、最終製品において原料原産地表示義務の対象となる原材料の製造地名の表示が必要となります。 また、食品事業者間の合意に基づき最終製品において生鮮食品まで遡った原料原産地表示を行う場合には、当該合意に基づいて、業務用加工食品の原料の産地情報を伝達することとなります。 なお、外食事業者への業務用加工食品の販売に対する表示については、今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>加工食品に使用される中間加工原材料である業務用加工食品への製造地の表示は、その製造所若しくは加工所の所在地又は製造所固有記号の表示（輸入品は原産国の表示）で代えることができるものと定めてほしい。(同意見 9 件)</p>	<p>考え方については、Q&Aで示します。 なお、最終製品において製造地表示義務の対象原材料となる中間加工食品については、当該加工食品の原産国の表示が義務付けられることとなります。この場合の表示方法は、現行の食品表示基準 13 条の規定が適用されます。</p>
<p>原料原産地表示の 1 項で国産品である表示に代えて表示することができる地名に「④製造者の氏名・名称と製造所の所在地」を追加してほしい。 (理由) ④は既に多くの業務用加工食品に表示されており、この表示内容で十分に国内製造であることは理解できるため。</p>	
<p>最終商品の製造者は、納入される中間加工原料の産地情報が特定されたものであるのかどうかを確認する義務を負う事を明確に打ち出してほしい。</p>	
経過措置の拡充	
<p>経過措置期間として、平成 32 年 3 月末から、あと 1～2 年ほしい。 (理由) 原料原産地対象商品が多く、調査・システム対応・切替えなどを段階的に交換する必要がある。</p>	<p>経過措置期間については、パブリックコメントを踏まえ、消費者委員会食品表示部会で御議論いただき、平成 34 年 3 月 31 日までとしました。</p>
<p>経過措置期間について、十分な期間を設けるべき。 (同意見 41 件) (理由は、以下のいずれか。)</p>	
<p>1 現在、旧表示から新表示に徐々に切り替えているところであり、新たな表示事項の追加は、切替えを行った包材が無駄になり、経済的損失が大きい。 2 今回の改正は、消費者の選択に資することが目的であり、健康や食品安全に係る喫緊の課題ではないため。 3 消費者と事業者双方のため、準備に向け十分な期間が必要。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>経過措置期間として、施行後5年ほしい。 (同意見 117 件) (理由) 動きが悪い商品については既に新表示への移行を実施しており、平成 32 年 3 月末までとする改正案では、包材の廃棄や再商談等、無駄な経費が掛かる。</p>	<p>経過措置期間については、パブリックコメントを踏まえ、消費者委員会食品表示部会で御議論いただき、平成 34 年 3 月 31 日までとしました。</p>
<p>経過措置期間は、制度の検討が完了した後、改めて設定してほしい。</p>	
<p>経過措置期限の平成 32 年 (2020 年) 3 月末日を 1 年先の平成 33 年 (2021 年) 3 月末日とする。</p>	
<p>経過措置期間を途中で改定した場合は、更にこの原産地表示制度については特例等で延長してほしい。</p>	
<p>経過措置期間は実行可能性を考慮して、施行後 4 年とすべき。 (理由) 1 原料原産地表示を行うには、全製品 (1200 品目程度) での調査の必要、これに 1 年程度。表示根拠資料の作成に 6 か月、表示作成に 2 年間、合計 3.5 年程度と想定。 2 公正競争規約の改正が行われることをスケジュール的に勘案する必要がある。 3 今春で約 2 割の改版が終了予定、改版した製品も含め全ての商品に再度改版を行うこととなる。同一期間内に表示変更の依頼が包材メーカーに集中することが考えられ、包材メーカーのキャパシティも勘案する必要がある。</p>	
<p>今回の食品表示基準改正を受け、東京都でも条例の内容を見直すとのことだが、その見直しに要する期間は未定とのことである。改正案と都条例とでは内容が異なっており、消費者にとって混乱が生じないように、消費者への普及啓発が十分となるような経過措置期間を設けてほしい。</p>	
<p>経過措置期間は、施行後 5 年間とするとともに、現在の新表示法の経過措置期間もリセットし、今回の改正基準と合わせてほしい。(同意見 38 件)</p>	
<p>現在の食品表示基準全体の経過措置期間そのものを延長する形で設定できなければ、現実には実行困難。(同意見 5 件)</p>	
<p>食品表示基準の経過措置期間を当初の平成 32 年 3 月末から、平成 34 年秋まで延長していただきたい。</p>	
<p>遺伝子組換え食品の表示検討会で、新たに表示の変更が発生する可能性があるのなら、今の改版の動きを止めるように指示してほしい。さらに、食品表示法及び原料原産地と一緒に、施行後 5 年間の経過措置期間が必要。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>可能性表示、大括り表示を製品に表示するには、相当の時間を要する。 会員企業に聞き取りしたところ、切替え期間は1年を要するとの回答があった。 製品ごとの包材切替えには少なくとも上記の移行期間が必要であることを理解して、実行可能性を確保してほしい。併せて、その旨をQ&A等で明示してほしい。</p>	<p>経過措置期間については、パブリックコメントを踏まえ、消費者委員会食品表示部会で御議論いただき、平成34年3月31日までとしました。</p>
<p>現在、食品事業者は食品表示法改正による表示変更がスムーズに進んでおらず、今回の新たな基準に対応する余裕はない。多くの商品が自社の都合のタイミングだけでは変更できないという業界の仕組みも十分調査し、施行時期を見直してほしい。</p>	
<p>改正の施行日を延長してほしい。</p>	
<p>施行の時期について。原産国表示期限は新表示の期限に合わせずに、時期を2年程度ずらしてほしい。</p>	
<p>施行を平成32年4月とし、そこから経過措置期間として5年ほしい。</p>	
<p>業務用食品の事業者への啓蒙期間を十分に確保してほしい。 (理由) 原材料の調達戦略を見直すためには、少なくとも5年以上は必要。</p>	
<p>食品表示法の移行期間に重複する形で、新たなルールを追加しないでほしい。 今回の制度の導入により、既に修正を完了した品目も再度やり直す必要が生じ、なぜここで再修正による二重のコストを負担しなければならないのか納得できない。この不平等を是正する方策を準備してほしい。</p>	
<p>経過措置期間が短すぎる。</p>	
<p>食品表示法が施行され、移行期間が3年を切りそうな時点で、新たな表示改正を上乗せし、結果的に移行期間が2.5年程で表示を整えさせる程の緊急性も合理性も感じられない。食品衛生やアレルギーのように生命に関係ないレベルの内容を中途半端な表示で短期間の移行期間で義務化することは、性急過ぎる。</p>	
<p>消費者への普及啓発も含め十分な経過措置期間を設けていただくか、賞味期限の長い商品については経過措置期間の例外となるような配慮してほしい。</p>	
<p>業務用加工食品は、賞味期限が経過措置期間を超えるものがある。</p>	<p>最終製品において製造地表示義務の対象原材料となる中間加工食品については、当該加工食品の原産国の表示が義務付けられることとなります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>業務用加工食品で、改正前の食品表示基準に基づく表示がされたものについて、改正後の基準に対応した表示をシール等で貼付する方法、原料原産地情報が記載された規格書を販売先に提出する方法を認めてほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>缶詰製品は一般的に賞味期間が3年であり、現在想定されている経過措置期間では平成29年4月1日以降に製造した製品の賞味期限がすでに経過措置期間の終了日以降となっており、表示変更の必要がある。新しいシール貼付する場合は、衛生上の問題が懸念されるほか、異種製品を混載の危険性もある。製品は全国に流通するため流通途中の製品にシール貼り付けのために食品製造企業の担当者を派遣するとなると人的金銭的コストも非常に負担になり、中小企業にとってはほぼ不可能。業務用食品は事業者間の取引であり、必要な情報が的確に伝達できれば目的は達せられる。</p>	<p>考え方については、Q&Aで示します。</p> <p>なお、最終製品において製造地表示義務の対象原材料となる中間加工食品については、当該加工食品の原産国の表示が義務付けられます。</p>
<p>業務用加工食品について、経過措置期間を少なくとも制度施行日から5年間に延長していただきたい。また業務用食品においても、流通ベースではなく、一般用加工食品同様の製造日ベースとしていただきたい。</p>	<p>経過措置期間終了後においては、一般用加工食品の製造に当たって、原料原産地表示が義務付けられます。したがって、当該一般用加工食品の原料として使用される業務用加工食品においては、経過措置期間終了以降販売される商品には、原料原産地の表示等が行われている必要があります。</p>
<p>家庭用加工食品と業務用加工食品の経過措置を同じくし、平成32年3月31日製造までとすべき。</p>	
<p>監視体制</p>	
<p>移行に当たり、軽微な誤記等については、即、自主回収を行わせるのではなく、また、表示の修正、店頭等からの撤去を求めず、弾力的な対応をすべき。</p> <p>(同意見1件)</p>	<p>国(消費者庁、農林水産省等)及び都道府県等が行う立入検査等により、事業者に不適正な表示が認められた場合には、「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」に基づき、確認された内容に応じて、指示又は指導を行っていくこととしています。</p>
<p>原料原産地表示は安全性と直接関係のない事項でもあり、仮に表示に誤りがあっても直ちに表示の修正や商品の撤去まで求めない等、指針の弾力的運用を確保すべき。また、その旨を行政が指針として作成し、小売業(納品先)にも周知してほしい。</p> <p>(同意見20件)</p>	
<p>仕入先からの産地表示が違っている場合、仕入先が見抜くのは困難である。</p>	
<p>意図的でない軽微な表示間違いについては直ちに表示の修正や消費の撤去などの対応は求めずに、次回印刷時から修正する等の指導にとどめる等柔軟な運用をしてほしい。(同意見6件)</p>	
<p>違反した場合の厳罰が必要。(同意見3件)</p>	
<p>表示体系の複雑さによる単純ミス等について、直ちに表示基準違反として自主回収になるような指導は避けるべき。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>指針中、指導にとどめる前提の一つ、「違反事業者が直ちに表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っていること」の内、「の撤去」の文言削除を行い、「表示の修正等」に修正してほしい。</p>	
<p>ルールが複雑になれば、悪意のない誤りが発生するリスクがある。突発的な誤りについては一律の指導内容ではなく、状況による柔軟な対応が必要である。</p>	
<p>制度に対する理解不足から意図的でない軽微な表示ミスをするといったことも当面は懸念されるため、意図的でない軽微な表示ミスに対する指導等の弾力的運用をしてほしい。</p>	
<p>悪意を持った原産地偽装に対し厳しい処置を採ることは当然だが、過失による軽微な表示ミスの場合は1～2年程度の猶予期間を設け、その間は商品回収、直罰規定の緩和などの弾力的な運用が必要。</p>	<p>国（消費者庁、農林水産省等）及び都道府県等が行う立入検査等により、事業者にも不適正な表示が認められた場合には、「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」に基づき、確認された内容に応じて、指示又は指導を行っていくこととしています。</p>
<p>制度施行後、当業界の大多数を占める零細事業者が制度の理解不足に起因する表示ミスをするのが懸念されるので、制度の弾力的な運用をしてほしい。</p>	
<p>単純なミス等、意図せずに結果的に原料原産地の虚偽表示となる事が予想されるため、新しい原料原産地表示に係る罰則規定を他の表示事項と同様な規定（指示・命令に違反した場合に罰則）に見直すことを要望する。</p>	
<p>誤った情報が伝達された場合、正しい表示を行うことができない。製造事業者及び卸売事業者の実行可能性を確保できる方法を考慮してほしい。また、仮に表示に故意ではない誤りがあった場合は直ちに表示の修正や撤去・回収までは指示しないなどの対応を考慮してほしい。</p>	
<p>業務用加工食品については、原産国名の表示がなければ、国内製造（輸入品でない）と判断される。国内製造の業務用加工食品の原料原産地表示については、消費者向け最終製品には表示されないことから、本件に関する表示根拠となる書類の保管の必要性について明確にしてほしい。また、保管の必要性があるとされた場合、いかなる書類の保管が必要か明確にしてほしい。</p>	<p>業務用加工食品については、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合等においては、原産国名の表示は要しないとされており、原産国名の表示が無いことをもって、その全てが国内製造であると判断することはできません。したがって、一般加工食品の用に供する業務用加工食品（当事者間で合意した場合を除く）について、原産国名の表示が必要です。また、保管の必要性がある書類については、現行の食品表示基準Q&A（第41条関係）を参考としてください。</p>
<p>原料原産地表示がない業務用加工食品を、業務用スーパーなどで一般消費者向けに販売した場合、食品表示基準違反になるとあるが、食品表示基準違反の該当者は「販売する事業者」であると考えて間違いないか。もしそうでない（該当者は製造者）のであれば、販売者への歯止めとして罰則を検討してほしい。また、そうであれば、「原産地表示」だけでなく栄養成分など全ての項目に対して同等の内容をQ&Aに盛り込んでほしい。</p>	<p>現行の食品表示基準において、食品関連事業者（食品の製造、加工若しくは輸入を業とする者又は食品の販売を業とする者等）が、一般加工食品を販売する場合には、原料原産地表示を含む義務表示事項を表示する必要があります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「その他」、「輸入」、「外国製造」以外は産地が増えた又は減った場合にも表示変更が必要である。これら表示方法においても、実態でなく適切な根拠に基づいた表示内容を用いることを認めてほしい。</p>	<p>原料原産地表示を行うに際しては、国別重量順表示を原則としていますが、それが困難な場合には「可能性表示」や「大括り表示」を行うなど、実態に合わせて表示方法を検討してください。</p>
<p>新商品において計画に基づく表示を行った後、実績に基づく表示に切り替えるために、計画が1年間しか認められない場合、包材変更に係る準備期間が考慮されなければ、その後の実績表示に切り替えることが困難なため、新製品の製造開始から2年間は、実績表示に切り替えなくてよいなどの弾力的な運用にしてほしい。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>行政による監督の強化を図るべき。 食品衛生法第3条第2項の記録の作成及び保存の法的義務とし、原材料の流れを追跡できる体制を整えるべき。(同意見10件)</p>	
<p>軽微な間違いの場合には直罰規定を使用しないと明文化すべき。</p>	<p>食品表示法においては、原産地(原材料の原産地を含む。)について「虚偽の表示」がされた食品を販売した者に対する罰則が規定されています。</p>
<p>食品表示の監視体制において、「市販品を買い上げ、科学的分析」とあるが、民間の検査機関で行われているか。民間委託を行っているのであれば、委託先の選定は適正に行われているのか。民間の検査機関は信用がおけないので、国や国に準ずる検査機関で分析を実施してほしい。</p>	<p>食品表示の監視に当たっては、関係省庁や都道府県等と連携し、適切に実施することとしています。 なお、科学的分析を民間に委託する場合には、資格要件を満たした者の中から、適正に選定を行っています。</p>
<p>第一線で活動される食品衛生監視員や検査員への教育など、地方への国からの十分な補助と支援を求める。</p>	<p>従来から、地方公共団体等において表示監視の実務を担当する者に対する研修等を実施していますが、今後とも原料原産地を含む食品表示について、必要かつ十分な対応を行ってまいります。</p>
<p>自主点検で発覚し申告した案件は行政処分上考慮するようにすること。</p>	<p>事業者からの自主的な通報があった場合を含め、事業者に不適正な表示が認められた場合には、「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」に基づき、確認された内容に応じて、指示又は指導を行っていくこととしています。</p>
<p>突発的に表示された国からの原料の入手が困難になった場合、表示された産地以外の原材料を使用しなければ製造できなくなる可能性がある。このような場合の救済措置(例えば表示反映するまでの猶予期間を設ける等)を検討してほしい。(同意見12件) (理由) 実績に基づく表示を行った際の緊急事態対応に関する記載は特に示されていないことから検討してほしい。 例えば、黒糖の原産地をボリビア、タイと表示していた場合に、台風や干ばつ等で、フィリピン産や国内産の黒糖を使用しないと製造できず商品の供給ができなくなるような場合が想定される。</p>	<p>平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震の際は、食品表示基準に沿っていないものについて、衛生事項を除き運用上取締りの対象としないこととする対応を行っており、今後もこのような際は、同様の対応が考えられます。 また、同様の事例としては、家畜の伝染性疾病の発生による輸入停止措置等が考えられますが、あらかじめ典型的にお示しすることは困難であると考えています。 ただし、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではありません。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
原産国の衛生条件や需給状況等により当初の計画どおりに使用できないようなやむを得ない場合は、直ちに違反としないようにしてほしい。	平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震の際は、食品表示基準に沿っていないものについて、衛生事項を除き運用上取締りの対象としないこととする対応を行っており、今後もこのような際は、同様の対応が考えられます。 また、同様の事例としては、家畜の伝染性疾病の発生による輸入停止措置等が考えられますが、あらかじめ類型的にお示しすることは困難であると考えています。 ただし、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではありません。
輸出国のストライキ等突発的な理由で原料を調達できない理由で、表示が内容と異ならざるを得ないような場合は、監査（立入調査）における弾力的対応を要望する。	
原料原産地表示を行っている原材料について、異常気象や自然災害、動物疫病等により突発的に供給が困難になる場合が考えられ、この場合、現案では即表示違反となってしまうが、やむを得ず突発的な変更が必要となる場合には、その理由を整備等により、一定の猶予期間を設けるような柔軟な対応が必要。	
天候不順等による不作、家畜の伝染病等で調達先を変更しないとイケないケースでは、震災時の対応と同様に監視執行の弾力化を要望する。	
為替の変動以外の不可抗力による農産物の不作や輸出国の事情により原材料の調達を変更し、緊急かつ短期的・一時的な産地変更せざるを得ない場合には、東日本大震災や熊本地震の際の対応と同様にしてほしい。	
東日本大震災や熊本地震の際は、取締りの対象としないこととする個別対応がとられていたが、個別の対応によらずに、合理的な説明ができれば一時的に表示している産地以外の原料を使用してもよいこととしてほしい。	
突発的な事由に起因し既に表示されている国から原料を入手できなくなる可能性は十分考えられるので、このような場合は表示と合わない原料であっても使用を認めてほしい。	
醤油や味噌のように遺伝子組換えの表示義務のない調味料の「遺伝子組換えではない」との表示及び豆腐・納豆・豆乳などの「国産大豆 100%」は信用できない。消費者庁は厳密な監視を行うとともに、改正案に表示違反のチェックと罰則を付加してほしい。	原料原産地表示制度の運用に当たっては、国（消費者庁、農林水産省等）及び都道府県等が、事業者への立入検査等を通じて、適正な表示が行われているか表示の根拠となる書類等を実際に確認し、効果的かつ効率的な監視に務めることとしています。
原料原産地表示については、トレーサビリティが十分でなく、原産地を特定する科学的な分析もほとんどできないことから行政監視が難しい。 （同意見 4 件）	
例外表示の根拠となる資料は、誰が、どのように確認するのか。	
事業者の例外表示が実態に合致しているかを行政が監督する方法が定められていない。	
原料原産地表示が義務化されても、その表示が正しいかどうかをチェックする機能が作用しなければ、偽装表示等を明らかにすることは困難であることから、行政による監督の強化を図るべき。	
原料原産地表示については、監視体制が十分に機能せず、制度が崩壊する。	

主な意見の概要	意見に対する考え方
量販店と中小小売店の監視は公平に行ってほしい。	原料原産地表示制度の運用に当たっては、国（消費者庁、農林水産省等）及び都道府県等が、事業者への立入検査等を通じて、適正な表示が行われているか表示の根拠となる書類等を実際に確認し、効果的かつ効率的な監視に務めることとしています。
食品表示全体の監視体制を強化する必要がある、国は、自治体の食品衛生監視員の増員につながる支援強化を行うべき。	
監視体制が不十分な状態での複雑な制度導入はマイナス面が大きく、表示の裏付けとなる環境の整備を優先すべき。	
使用原料の監視については、内部告発や該当事務所での伝票も含めた強力な調査以外に正確性を担保することは難しい。（同意見1件）	
改正案は、事業者側の都合で表示方法を変えることも可能であることから、事業者の監視指導を徹底し、いかにモラルを維持するのか、制度上の位置付けも明確にするべき。	
ごまかしのない書類作成と厳格な保管を義務付け、定期的監視活動体制を整備し、違反事業者には厳格な対応をとるようにすべき。	
原産地表示はよりの確な監督をしてほしい。	
表示制度運用の担保となるトレーサビリティ制度や罰則規定（ミスと、悪質＝故意・重複違反との軽重差を設ける）、監視体制などの整備・強化をしてほしい。（同意見27件）	
監視体制が不十分な状態で「複雑」な制度を導入することに反対。	
対象原材料の将来的な拡充と抜け道がまかり通らないための措置、監視体制などの整備・強化をしてほしい。	
監視指導体制の充実・強化が不可欠。自治体における監視指導体制を支援する政策誘導も含めた対応を図ってほしい。また、食品トレーサビリティ制度の整備・強化を図るべき。	
社会的な仕組みを整えてから制度を導入すべき。	
表示を改定しても守られないと意味がないので、しっかり調査をしてほしい。	
例外表示によって、この制度が骨抜きになることを懸念する。可能な限り監視対策を整えてほしい。（同意見2件）	
可能性表示・大括り表示及び大括り条件＋可能性表示が認められる条件を満たしているのかを監視するための体制を、今まで以上に強化してほしい。事業者への巡回立入調査などの回数を増やせるよう、また不適正表示に対する指示・指導が十分にできるような人員の確保をしてほしい。	
制度施行後の監視体制を強化すべき。そのために、国だけでなく自治体の食品衛生監視員の増員と研修体制整備を政策誘導すべき。	
全ての加工食品の表示を監視・確認する体制が確立されていないにもかかわらず、指示命令、罰則が現在同様であるのは不適切である。（同意見1件）	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>事業者がルールを遵守しなければ意味がないため、監視体制の充実・強化は不可欠である。 全原材料のトレーサビリティシステムの整備・拡充が急務である。 食品衛生法の記録作成保管の努力義務を法的義務とすべき。</p>	<p>原料原産地表示制度の運用に当たっては、国（消費者庁、農林水産省等）及び都道府県等が、事業者への立入検査等を通じて、適正な表示が行われているか表示の根拠となる書類等を実際に確認し、効果的かつ効率的な監視に務めることとしています。</p>
<p>消費者等による民間の表示監視体制も導入すべき。</p>	
<p>適正な食品表示を確保するため、行政による食品表示の監督体制を強化すべき。（同意見 19 件）</p>	
<p>過去実績などの書類管理、違反時のペナルティなど整備に相応の予算と人員配置を期待する。</p>	
<p>トレーサビリティ制度や監視体制、罰則規定など整備を強化し、可能な限り例外表示を封じ込めることを求める。</p>	
<p>行政による食品表示の監督体制を強化すべき。 今後は外食やインスタ加工の食品についても、その原料原産地を売り場において分かりやすく表示することを義務付けるべき。</p>	
<p>例外表示の対象が拡大しすぎており、誤認や偽装の防止策として、過去 3 年以内の実績か今後 1 年以内の計画に基づき、表示にその時期を明記させること、その資料がチェックできるように保管させることなど事業者の責任をしっかりと監視する体制を構築してほしい。</p>	
<p>新たなルールに対する消費者の信頼を担保するためには、食品トレーサビリティ制度の新設と監視指導体制の充実・強化が必要。（同意見 1 件）</p>	
<p>制度施行後の定期的な表示の市場調査と監視体制の強化を要望。（同意見 2 件）</p>	
<p>消費者の表示への信頼を保つために事業者の遵守を担保するには、食品のトレーサビリティ制度の整備・強化を進め、監視体制の人員増加に頼らない合理的な監視指導体制のシステムを構築することで監視強化につなげるべき。</p>	
<p>罰則規定や監視体制などの整備・強化に努めることを期待する。</p>	
<p>例外表示の導入の際の監視体制について、検証するための技術が不十分な状態での今回の制度導入は問題がある。</p>	
<p>改正案における義務表示の例外には、事業者に係る例外表示が実態に合致しているのかを行政が監督する方法も定められていないため、全ての加工食品に原料原産地の表示を義務付けた趣旨を確保することは困難。（同意見 1 件）</p>	
<p>普及・啓発</p>	
<p>改正案の記載ルールは非常に複雑であるため、リーフレットやパンフレット配布、説明会実施だけでは全ての消費者に周知・理解させることは困難。（同意見 1 件）</p>	<p>新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>例外規定が設けられたことは、実行可能性を担保する観点からやむを得ないものとするが、今後、新たな基準の周知を事業者だけに委ねず、国においてしっかりと対応してほしい。(同意見3件)</p>	<p>新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>広く消費者に普及・啓発活動することが求められる。数年後に消費者の理解度を調査することを要望する。(同意見3件)</p>	<p>新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。 また、新たな食品表示制度がどれだけ消費者に理解されたか、継続的に消費者意向調査を実施し、理解度を調査・把握していく予定です。</p>
<p>パンフレットの作成など消費者への普及啓発を想定しているとのことであるが、十分に普及啓発されたかどうかはどのように判断するのか。想定している指標や普及啓発の期限を明確にしてほしい。</p>	
<p>表示内容が消費者に理解してもらえるか、有益に感じる消費者はどのくらいいるか。</p>	
<p>今回の改正に当たっては、これまで不可とされてきた「可能性表示」、「大括り表示」、「製造地表示」などが導入されて店頭に並ぶことになるため、消費者が混乱して誤認することがないように十分な周知が求められる。その際には、原料原産地表示は安全のための表示ではないこと、日本に流通する食品は、輸入食品・輸入原材料であっても国産と同じ基準が適用され、安全性が十分に確保されていることも合わせて周知してほしい。(同意見1件)</p>	<p>新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>消費者やマスコミ向けの説明会を全国規模で行うなど、周知を徹底してほしい。</p>	
<p>食品表示法以上に理解が困難であることが予想されるため、食品表示法施行時以上の普及・啓発活動が必要。</p>	
<p>食品表示を作成するに当たり、企業は多大な努力、労力、費用をかけている。その点も消費者に説明してほしい。また、食品表示法自体の普及・啓発も努めてほしい。</p>	
<p>「、」と「又は」の違いを消費者は理解できず、誤認を招くおそれがあるので、広く徹底した消費者への普及・啓発を要望する。 事業者には原則「国別重量順表示」での表示を要望する。</p>	
<p>消費者に対して誤認の可能性のある例外表示の正確な説明を周知徹底してほしい。</p>	
<p>今回の改正案では、一般的には同義と受け取られる可能性のある言葉が個別の意味を持って使用される場合が多く、消費者にとって複雑すぎる。 具体例：「原産地」「原料原産地」「中間加工原材料の製造地」「原産国」などや、「、」と「又は」など。 (同意見1件)</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>今回の改正案では、同じ加工食品でも様々な表記がされる場合があり、消費者にとっては表示による比較が困難になる。</p> <p>具体例：①小麦粉（小麦（アメリカ、国産、その他））、②小麦粉（小麦（アメリカ又は国産又はその他））、③小麦粉（小麦（輸入、国産））、④小麦粉（小麦（輸入又は国産））、⑤小麦粉（国内製造）、など。</p> <p>（同意見 2 件）</p>	<p>新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>今回の原料原産地表示は全ての加工食品を対象としたために複雑な表示となっており、一般の消費者の正しい理解を得るには表示内容について周知を徹底的に行う必要がある。</p>	
<p>本制度は、「国別重量順表示」、「可能性表示」、「大括り表示」、「製造地表示」、「可能性+大括り表示」、「製造地+可能性表示」、「製造地+大括り表示」等同一品目であっても商品ごとに様々な表示の商品が販売されることが想定されるため、消費者が誤認することがないように十分な期間を設けて周知してほしい。本来原料原産地表示は、安全性に関する表示ではなく、消費者が合理的選択のための情報であること、表示方法の違いに優劣があるものではないことを含めて普及・啓発してほしい。（同意見 3 件）</p>	
<p>原料原産地表示の既存 22 品目に関し、50%未満の対象原材料に対する今回の適用において、50%以上との表示内容の相違が発生することから、周知適用に関し、整合性を十分ご検討の上、表示解釈に曖昧さが残らないよう、Q&A等による整理と周知をしてほしい。</p> <p>同様にQ&A等にて、原材料名表示の第一位の解釈を明確に示していただきたい。原材料名の多い順の解釈にて、食品添加物を含んだ重量順とするのか否かを明示してほしい。</p>	<p>考え方については、Q&Aで示します。</p> <p>なお、今回の改正は原材料の表示方法を変更するものではありません。</p>
<p>業務用食品の事業者への啓蒙を十分に行ってほしい。（同意見 1 件）</p>	<p>制度の周知に当たっては、関係省庁と連携し、パンフレット等を活用して分かりやすい説明となるよう努めてまいります。</p>
<p>（理由）</p> <p>これまでは 22 食品群 + 4 品目への原料サプライヤーだけが原料原産地表示（製造地表示を含む）を行えばよかったが、今後は一般用加工食品の原料となりうる全ての業務用加工食品・業務用生鮮食品に原料原産地表示が必要となるため。</p>	
<p>中小事業者や消費者への普及・啓発などの周知に当たっては、分かりやすいQ&Aやパンフレットの作成など行政側の十分配慮していただきたい。</p>	
<p>昨今は全国的に直売所に出荷する方が多数いらっしゃいますが、その方々への教育が重要。</p>	
<p>分かりやすいQ&A、パンフレットの整備、説明会の開催等、事業者及び消費者に対する丁寧な周知が必要。（同意見 10 件）</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>今回の原料原産地表示を含め、新法表示の確定内容を分かりやすく一括にまとめた資料をホームページに掲載してほしい。また、間違いやすい表示、NG集なども表示例も併せて掲載してほしい。</p>	<p>制度の周知に当たっては、関係省庁と連携し、パンフレット等を活用して分かりやすい説明となるよう努めてまいります。</p>
<p>食品事業者、消費者等の双方の関係者に対し、混乱のないように制度の周知を丁寧に行うことが必要である。(同意見1件)</p>	
<p>分かりやすいQ&Aやパンフレットの整備、説明会開催、地域ごとに行政の窓口の設置や消費者との接点である小売事業者の協力を仰ぐほか、マスメディアとのタイアップや活用など従来以上に配慮が必要である。(同意見11件)</p>	
<p>新しい制度内容の周知活動を丁寧にきめ細かく行っていただきたい。 (理由) 全ての加工食品が対象となるので影響が大きく、食品事業者、消費者双方の関係者にとって混乱のないように制度の周知を丁寧にきめ細かく行うことが必要。</p>	
<p>普及啓発の際には、関連団体の施設やサイトでしか情報を得られないのではなく、スーパーの売り場等で配置できるようなポップやパンフレットの配布や、ネット広告等で制度の紹介と情報ページへ誘導等、消費者が目にしやすいように行ってほしい。 なお、事業者向けには説明会があるが、毎回限られた都市ではほぼ1回のため、場所や日時関係で参加できない企業は多い。説明や各企業の質問とその回答を聴くことで理解できることも多いため、オンライン受講やネットでの動画配信、各開催地での質疑応答内容の共有等も検討してほしい。</p>	
<p>新たな原料原産地表示は全ての加工食品を対象としたために影響が非常に大きく、実行の前提として、消費者・事業者等の関係者にとって混乱のないように制度の周知を徹底的に行うことが必須。また、一定期間で周知や理解の状況について把握を行い、執行の停止も含む制度の見直しを検討する柔軟な運用も必要。(同意見3件)</p>	
<p>きめ細かな指導を行える地方での人的体制の構築を図ってほしい。</p>	
<p>応答義務</p>	
<p>消費者からの問合せに対する事業者の応答義務を規定してほしい。(同意見3件)</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>国際整合性</p>	
<p>もともと国産振興を目的とした制度であり、国産、国内製造表示以外の商品が淘汰又は価格が低く抑えられる可能性がある。</p>	<p>原料原産地表示制度は、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資することを目的とするものです。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>国産原料を中心とした産地に需要が固定されてしまうのではないか。</p>	<p>原料原産地表示制度は、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資することを目的とするものです。</p>
<p>事業者は海外の原料仕入れ先に対し、これまで以上に原料のトレース管理が今以上に厳しくなり、管理できない仕入れ先は排除される可能性がある。</p>	<p>原材料が生鮮食品の場合にあってはその原産地を、原材料が加工食品の場合にあってはその製造地を表示することとしているため、海外から輸入された原材料が加工食品の場合に、生鮮原材料まで遡って原産地を表示することを義務付けるものではありません。</p>
<p>国際整合性について問題ないとしているが、そうでない部分があり、制度拡大については慎重に検討すべき。</p>	<p>TBT協定にのっとり、WTO通報等、適切な情報提供を行っています。</p>
<p>現在の米政権がこのような非関税障壁の導入を容認するとは思えない。</p>	
<p>改正案は、WTOの国際貿易ルールに反するものであるため撤回すべきである。 「韓国の制度が問題とならなかった」というのは争点化していない事例を取り上げているので妥当である根拠にならない。米国とカナダの間での争いとなった「COOL」こそ検討すべき対象である。</p>	
<p>原料原産地表示においては、コーデックス委員会では合意されておらず、国際規格との整合性が取られているとは考えにくい。引き続き十分な検討、議論が行なってから制度化すべき。(同意見12件)</p>	
<p>表示方法の拡大</p>	
<p>原料原産地表示について、インターネット又はQRコード又はお客様相談室等への問合せで回答する方法も可能とするべき。(同意見47件)</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>消費者が原料原産地を表示した事業者のホームページにアクセスして原料原産地の情報を検索できる仕組み等、容器包装への表示にこだわらず、柔軟な対応を可能とし、消費者に可能な限りの詳細な情報を提供する仕組みを確保すべき。</p>	
<p>ラベルへの記載に代えてウェブサイト上への掲載も可とすべき。その場合、消費者庁主導で、公共の食品表示サイトの設立をしてほしい。</p>	
<p>原料原産地のよう安全性に関わらないものについては、知りたい人がQRコードやお客様相談室を利用することで情報伝達可能である。</p>	
<p>加工食品の容器包装に表示を義務付けることにこだわらず、インターネットでの情報公開や電話での問合せ対応に応じることを義務付ける(応答義務)などの方法も合わせて制度設計すべき。(同意見8件)</p>	
<p>ラベルに表示するのは、QRコード又はそれに代わる全ての情報を記載できて、インターネットにつながなくてもお店の端末又は携帯電話で読み取ることができるものにしてほしい。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>国別重量順が困難な食品は、電話やホームページで個別に原料原産地情報を確認できるようにすればよい。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>メーカーのホームページ等で原産国情報があるのに、パッケージ表示が必要なのか。</p>	
<p>2次元コード導入など消費者側は進めてほしいが、事業者規模によっては助成するなどの制度構築はできないか。</p>	
<p>原料原産地表示について、各商品自体のラベル上で、詳細な原料原産地表示を義務付けることは、反対。</p>	
<p>商品自体への表示がきちんとされていることは大前提で、更に補足的にホームページにアクセスすれば簡単にトレースできるようにしてほしい。</p>	<p>原料原産地表示が義務付けられていない原材料や、容器包装に「可能性表示」や「大括り表示」、「中間加工原材料の製造地表示」を行った場合における詳細な産地情報について、インターネットなどにより、消費者に対して自主的かつ積極的な情報提供に努めることは望ましいと考えます。</p>
<p>不慮の理由で記載どおりの原料が調達できず、記載外の原料を使用する場合の通知方法について、インターネットで公知させるなどの方法も認めていただくような弾力的な措置を検討いただききたい。 (同意見1件)</p>	<p>平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震の際は、食品表示基準に沿っていないものについて、衛生事項を除き運用上取締りの対象としないこととする対応を行っており、今後もこのような際は、同様の対応が考えられます。 また、同様の事例としては、家畜の伝染性疾病の発生による輸入停止措置等が考えられますが、あらかじめ典型的にお示しすることは困難であると考えています。 ただし、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではありません。</p>
<p>表示方法は、一括表示外でもいいのか。</p>	<p>原料原産地名の欄に表示箇所を明示した上で枠外に表示することが可能です。</p>
<p>インターネットで自主的に原料原産地を表示する場合、事実に基づく分かりやすい表示であれば、食品表示法で定める表示方法に厳密に従っていなくても違法にはならないと考えてよいか。</p>	<p>義務表示は、原則として容器包装への表示により行う必要があります。なお、自主的に表示を行ったものであっても、景品表示法等の表示に係る法令に抵触する事実があれば、指導・罰則などの対象となることから、事実に基づく分かりやすい表示に努めてください。</p>
<p>できるだけ「その他」、「輸入」、「又は」を使用せず、QRコード等ではなく、商品パッケージに国名を明確に表示してほしい。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>産地が確定的にならないものは、特にインターネット等により詳細内容を公表するように義務化すべき。(同意見4件)</p>	
<p>消費者の知りたい情報は、インターネット等でなく全てパッケージに表示してほしい。国名の表示が文字数や漢字の表示が難しいという問題があるのであれば、国旗のシールを造り、貼るのはどうか。</p>	
<p>見やすい表示</p>	
<p>国際的な整合性を図り、シンプルな表示にすべき。</p>	<p>TBT協定にのっとり、WTO通報等、適切な情報提供を行っています。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>本当に知りたい情報だけを簡潔に記載することが、消費者のためである。</p>	<p>今まで対象とされていなかった加工食品について、新たに原料原産地情報が提供されるため、消費者にとっては合理的に商品を選択できることとなり、メリットが大きいと考えています。</p>
<p>原材料が国産か否か、分かりやすい表示にすべき。</p>	
<p>表示文字の大きさ制限について 旧法上は一括表示等の最低限の情報を集約した結果現状のポイントで対応できるが、新法上では一括表示や栄養成分表示に加え原産地表示となれば必須情報がラベル対応の商品には収まらず印刷包材にならざるを得ない。</p>	<p>新たな食品表示制度について消費者への普及啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>総菜のような小さなパッケージの商品では表示可能面積が小さく、ラベルサイズが大きくなれば表示で中身が見えなくなり、消費者の商品選択に寄与しない。</p>	
<p>表示の「見やすさ」、「分かりやすさ」、消費者の「比べやすさ」を念頭に表示方法を検討すべき。 (理由) 今回の例外表示は「事業者が表示方法(例外表示)を選ぶことができる制度」であり、消費者にとっては、同じ商品群でも表示方法が異なり、比べることが困難になるため。</p>	<p>アレルギー表示など安全性に係る表示が見やすくなるよう、Q&Aで表示順を示します。</p>
<p>アレルギーやもっと健康に関係する表示を大きく分かりやすい表示にしてほしい。</p>	
<p>産地名の意味を誤認させる用語</p>	
<p>中間加工原材料に製造地を表示し、商品全体の製造地を別途表示する場合、異なる産地を表示しているにもかかわらず、そうした各産地表示がどこに結び付いているのか(原材料なのか、加工食品全体なのか)が明確である限り、食品表示基準9条1項6号の原料原産地を誤認させるような用語に当たらないとの理解でよいのか。</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>景品表示法</p>	
<p>今回の改正前に例外表示で「国産又は〇〇(A国)」とすると、景品表示法において、優良誤認の対象となるのではないか。</p>	<p>「国産又は〇〇(A国)」などの例外表示について、国産原材料が外国原材料より品質等において優れていると一般消費者が認識する食品であり、実際に国産原材料が使用された実績又は使用される予定が全くなく、当該表示が実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるものである場合には、景品表示法違反となる可能性があります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>可能性表示及び大括り表示は、景品表示法に抵触する可能性はないのか。(同意見1件)</p>	<p>可能性表示を行うに当たっては、過去の使用実績等に基づく表示であることを原産国の表示とともに容器包装に注意書きすることとされています。事業者が新しい制度に基づき当該注意書きを記載する限り、一般消費者が当該制度を理解する下では、当該原料原産地表示は使用の可能性があるものであって、必ず使用されていると誤認されることがないことから、仮に表示された原材料が使用されていない製品があったとしても、景品表示法違反となるわけではありません。</p> <p>ただし、過去の使用実績がなかったり、当該商品に使用する予定がない原材料の原産地を容器包装に使用原料国名として表示することは、景品表示法違反となる可能性があります。</p> <p>大括り表示は、過去の使用実績等からみて、国別重量順表示が困難な場合に3以上の外国の産地表示を「輸入」と括って表示することができるものとされています。事業者が新しい制度に基づき当該表示をする限り、一般消費者が当該制度を理解する下では、当該原料原産地表示は3以上の外国から輸入されたものであることについて誤認されることがないことから、景品表示法に抵触するわけではありません。</p> <p>ただし、過去の使用実績がなかったり、当該商品に使用する予定がないにもかかわらず、大括り表示をすることは、景品表示法違反となる可能性があります。</p>
その他	
改正案の文言への指摘	
<p>第10条十一の文末、「～あっては、当該生鮮食品。)となるものの原産地に限る。)」だが、「となるもの」は不要ではないか。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
見直し規定	
<p>一定期間経過後の制度の見直しを食品表示基準の中に規定することを要望。(同意見5件)</p>	<p>新たな原料原産地表示制度については、今後もモニタリングを行い実態を把握・検証し、その結果を踏まえ、必要があれば制度の見直しをしていくこととしています。</p>
Q&A等の整理	
<p>対象原材料として2以上の原産地のものを使用し、過去の実績から使用量として日本、A国、B国の使用順は変わることはないが、製造ロットによってはいずれかの国を使用しないことがある場合、国別重量表示として(国産、A国、B国)の表示でよいのか、又は可能性表示として(国産又はA国又はB国)という表示になるのか等の実際に即した具体的な表示例や考え方を示してほしい。</p>	<p>国別重量順表示は、表示が付されている製品に使用されている原料の原産地が表示されるものです。したがって、お尋ねの製造ロットにより使用されている原料の原産地が異なっており、商品に使用されていない原産地を表示することは、適切な表示方法ではありません。実績等に基づく可能性表示等を検討してください。</p>
<p>同種の原材料をその総称で括っている場合の原料原産地表示の例をQ&Aに追加してほしい。</p>	<p>表示例については、Q&Aで示します。</p>
<p>可能性表示する場合の使用計画に基づく注意書きの例をQ&Aに追加してほしい。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
1つの製品に国別重量順表示と製造地表示が行われる場合の例示を示してほしい。	
中間加工原材料を複合原材料表記した場合の表示例をQ&A等で示してほしい。	
特定原材料等を原材料名の直後に括弧して表示した場合の原料原産地表示方法の例をQ&A等で示してほしい。	
事業者が理解しやすくミスをすることがないように、Q&Aにできるだけ多くの表示例を盛り込み丁寧に解説してほしい。	
<p>「国内で製造又は加工された全ての加工食品（輸入品以外の全ての加工食品）を義務表示の対象とする。」とあり、対象から除くものとして「・食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合（インスタ加工）〔基準第5条〕」とある。</p> <p>「食品表示基準Q&A」において、「総則-15」では「小分け」は「加工」と定義されているが、「総則-17」では「小分け」は「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」に該当しません」となっており、原産地表示についてもどのようにとらえればよいか分かりづらい。</p> <p>店舗バックヤードにて小分け包装する場合、原料原産地表示が必要になるのか明確になるよう、「加工」という文言で正しく表現できているのか検討してほしい。</p>	<p>考え方については、Q&Aで示します。</p>
Q&A加工-202の表示例も見直しをお願いしたい。特色ある原料原産地の表示を原材料名欄に強調する場合や、一括表示以外に表示する場合などで、原料原産地義務化との関連性や表示方法が不明である。現行では、国産の例があるが、更に狭い地域の場合はどうなるのか。	
メーカーによっては意図的に複合原材料名を使用しない場合も存在する。(例：チョコレートを、カカオマス、ココアバター、砂糖・・・と表記) こういった表示方法の解釈についても、Q&Aを用いてどの原料に対して原料原産地表示が適切か明記してほしい。	
Q&Aは、食品の種類ごとの表示例をふんだんに使用し、表示のイメージがつかめるものにしてほしい。また、可能な限り早く提示してほしい。	
中間加工原材料の名称に代えて生鮮食品の原材料名まで遡って表示している場合の表示例を充実させてほしい。	
個々に販売している商品を1つの箱に詰合せ包装した際の外装表示作成方法など、様々なパターンに関して具体的にQ&Aなどで例示してほしい。	
原料原産地表示を行うに当たり重量割合上位1位ということですが、その重量中には添加物重量を含まない、ということであるならばその旨をQ&Aに明記してほしい。(同意見1件)	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>本改正案において、例えば飲料に関しては「水」が「対象原材料」であり、「水」の原産地を表示すべきとなるがそれでよいか。</p>	<p>考え方については、Q&Aで示します。</p>
<p>内閣府令を通読しても、「水」が原材料では無いとする根拠は一切見当たらない。 水が原材料として表示されていない食品は単なる表示違反であって、法令上許容する規定は存在しないと考えられる。</p>	
<p>複数工場で製造する際は、JANコード単位で商品に使用されている原材料の数量を調査し、その原料を記載するとのこと（4月愛知会場説明会）でしたが、それについての明記はQ&Aで示してほしい。また、以下の例の場合、実質使用していない国が含まれる場合でも問題ないのか。 同じJANコードの商品（外装は統一使用） A工場 第1原料産地→国産 B工場 第1原料産地→アメリカ産 C工場 第1原料産地→中国産</p>	<p>表示例については、Q&Aで示します。 なお、過去の使用実績等の順で原料原産地を可能性表示した場合、表示されている原産地の範囲で原料が使用されていることを表していることとなります。</p>
<p>食塩の原材料の海水が生鮮水産物に該当するということをQ&Aで整理してほしい。</p>	<p>食塩の原材料の海水について、その産地を「海水（○）」と表示することは可能です。</p>
<p>輸入された業務用加工食品の場合、原料原産地表示が対象外であることが分かりにくいので、Q&Aなどで補足記載してほしい。</p>	<p>考え方については、Q&Aで示します。 なお、輸入された中間加工原材料が、原料原産地表示の対象原材料となる場合には、当該中間加工原材料の製造地を表示する必要があります。</p>
条例との整合性	
<p>表示制度については、食品表示法と東京都条例の両方を確認せねばならず、煩雑である。食品表示法のみ統一すべき。</p>	<p>原料原産地表示について、東京都とも必要な調整を図ることとしています。</p>
<p>東京都消費生活条例による原料原産地表示について 1 調理冷凍食品に関しては、原材料及び添加物に占める重量の割合が、上位3位以内かつ、重量に占める割合が5%以上のもの 2 商品名又は名称にその名称が付されたものが表示義務の対象となっているが、新たな原料原産地表示制度で、全ての加工食品において、製品に占める重量割合上位1位の原料の産地を表示義務対象とするのであれば、上記1及び2のルールも新制度で賄うことは難しいか。（同意見1件）</p>	
複合原材料	
<p>原産地表示に該当するのが複合原材料使用の場合は中間加工原材料と同じ扱いでよいのか。</p>	<p>対象原材料が複合原材料である場合は、原則として、複合原材料の製造地を「○○製造」等と表示することとなります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>複合原材料として記載する条件が不明確 (判断に困るケース)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同じ会社の別施設で製造している複合原材料を使用する 2 同じ工場内で別会社(子会社等)が製造した複合原材料を使用する 3 同じ会社、同じ工場内の別ラインで製造し、作り置きした複合原材料を使用する 	
<p>複合原材料の原料が省略表示を出来ない場合(一般名がない場合)、複合原材料の原材料を全てばらして配合率を出すのか。 例 一括表示内で以下のように表示(複合原材料ミックス粉) ミックス粉(小麦粉、卵、…)のような場合 ・ミックス粉の製造地なのか ・ミックス粉を構成する中間加工原材料(小麦粉、卵等)の重量割合上位1位のものの製造地か 表示が複雑で消費者にとって分かりにくくなりそう。以下のような表示で問題ないのか。 加工が何重にもなっているものは最終加工地なのか。生鮮原産地なのか。</p>	<p>今回の改正は、原材料の表示方法を変更するものではありません。 対象原材料が複合原材料である場合は、原則として、複合原材料の製造地を「〇〇製造」等と表示することとなります。</p>
<p>同工場で製造した仕掛品を使用した商品の場合も、複合原材料として製造地表示又は原産地表示してよいのか。</p>	
<p>対象原材料が複合原材料で、分解表示する場合について、製造地はどこを指すのか。 米粉調製品中の米粉と砂糖を分解表示したい。 米粉調製品の製造地はA国で、中身の米粉の製造地はB国で、砂糖の製造地はC国である場合に、米粉調製品としての製造地を表示してよいのか。つまり、米粉(A国製造)、砂糖(A国製造)となるのか。それとも、分解した中身の製造地を表示するのか。 つまり、米粉(B国製造)、砂糖(C国製造)となるのでしょうか。複合原材料を分解した場合の原料原産地の表示可能なパターンについて、Q&Aの中で具体的に明記いただききたい。 理由：原料原産地表示の判断ができないため。また、もし后者であれば、複合原材料の中身の製造地までは現段階で把握できていないため、追加調査が必要になるため。</p>	<p>今回の改正は、原材料の表示方法を変更するものではありません。 また、原料原産地表示は、原材料名に対応させて表示する必要があります。</p>
<p>複合原材料の原材料を表示する場合や、アレルギー表示、原料原産地表示をする場合、一つの原材料に対して複数の括弧を使用しなければならない場合がある。具体的な表示例を示してほしい。また、表示例とは異なる場合でも、本質的な内容が正しければ違反とはならない旨を明示してほしい。</p>	<p>アレルギー表示など安全性に係る表示が見やすくなるよう、Q&Aで表示順を示します。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>補足資料20ページ目のどらやきの皮を製造地表示ではなく産地表示をする場合は、皮（卵（国産）、小麦粉（小麦（カナダ））、砂糖（国内製造））というように、製造地と原料原産地の混在表示が発生してもよいのか。もし皮を分解表示した場合も同様に、卵（国産）、小麦粉（小麦（カナダ））、砂糖（国内製造）というように混在表示が可能か。</p> <p>1つの購入原材料に対して、製造地と原料原産地の混在表示の可・不可について、Q&Aの中で具体的に明記してほしい。</p> <p>理由：例えば、《カナダ産小麦使用》などの強調表示との整合性との観点から、複合原材料中の特定の原材料のみの原料原産地だけを表示したい場合があるため。</p>	<p>中間加工原材料の原料の産地について、生鮮原材料まで遡って判明している場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその産地を表示することができます。</p> <p>なお、生鮮原材料まで遡った表示をする場合、それ以外の任意の段階での製造地表示は、義務表示事項の表示とは認められません。</p>
詰め合わせ	
<p>アソート品について、原料原産地表示の対象原材料はそのアソート全体の重量割合上位1位なのか、個別の重量割合上位1位なのか。</p>	<p>詰め合わせ食品として、個別の食品ごと一括表示が必要なものは、それぞれの食品ごとに原料原産地表示を行う必要があります。また、複数の加工食品により構成される製品の場合には、それぞれの加工食品に使用されている原材料のうち、重量割合上位1位となる原材料が原料原産地表示の義務付け対象となります。（食品表示法Q&A/総則-8及び加工-60を参照）</p>
<p>外装から個々の表示が見えない場合の詰め合わせ食品へはどのように表示をすればよいか。また、可能性表示をしている商品を詰め合わせた場合「使用実績に基づく注意書き」の記載は必要か。</p>	<p>現行の詰め合わせ食品の表示方法（食品表示法Q&A/総則-8を参照）に基づき、それぞれの食品の一括表示を行っている場所に表示する必要があります。</p>
コンタミネーション	
<p>「不適正な表示」の事例を挙げていただきたい。例えば製造過程のコンタミネーションで、ごく微量の他産地（表示していない産地）の原料が混入していることが後で判明した場合、当該製品は出荷止めや回収の対象となり得るか。</p> <p>同じ製造ラインを使用して、連続して異なる製品を製造する場合、同じ原材料であれば洗浄等を行わずに連続して製造することがある。このときに使用するそれぞれの原材料の原産地が異なる場合、意図せぬ混入が発生してしまうが、こういった場合の意図せぬ原材料については原料原産地表示の対象とはならないと考えているが、その理解でよいか。</p>	<p>原料原産地表示の対象となる原材料は、製品の製造に使用した原材料であり、通常、製造工程の中で、意図せず、ごく少量混入したものは、当該製品の製造に使用した原材料の原産地として表示する必要はありません。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
資材ロス	
<p>改版が前提の改正案は、資材のロスなど環境的にも理解できない制度。</p>	<p>今回の改正案は、国別重量順表示以外にも、可能性表示や大括り表示などの例外表示も一定の条件下で認められることになり、事業者の実行可能性を踏まえて検討したものです。</p>
<p>包材の切替え頻度が多くなり、業者の負担が増える。また、包材の廃棄等を考えるとエコではないことから、義務表示は適切な方法ではない。</p>	
<p>「〇年度実績による」、「〇年度計画による」と表示した場合、1日でも過ぎると改版の必要がある、と4/18の説明会にて説明を受けたが、容器包装を計画どおりに消費できない場合、大量の包材ロスや欠品を招きかねない。柔軟な対応を望む。</p>	<p>参考資料でお示しした注意書きの例以外を認めないという趣旨ではありません。 注意書きの例については、Q&Aで示します。</p>
<p>突発的な事態が生じ、表示していない原材料を使わざるを得ない場合は、改版する必要があると、4/18の説明会にて説明があったが、サーマルプリンタ等であれば都度の対応は可能かもしれないが、容器包装を印刷している場合の改版は数か月を要し、そこまで臨機応変に対応できず、大量の包材ロスや欠品を招きかねない。柔軟な対応を望む。</p>	<p>平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震の際は、食品表示基準に沿っていないものについて、衛生事項を除き運用上取締りの対象としないこととする対応を行っており、今後もこのような際は、同様の対応が考えられます。 また、同様の事例としては、家畜の伝染性疾病の発生による輸入停止措置等が考えられますが、あらかじめ典型的にお示しすることは困難であると考えています。 ただし、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではありません。</p>
食品トレーサビリティ	
<p>食品トレーサビリティ制度の整備・強化を図ってほしい。(同意見16件) (理由) 新たなルールに対する消費者の信頼を担保するとともに、正しい表示をする事業者を支援して健全な市場をつくるためには監視指導体制の充実・強化が是非とも必要。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
乳製品の表示	
<p>乳製品の原料原産地表示の具体的な表示内容については消費者庁から指針を出してほしい。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>牛乳が原材料の第一位となる場合は生乳生産地ではなく製造工場生産地の記載が原則となるのか。産地を記載したい場合には「牛乳(生乳(北海道))」となるのか。例えば黒糖での産地表示のような方法をとるべきではないか。 そもそも牛乳は、必ず牛乳への「製造」が必要であり、ほとんど生産と同義とも言えるのではないか。生乳生産地の方が消費者の注目度が高いのではと思われ検討をお願いしたい。</p>	<p>加工食品の原材料として牛乳を使用した場合には、「牛乳(〇〇製造)」と表示するのが基本ですが、生乳の産地を表示する場合には、「牛乳(生乳(北海道))」と表示することも可能です。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
輸入チーズの原産国表示	
<p>輸入チーズを、国内でシュレッド又はカットし包装する製品は、「原産国」表示に代えて「原料原産地表示」とすることを、Q&A等に明記してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>原料原産地表示が施行されることにより、原料原産地と原産国の2項で国名を表示することが考えられるが、2項で国名を記載すると、消費者が混乱する可能性がある。したがって、原料原産地表示の趣旨からすると、原産国表示をやめ原料原産地表示のみにすることが適切である。(同意見1件)</p>	<p>輸入品については、これまでどおり、当該商品の「原産国」を表示する必要があります。</p>
育児用調整粉乳	
<p>育児用調整粉乳を含む特別用途食品（特定保健用食品は除く）は、原料原産地表示から除いてほしい。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、原則として全ての加工食品を原料原産地表示の対象としています。</p>
鯉節の表示	
<p>鯉節特有の性質からすると、たん白質を凝固させる物理的変化が伴う、生切り・煮熟の作業を行った加工地を原産地とすることが適正である。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
食用植物油	
<p>食品表示法においても、「食用とうもろこし油」の原材料を「食用とうもろこし油」とすることとし、JAS規格品とそれ以外で原材料表示が異なる混乱が起きないように、原材料の製造地表示の例を以下のように明文化していただききたい。</p> <p>原材料の製造地表示の例： 名称 食用とうもろこし油 原材料名 食用とうもろこし油（〇〇製造）</p>	<p>今回の改正は、原材料の表示方法を変更するものではありません。</p> <p>また、原料原産地表示は、原材料名に対応させて表示する必要があります。</p>
<p>食用油の原料原産地表示をしてほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>原料が遺伝子組換えかどうか分かりやすくなる。</p> <p>(同意見5件)</p>	<p>新たな原料原産地表示制度では、全ての加工食品を対象としています。</p>
食用塩表示	
<p>輸入原料として使用される塩には、天日塩、岩塩、湖塩があります。岩塩には採掘しただけのものと溶解再結晶したものの2種類（食用塩の表示に関する公正競争規約参照）がありますが、採掘したままの塩であれば生鮮原料と考えています。また、湖塩は、塩湖で自然に採れる塩なので生鮮原料となると考えています。天日塩についても、塩田で採れた塩であり、農作物と同様であるので生鮮原料と考えています。このように判断できるのかの明確な基準が示されていないので、指針、Q&A等で示してほしい。</p>	<p>加工食品の原材料として使用された「塩」は、中間加工原材料であり、原則として「食塩（〇〇製造）」等と表示することとなります。</p> <p>なお、中間加工原材料の原材料に遡った表示を行う場合には、「食塩（海水（〇〇）」や「食塩（岩塩（〇〇）」等と表示することも可能です。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>原料区分に該当していない海水については、水域も原料原産地表示として消費者への情報として重要であるので、海水は例外とし、「国産である旨に加え、都道府県名又はそのほか一般に知られている地名、水域名の表示ができる」と規定してほしい。</p>	<p>加工食品の原材料として使用された「塩」は、中間加工原材料であり、原則として「食塩（〇〇製造）」等と表示することとなります。</p> <p>なお、中間加工原材料の原材料に遡った表示を行う場合には、「食塩（海水（〇〇）」や「食塩（岩塩（〇〇）」等と表示することも可能です。</p>
清涼飲料水表示	
<p>清涼飲料水は果糖ブドウ糖液糖が第一になることが多い。しかし果糖ブドウ糖液糖は製造地、加工地ともに固定することはせず、時期によってもっとも低コストで安定した調達ができるところから購買している。そもそも液体はタンク内で混ざる。よって、表示は（国内又は外国）とせざるを得ない。こんないい加減な表示は誰の得にもならない。</p>	<p>消費者庁と農林水産省が共同で開催した「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者方に各々の立場から御議論いただき、取りまとめられた「中間取りまとめ」を踏まえ、改正案を作成・提示しています。</p>
<p>清涼飲料水は地域ごとの工場で使用している糖類の銘柄が違い、A工場ではB国製造のもの、C工場ではD国製造のもの、E工場では F国、E国、又は国内製造のものという組み合わせで使用することがある。その理由は、液糖・砂糖やクエン酸・ビタミンC（添加物）のような中間製造原料は原産地や加工地が違って品質は全く同じという共通認識があるから。その共通認識を確認もせず、表示に反映しようとするにそもそも無理がある。</p>	
弁当・総菜類表示	
<p>弁当・総菜類は、原料原産地表示について、例外を設けるべき。</p> <p>（理由）</p> <p>例えば、「メンチカツ弁当」であれば、表示の重量順は、</p> <p>1. メンチカツ（牛・豚・小麦・卵を含む） ※自家製 2. ご飯 3. 付け合わせ</p> <p>使用した原材料の順番は</p> <p>1. ひき肉（外国又は日本） 2. 米 3. 玉ねぎ 4. その他</p> <p>となる場合、</p> <p>A：「メンチカツ（国内製造）（牛・豚・小麦・卵を含む）、ご飯、付け合わせ」という表示でいいのか、</p> <p>B：「メンチカツ（ひき肉（外国又は日本）（牛・豚を含む）、玉ねぎ、その他（小麦・卵を含む）、ご飯、付け合わせ／※平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月の実績」となるのか。</p> <p>他の表示義務内容を合わせると、打出しシールに収まるものではない。</p>	<p>今回の改正は、原材料の表示方法を変更するものではありません。</p> <p>対象原材料が複合原材料（メンチカツ）である場合は、原則として、複合原材料の製造地を「〇〇製造」等と表示することとなります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
お弁当について「国産米使用」と、一括表示以外のどこかにでも記載をすればよいか。今後のQ&Aなどで示してほしい。	今回の改正案においては、その他の法令によって表示が義務付けられている場合は、対象から除かれることとなっていますので、表示が必要な食品の重量割合上位1位の原材料が、米トレーサビリティ法による表示の対象となっている場合には、今回の改正案に基づく原料原産地表示の必要はありません。
バター液漬けされた鶏唐揚げを購入し自社で調理（揚げる）してお弁当にした場合で、ご飯よりも唐揚げの方が多（原料原産地表示必要）場合に、バター液漬け鶏唐揚げの加工地を記載することでよいか。今後のQ&Aなどで示してほしい。	原料原産地表示は、原材料名に対応させて表示する必要があります。 適切に原材料名表示した上で、それに対応させて、原料原産地名を表示してください。
リターナル瓶への表示	
リターナル瓶を容器とする飲料等については、物理的な表示可能面積は30cm ² 以上であるものの、瓶はリユースするために表示することはできず、実態的には王冠にしか表示できない。 食品表示の一元化に当たり、栄養成分表示も義務化され、さらに、原料原産地表示についての王冠への表示はスペースの観点から厳しいものがある。特に、可能性表示の場合の、「一定期間の使用実績等に基づいていることの付記」まで記載することはスペース上不可能である。 このような場合の実行可能性のある表示方法を考慮してほしい。	容器包装の表示可能面積がおおむね30cm ² 以下の場合には、原料原産地表示を省略することが可能です。
地名の表示	
水産物は、原産国名ではなく、水域名のみでの表示も可能としてほしい。	原料原産地表示では、水産物の産地は、原産国名を原則とし、原産国名に水域名を併記することができることとしています。
旧地名の表示に関する取扱い及び例示もQ&Aに記載すべき。	
原料原産地名を表示するに当たり、市町村名と都道府県名が同じ場合は、「市町村」及び「都道府県」との記載を省略できない旨を、Q&Aに記載すべき。	
原料原産地表示で、国産品である表示に代えて表示することができる地名に、「製造者の氏名又は名称及び製造所の所在地」を追加してほしい。（同意見4件）	考え方については、Q&Aで示します。
ヨーロッパ産の農産物原料であって、原産地がEUとしか特定できない場合、「原産地：EU」という表示でもよいか。	
原産地として国名表示だけでなく、北米、東南アジア等の地域名表示も可能にしていきたい。	
輸入品であっても、よく知られた地名・地域名（台湾、香港など）の表示を認めてほしい。	「台湾」、「香港」と表示することは可能です。
「原料原産地の国名」とあるところは「原料原産地の国又は地域名」とすべきである。国名とした場合、「台湾」は国として認められるのか。	「台湾」と表示することは可能です。

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>輸入品について、特色のある原材料の表示として、原産地が国よりも狭く限定された地域のものである旨の表示をしている場合、どのように表示すればよいのか、具体例を示していただきたい。</p> <p>(具体例) 「シチリア産レモン使用」と表示している果実飲料の場合、重量順1位のレモン果汁は原材料名欄において「レモン」と表示するが、その原料原産地は「レモン (イタリア)」でよいのか。</p>	<p>原料原産地名表示は、輸入品にあつては「原産国名」を表示することになっていますので、具体例でいうと、レモンの原産国である「イタリア」と表示していれば問題ありません。</p>
<p>産地の記載方法について、「「国産である旨」の表示として「日本」の記載も可能です。」と補足資料又はQ&Aに記載してほしい。</p>	<p>対象原材料が生鮮食品である場合の、国産である旨の表示に際しては、「たまねぎ (日本)」、「たまねぎ (日本国)」、「たまねぎ (国内産)」等と表示することも可能です。</p>
<p>現行法は「国産」となっているが「日本」の表記も認めてほしい。</p>	
<p>「国内産」「日本産」などの表示でも国産である旨の表示に当たると考えているが、これらの表示でも構わないか。</p>	
<p>国産である旨の表示が「日本」、「日本国」でもよいことをQ&Aに整理してほしい。</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>国産である旨に代えて、都道府県その他一般に知られている地名により表示することを検討している (具体的には、「りんご (青森県)」や「さつまいも (九州)」など)。 この場合、「青森県」や「九州」は原料原産地であることが明確であり、「産」の文字はつけなくても問題ないと考えているが、その理解でよいか。</p>	
<p>水産物の産地</p>	
<p>遠洋で漁獲された水産物について、表示方法は記載されているが、国産か輸入か判断する基準が明確に記載されていない。 他の生鮮食品と条件が異なるため何をもって国産とするか、水産関係者以外にも理解のできる条文等にしてほしい。</p>	<p>水産物の原産国の考え方については、食品表示基準Q&A「生鮮-29」にあるとおり、国際ルールに基づいて、漁業活動が行われた国 (領海が属する国) 及び漁獲を行った船舶が属する国が原産国となります。</p>
<p>強調表示</p>	
<p>任意表示部分に産地に関する強調表示をする場合は、その産地が優れているかのような補足情報を付帯させることに厳しい制限が必要。</p>	<p>食品表示基準第9条第1項第1号において、実際のものより著しく優良又は有利であることを誤認させる用語は、表示禁止事項として規定されています。</p>
<p>国内産小麦 100%で対応可能な場合は、国内産小麦 100%として強調表示を行いたい。</p>	<p>食品表示基準第7条及び第12条の規定に基づき、強調表示を行うことができます。</p>
<p>特色ある原材料</p>	
<p>重量割合上位2位以下の原材料が特色あるものである旨の表示をした場合、原料原産地名を表示すれば、重量の割合の表示は適用外と解されるが、特色のある原材料の重量割合は消費者の重大な選択要素であるため、表示するべき。</p>	<p>特色のある原材料等の表示は、食品表示基準第7条及び第12条の規定に基づき表示する必要があります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>改正案に基づく原料原産地表示は、従来からある原料原産地表示と同様に、食品表示法に定める「特色のある原材料（原料原産地）の強調」には該当しないか。また監視場面において誤解が無いように「考え方」中で明記をしてほしい。</p>	<p>加工食品の原料原産地表示のルールに基づき別記様式などにより表示されているものについては、「特色のある原材料」には該当せず、このことについては、従来から食品表示基準第7条の表の特色のある原材料等に関する事項の項の1で明記されています。</p>
<p>原料原産地表示の任意表示</p>	
<p>使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料以外の原材料の原料原産地を任意で表示する場合、現行のQ&Aでは曖昧であるため、分かりやすく解説すべき。</p>	<p>考え方については、Q&Aで示します。</p>

意見総数 8,715 件（うち、取り上げた意見 8,640 件、取り上げなかった意見 75 件）